

# 2022 履修要項

人間福祉学部（2021年度以降入学者）  
Faculty of Human Welfare

社会福祉学科 Department of Social Welfare

心理福祉学科 Department of Psychology and Welfare



田園調布学園大学

Den-en Chofu University

2022 年度

# 履修要項



# 目 次

## 教育課程

人間福祉学部 ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー	3
「DCU 学士力」について	11
DCU 学士力（基礎力）	11
DCU 学士力（専門性） 社会福祉専攻	12
DCU 学士力（専門性） 介護福祉専攻	13
DCU 学士力（専門性） 心理福祉学科	14
社会福祉学科 社会福祉専攻	15
(1) 社会福祉学科の概要	15
(2) 卒業に必要な単位数と授業科目	16
社会福祉学科 社会福祉専攻 カリキュラム・マップ	17
社会福祉学科 社会福祉専攻 カリキュラム・ツリー	21
社会福祉学科 介護福祉専攻	23
(1) 社会福祉学科の概要	23
(2) 卒業に必要な単位数と授業科目	23
社会福祉学科 介護福祉専攻 カリキュラム・マップ	24
社会福祉学科 介護福祉専攻 カリキュラム・ツリー	27
心理福祉学科	29
(1) 心理福祉学科の概要	29
(2) 卒業に必要な単位数と授業科目	29
心理福祉学科 カリキュラム・マップ	30
心理福祉学科 教職課程	33
(3) 専門演習 I・II	36
(4) 卒業研究	36
心理福祉学科における資格取得と「コース」について	37
心理福祉学科における「社会福祉士」の取得を目指す科目履修について	39
心理福祉学科 カリキュラム・ツリー	41
履修の案内	43
科目の区分と単位制について	43
履修登録について	44
授業について	45
成績評価と単位の認定について	48
試験について	50
GPA について	51
単位互換について（放送大学）	52
実習について（社会福祉学科、心理福祉学科）	53
実習の概要（福祉関係）	53
実習の流れ（福祉関係）	53
資格取得のための実習スケジュール（福祉関係）	53
1. ソーシャルワーク実習（社会福祉専攻、介護福祉専攻、心理福祉学科）	54
2. 精神保健福祉援助実習（社会福祉専攻）	55
3. 介護実習（介護福祉専攻）	56
4. スクールソーシャルワーク実習（社会福祉専攻）	57

5. 医療ソーシャルワーク実習（社会福祉専攻）	58
資格取得について	59
資格一覧表	59
1. 社会福祉士国家試験受験資格（社会福祉専攻、介護福祉専攻、心理福祉学科）	60
2. 介護福祉士国家試験受験資格（介護福祉専攻）	69
3. 精神保健福祉士国家試験受験資格（社会福祉専攻）	74
4. 教職課程（心理福祉学科）	85
5. 社会福祉主事任用資格	89
6. 児童指導員任用資格	90
7. 認定心理士資格（心理福祉学科）	91
8. スクールソーシャルワーク教育課程修了者（社会福祉専攻）	94
9. ピアヘルパー（社会福祉専攻、介護福祉専攻、心理福祉学科）	96
10. アクティビティ・ワーカー（介護福祉専攻）	97
田園調布学園大学 履修規程	98
田園調布学園大学 授業に関する規程	101
田園調布学園大学 試験規程	104
田園調布学園大学 社会福祉士国家試験受験資格取得履修規程	107
田園調布学園大学 精神保健福祉士国家試験受験資格取得履修規程	111
田園調布学園大学 人間福祉学部社会福祉学科 介護福祉士国家試験受験資格取得履修規程	113
田園調布学園大学 人間福祉学部心理福祉学科 教職課程履修規程（2022年度以降入学者）	115
田園調布学園大学 人間福祉学部心理福祉学科 教職課程履修規程（2021年度以前入学者）	122
田園調布学園大学「卒業研究（卒業論文）」倫理指針	129
2022年度 授業担当教員一覧	130

---

---

# 教育課程

---

---

## 〈人間福祉学部〉

### ●社会福祉学科

- ・社会福祉専攻
- ・介護福祉専攻

### ●心理福祉学科



# 田園調布学園大学

- 1) 卒業認定・学位授与の方針 [ディプロマ・ポリシー]
- 2) 教育課程編成・実施の方針 [カリキュラム・ポリシー]
- 3) 入学者受入れの方針 [アドミッション・ポリシー]

## 人間福祉学部

### 1) 卒業認定・学位授与の方針 [ディプロマ・ポリシー]

#### 社会福祉学科

人間福祉学部社会福祉学科では、建学の精神に基づき、人間理解を基礎として、共感性をもったコミュニケーションを通じて支援対象の課題を把握し、その課題解決に向け計画的に他者と連携・協働しながら課題解決を行い、誰もが安心して暮らせる社会の幸福を追求する高い専門性と福祉マインドを身につけた専門職の養成を目的としている。

そのため、以下、専攻ごとに掲げる課程修了時の資質・能力を身につけ、要件単位を修得した者について卒業を認定し、学位（学士「社会福祉学」）を授与する。

#### 社会福祉学科 社会福祉専攻

1. 人間理解を基礎として、必要な知識について主体的に学ぶ姿勢が身についている。
2. 汎用的な知識を用いて、学びの対象について思考することができる。
3. 共感性をもったコミュニケーションができる。
4. 課題解決に際して他者と連携・協働することができる。
5. 支援対象の課題を発見し、アセスメントをすることができる。
6. 個人の尊厳を重視し、倫理観をもって支援することができる。
7. 課題解決に向けた支援計画を作成し、実践および評価することができる。
8. 地域社会に働きかけつつ総合的な相談支援を行うことができる。

#### 社会福祉学科 介護福祉専攻

1. 人間理解を基礎として、必要な知識について主体的に学ぶ姿勢が身についている。
2. 汎用的な知識を用いて、学びの対象について思考することができる。
3. 共感性をもったコミュニケーションができる。
4. 課題解決に際して他者と連携・協働することができる。
5. 支援対象の課題を発見し、アセスメントをすることができる。
6. 個人の尊厳を重視し、倫理観をもって支援することができる。
7. 介護福祉の知識と技術を統合し、実践に結びつけることができる。
8. 介護を必要とする人の状況を的確に把握し、根拠に基づいた計画・支援を実践することができる。

#### 心理福祉学科

人間福祉学部心理福祉学科では、建学の精神に基づき、人の一生を通した多様な福祉ニーズに対応するために、心理と福祉の専門的知識を活用して、福祉現場や教育現場において貢献できる人材を養成することを目的とする。

そのため、以下に掲げる課程修了時の資質・能力を獲得し、要件単位を修得した者について卒業を認定し、学位（学士「社会福祉学」）を授与する。

#### 【課程修了時の資質・能力】

1. 人間理解を基礎として、必要な知識について主体的に学ぶ姿勢が身についている。
2. 汎用的な知識を用いて、学びの対象について思考することができる。
3. 共感性をもったコミュニケーションができる。
4. 課題解決に際して他者と連携・協働することができる。
5. 心理学や社会福祉学の知識に基づき、状況に応じたアセスメントをすることができる。
6. 個別のニーズに応じた支援計画・指導計画を作成することができる。
7. 生活上の諸問題の解決に向けた相談援助を実践することができる。
8. 特別支援教育や心理的・福祉的支援の諸問題に関係諸機関と連携して取り組むことができる。



## 2) 教育課程編成・実施の方針 [カリキュラム・ポリシー]

### 社会福祉学科 社会福祉専攻

人間福祉学部社会福祉学科社会福祉専攻における教育課程は、大きく総合教育科目と専門科目に区分し、それぞれを構成する授業科目は、学位授与の方針に基づく課程修了時の資質・能力の獲得を担保するため、学修領域ごとに系統性をもって過不足なく配置する。また、相互に有機的な関連性、履修の順序性をもたせることで、教育課程全体として体系的な編成を確保し、以下に示す学修内容、学修方法、学修過程及び学修評価の方法により実施する。

#### 【学修内容】

総合教育科目と専門科目は相互に関連し、両者を段階的に学んでいくことにより、福祉マインドの醸成と専門的な知識・技能を備えた専門職としての資質・能力を身につけることになる。それぞれの学修内容は次のとおりとする。

##### 〈総合教育科目〉

総合教育科目では、「人間」、「社会」、「自然」、「言語」、「スポーツ」、「学びの基礎」という区分を通して社会の一員として必要とされる学ぶ姿勢や方法を習得するとともに、専門教育へつながる深い人間理解のための総合的・多角的視野を身につける。

##### 〈専門基礎科目〉

専門基礎科目では、専門性の高い科目を学ぶために必要となる汎用的な知識を用いて思考する基礎的能力を身につける。

##### 〈専門基幹科目〉

専門基幹科目では、専門職になるための明確な課題意識と具体的な目標を持ち、それを実現するための資格取得に係る科目を履修し、専門的な実践能力を身につける。

##### 〈専門発展科目〉

専門発展科目では、卒業後の具体的な進路を意識し、職業を通じて地域社会に働きかけるための実践的な専門知識と専門技術を習得する。

#### 【学修方法】

総合教育科目及び専門科目を構成する各科目の授業形態は、授業の到達目標や教育方法、クラスサイズにより、講義、演習、実習・実技及び卒業研究に区分する。また、学生の能動的な学修を促し教育効果を高めるため、演習科目を中心にグループワーク、フィールドワーク、プレゼンテーション、課題発見・解決型学習及びディスカッション等を取り入れた授業を実施し、実践を通じて知識や技能の活用を図るとともに、主体性、協働する姿勢、表現力を身につける。

特に、実践的な演習授業、学外研修、学外実習、地域連携による協働プログラムへの参加等、体験を通じた学びとその振り返りを重視する。

#### 【学修過程】

##### 〈1～2年次〉

総合教育科目及び専門基礎科目を中心に履修し、特に総合教育科目においては、初年次教育として配置する授業科目を履修し、高等学校から大学への円滑な移行を図り、人間理解を基礎として主体的に学ぶ姿勢と在学中の学習効果を高めるためのスキルを習得する。また、地域貢献活動等を取り入れた授業科目では、実践学修を通じて福祉マインドを身につける。

##### 〈2～3年次〉

社会福祉士をはじめ各種資格取得に必要な授業科目を中心に履修し、様々な福祉の専門領域の知識を蓄え、演習や実習を通じて倫理観と共感性を持ったコミュニケーション能力を育む。そして、他者と連携して課題発見から課題解決まで行う専門的な相談技術を習得する。また、学科専攻ごとの専門分野の授業科目、実習科目を履修することにより知識と技術の融合を図り、課題発見・解決能力を身につける。

##### 〈3～4年次〉

専門発展科目やキャリア関連科目を履修し、卒業後の進路を意識した専門性を高めるとともに、職業を通じて地域社会とどのようにかかわっていくのか、明確な課題意識と具体的な目標をもち、それを実現するための総合的な能力（実践力）を習得する。

#### 【学修評価の方法】

- 総合教育科目及び専門科目を構成する各授業科目の学修評価は、当該授業科目のねらい、到達目標に対し、各科目の評価方法、評価基準に照らして学生個々の達成度を測って行う。
- 各学年における学修成果の評価は、当該年度の履修科目における GPA に集約し、アドバイザーが修得単位数とともに学修状況評価に応じた指導、助言を行う。

- 自己評価ツールの導入により、学生が自ら目標を設定し計画を立てて学び、学修の達成度を確認し評価することにより、不断の振り返りと課題への取組を行う。

## 社会福祉学科 介護福祉専攻

人間福祉学部社会福祉学科介護福祉専攻における教育課程は、大きく総合教育科目と専門科目に区分し、それぞれを構成する授業科目は、学位授与の方針に基づく課程修了時の資質・能力の獲得を担保するため、学修領域ごとに系統性をもって過不足なく配置する。また、相互に有機的な関連性、履修の順序性をもたせることで、教育課程全体として体系的な編成を確保し、以下に示す学修内容、学修方法、学修過程及び学修評価の方法により実施する。

### 【学修内容】

総合教育科目と専門科目は相互に関連し、両者を段階的に学んでいくことにより、福祉マインドの醸成と専門的な知識・技能を備えた専門職としての資質・能力を身につけることになる。それぞれの学修内容は次のとおりとする。

#### 〈総合教育科目〉

総合教育科目では、「人間」、「社会」、「自然」、「言語」、「スポーツ」、「学びの基礎」という区分を通して社会の一員として必要とされる学ぶ姿勢や方法を習得するとともに、専門教育へつながる深い人間理解のための総合的・多角的視野を身につける。

#### 〈専門基礎科目〉

専門基礎科目では、専門性の高い科目を学ぶために必要となる汎用的な知識を用いて思考する基礎的能力を身につける。

#### 〈専門基幹科目〉

専門基幹科目では、社会福祉領域を中心とする専門的な科目を履修し、具体的な課題解決のための能力を身につける。

#### 〈専門発展科目〉

専門発展科目では、介護福祉の領域に関連する高度な専門知識ならびに実践的な技能等を習得する。

### 【学修方法】

総合教育科目及び専門科目を構成する各科目の授業形態は、授業の到達目標や教育方法、クラスサイズにより、講義、演習、実習・実技及び卒業研究に区分する。また、学生の能動的な学修を促し教育効果を高めるため、演習科目を中心にグループワーク、フィールドワーク、プレゼンテーション、課題発見・解決型学習及びディスカッション等を取り入れた授業を実施し、実践を通じて知識や技能の活用を図るとともに、主体性、協働する姿勢、表現力を身につける。

特に、実践的な演習授業、学外研修、学外実習、地域連携による協働プログラムへの参加等、体験を通じた学びとその振り返りを重視する。

### 【学修過程】

#### 〈1～2年次〉

人間理解を基礎として必要な知識を主体的に学ぶ総合教育科目・専門基礎科目を履修することにより、幅広い教養を身につける。特に初年次教育である「基礎演習」を通して、大学での学習効果を高めるためのスキルを学び、汎用的な知識を用いて思考する能力を身につける。

また、これらと並行して、介護福祉士資格取得に必要な指定科目を履修することにより、介護を思考する能力を養い、介護を必要とする人の尊厳を保ち、生活を総合的に支援するための知識と技術を習得し、倫理観やコミュニケーション能力を身につける。

#### 〈2～3年次〉

社会福祉士資格取得に必要な専門基礎科目、専門基幹科目を中心に履修し、多様な福祉ニーズに対応するための専門領域の知識を蓄え、相談援助を行う技術を習得する。

#### 〈4年次〉

専門分野のキャリア関連科目を履修し、卒業後の具体的な進路を意識し、職業を通じて地域社会とどのようにかわっていくのか、明確な課題意識と具体的な目標を持ちそれを実現するための実践力を身につける。

### 【学修評価の方法】

- 総合教育科目及び専門科目を構成する各授業科目の学修評価は、当該授業科目のねらい、到達目標に対し、各科目の評価方法、評価基準に照らして学生個々の達成度を測って行う。
- 各学年における学修評価は、当該年度の履修科目における GPA に集約し、アドバイザーが修得単位数とともに学修状況評価に応じた指導、助言を行う。
- 自己評価ツールの導入により、学生が自ら目標を設定し計画を立てて学び、学修の達成度を確認し評価することにより、不断の振り返りと課題への取組を行う。

## 心理福祉学科

人間福祉学部心理福祉学科における教育課程は、大きく総合教育科目と専門科目に区分し、それぞれを構成する授業科目は、学位授与の方針に基づく課程修了時の資質・能力の獲得を担保するため、学修領域ごとに系統性をもって過不足なく配置する。また、相互に有機的な関連性、履修の順序性をもたせることで、教育課程全体として体系的な編成を確保し、以下に示す学修内容、学修方法、学修過程及び学修評価の方法により実施する。

### 【学修内容】

総合教育科目と専門科目は相互に関連し、両者を段階的に学んでいくことにより、福祉マインドの醸成と専門的な知識・技能を備えた専門職としての資質・能力を身につけることになる。それぞれの学修内容は次のとおりとする。

#### 〈総合教育科目〉

総合教育科目では、「人間」、「社会」、「自然」、「言語」、「スポーツ」、「学びの基礎」という区分を通して社会の一員として必要とされる学ぶ姿勢や方法を習得するとともに、専門教育へつながる深い人間理解のための総合的・多角的視野を身につける。

#### 〈専門基礎科目〉

専門基礎科目は、専門性の高い科目を学ぶために必要となる知識を用いて思考する基礎的能力を身につける。

#### 〈専門基幹科目〉

専門基幹科目は、社会福祉領域を中心とする具体的な課題解決のための能力の習得を目指した専門性を身につける。

#### 〈専門発展科目〉

専門発展科目は、社会福祉、心理、教育の領域に関連するより高度な専門知識ならびに実践的な技能等を習得する。

### 【学修方法】

総合教育科目及び専門科目を構成する各科目の授業形態は、授業の到達目標や教育方法、クラスサイズにより、講義、演習、実習・実技及び卒業研究に区分する。また、学生の能動的な学修を促し教育効果を高めるため、演習科目を中心にグループワーク、フィールドワーク、プレゼンテーション、課題発見・解決型学習およびディスカッション等を取り入れた授業を実施し、実践を通じて知識や技能の活用を図るとともに、主体性、協働する姿勢、表現力を身につける。

特に、実践的な演習授業、学外研修、学外実習、地域連携による協働プログラムへの参加等、体験を通じた学びとその振り返りを重視する。

### 【学修過程】

#### 〈1～2年次〉

総合教育科目及び専門基礎科目を中心に履修し、特に総合教育科目においては、初年次教育として配置する授業科目を履修し、高等学校から大学への円滑な移行を図り、人間理解を基礎として主体的に学ぶ姿勢と在学中の学習効果を高めるためのスキルを習得する。また、地域貢献活動等を取り入れた授業科目により、実践学修を通じて福祉マインドを身につける。

#### 〈2～3年次〉

主に社会福祉、心理、教育の領域に関連する様々な分野の知識を蓄え、実践的な課題発見・課題解決能力の習得を目指す。また、演習や実習を通じて共感性をもったコミュニケーション能力を育み、課題解決に際して他者と連携・協働する能力を身につける。

#### 〈3～4年次〉

専門発展科目を中心に履修し、卒業後の進路を意識し、明確な目標をもって各自の専門性を高めるとともに、状況に応じたアセスメント能力、個別のニーズに応じた支援計画もしくは指導計画を作成する能力を含む、相談援助もしくは特別支援教育の実践のための総合的な能力の習得を目指す。

### 【学修評価の方法】

- 総合教育科目及び専門科目を構成する各授業科目の学修評価は、当該授業科目のねらい、到達目標に対し、各科目の評価方法、評価基準に照らして学生個々の達成度を測って行う。
- 各学年における学修成果の評価は、当該年度の履修科目における GPA に集約し、アドバイザーが修得単位数とともに学修状況評価に応じた指導、助言を行う。
- 自己評価ツールの導入により、学生が自ら目標を設定し計画を立てて学び、学修の達成度を確認し評価することにより、不断の振り返りと課題への取組を行う。

### 3) 入学者受入れの方針【アドミッション・ポリシー】(人間福祉学部共通)

#### 【DCUの求める学生像】

本学は、建学の精神である「捨我精進」に基づき、柔軟な思考と行動力のある人間性の豊かな人材を育成したいと考えています。

人間福祉学部では、建学の精神に沿って、次のような興味・関心・問題意識を持ち、将来、地域社会・国際社会に貢献できる学生の入学を期待します。

#### 【AP(アドミッション・ポリシー) 学部】

##### 〈人間福祉学部〉

福祉や教育分野に興味・関心を持ち、さまざまな生きづらさや生活課題を抱える人々を支援することで、広く社会に貢献したいと考える学生。

#### 【入学前に求める能力、経験、姿勢】

人間福祉学部で学ぶためには、次のような資質や能力、学力や経験、姿勢や態度を期待します。

##### API <持っている資質や能力>

- ①人の気持ちや状況を考えたうえで、様々な人と積極的に関わることができる。
- ②社会の問題に強い関心を持ち、その背景や要因について考えることができる。
- ③自ら主体的に学ぶことができる。
- ④様々な価値観を持つ人がいることを理解し、柔軟な思考ができる。
- ⑤自分の考えを持ちながら、他者と良好なコミュニケーションを図ることができる。

##### APII <高校までの学力や経験>

- ①高校で学ぶ各教科における基礎的な知識や技能。
- ②社会のしくみや制度についての基本的な知識。
- ③人にわかりやすく伝えることができる基本的な日本語力。
- ④ボランティア等の社会的活動への参加、または生徒会、部活動等の継続的な活動、または習い事等の継続的な活動。

##### APIII <入学後に期待される姿勢や態度>

- ①専門職としての知識と技能を身に付け、社会に貢献しようという姿勢。
- ②目標をもち計画的に学業に取り組み、必要な知識、思考力、判断力、表現力、課題発見力および課題解決力など(DCU基礎力と専門性)を身につけようとする姿勢。
- ③実習も含め社会的活動に積極的に参加し、多様な人々と協働していく能力。

#### 【入学者選抜および評価の方法】

入学者選抜では、次のような選抜方法(全学部共通)を置き、すべての入試において、AP(学部)、API、APII、APIIIに基づき、学力の3要素(①知識・技能、②思考力・判断力・表現力、③主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度)を評価し、公正な審査を行います。

##### 1 総合型選抜

強い目的意識や深く考える力、コミュニケーション能力などを持つ人、または学校内外で多様な活動をしてきた人を求める選抜方法です。

###### ①総合型選抜(課題提出型)

志望理由書、調査書、課題の提出を事前に求め、課題(50点)、プレゼンテーション(100点)と、志望理由書および調査書をもとにした面接(100点)によって総合的に評価します。

###### ②総合型選抜(活動報告型)

志望理由書、調査書、活動証明書、活動報告書の提出を事前に求め、活動報告書(50点)、プレゼンテーション(100点)と、志望理由書、調査書、活動証明書をもとにした面接(100点)によって総合的に評価します。

###### ③総合型選抜(特待生型)

志望理由書、調査書、課題の提出を事前に求め、課題(50点)、プレゼンテーション(100点)と、志望理由書および調査書をもとにした面接(100点)、および小論文(100点)によって総合的に評価します。

##### 2 学校推薦型選抜

学業および人物がすぐれ、学校長が推薦する人を対象とする選抜です。

志望理由書、調査書、学校長の推薦書を事前に提出し、調査書(50点)、口頭試問(50点)、志望理由書、調査書、推薦書をもとにした面接(100点)によって総合的に評価します。

### 3 一般選抜

書類審査と学力試験で判定する選抜方法です。

#### ①一般選抜（個別試験型）

提出した志望理由書（10点）および調査書（10点）、本学で受験する「国語」（100点※現代文のみ）と「英語」（100点）の試験によって総合的に評価します。

#### ②一般選抜（大学入学共通テスト利用型）

提出した志望理由書（10点）および調査書（10点）、大学入学共通テストの高得点2科目（それぞれ100点満点に換算し合計200点満点とする）によって総合的に評価します。

※各選抜方法と学力の3要素との関連は以下の通りです。

選抜型	選抜方法	配点	知識 技能	思考力 判断力 表現力	主体性 多様性 協働性	※備考
総合型選抜 (課題提出型)	志望理由書	※				点数化せず面接で確認する
	調査書	※				点数化せず面接で確認する
	課題	50	◎	○		
	プレゼンテーション	100	○	◎		質疑応答を含む
	面接	100		○	◎	
総合型選抜 (活動報告型)	志望理由書	※				点数化せず面接で確認する
	調査書	※				点数化せず面接で確認する
	活動証明書	※				点数化せず面接で確認する
	活動報告書	50	◎		○	
	プレゼンテーション	100	○	◎		質疑応答を含む
	面接	100		○	◎	
総合型選抜 (特待生型)	志望理由書	※				点数化せず面接で確認する
	調査書	※				点数化せず面接で確認する
	課題	50	◎	○		
	プレゼンテーション	100	○	◎		質疑応答を含む
	面接	100		○	◎	
	小論文	100	○	◎		
学校推薦型選抜	推薦書	※				点数化せず面接で確認する
	志望理由書	※				点数化せず面接で確認する
	調査書	50	◎			
	口頭試問	50	○	◎		
	面接	100		○	◎	
一般選抜 (個別試験型)	志望理由書	10		○	◎	
	調査書	10			◎	
	国語※	100	◎	○(記述)		80～100字の記述問題を含む
	英語※	100	◎	○(記述)		記述問題を含む、検定試験等は利用しない
一般選抜 (大学入学共通テスト 利用型)	志望理由書	10		○	◎	
	調査書	10			◎	
	高得点1	100(換算)	◎			英語はリーディング・リスニングの合計点を 100点に換算する。
	高得点2	100(換算)	◎			

## 4 その他

### ①調布学園卒業生子女等選抜

本学の建学の精神および教育理念に深い理解を示す同窓生の子女等を受け入れることにより、本学の伝統を継承、発展させるための一助とする選抜制度です。

志望理由書、調査書を事前に提出し、口頭試問（50点）、志望理由書、調査書をもとにした面接（100点）によって総合的に評価します。

### ②社会人選抜

高等学校等を卒業し、社会人としての経験を有する人を対象とする選抜制度です。社会で培ってきた社会人基礎力と学修に対する主体的な姿勢が求められます。

志望理由書を事前に提出し、面接（100点）と小論文（100点）によって総合的に評価します。

### ③3年次編入学選抜

大学に在籍中または卒業、あるいは短期大学等を卒業し、本学の3年次編入を希望する人を対象とする選抜制度です。専門分野に対する発展的な学修を継続したいという意欲と姿勢が求められます。

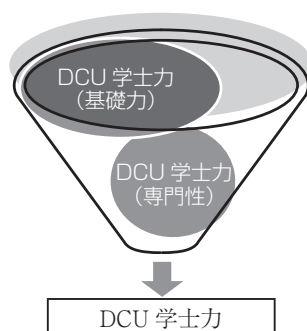
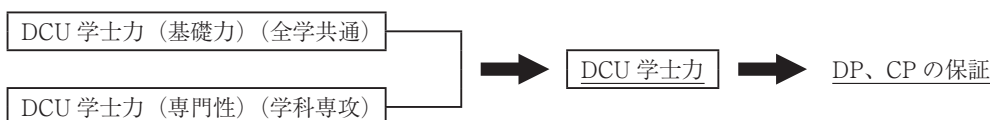
志望理由書を事前に提出し、面接（100点）と小論文（100点）によって総合的に評価します。

# 「DCU 学士力」について

## 1. 「DCU 学士力」とは

本学の学生が学生生活修了時に身につけてほしい力であり、次の2.に示すような考え方のもと、DCU 学士力（基礎力）として全学共通に、DCU 学士力（専門性）として学科専攻ごとに共通の5つの柱（知識・技能、思考力、コミュニケーション力、意欲・姿勢、問題解決力）のカテゴリーに分かれ、その内容として、それぞれに6～7項目設定している。

## 2. 「DCU 学士力」の考え方



DCU 学士力 (基礎力)	
基礎力	評価内容
知識・技能	1. 読む・書く・話す基礎力が身についている。
	2. 生活に必要な数的思考が身についている。
	3. 自分の考えを文章や図にすることができる。
	4. 簡潔な言葉で説明することができる。
	5. 情報を収集することができる。
	6. 収集した情報を整理することができる。
思考力	1. 物事に対して問いをもつ姿勢がある。
	2. 物事を柔軟に考えることができる。
	3. 知識を結び付け関連について考えることができる。
	4. 比較検討する力がある。
	5. ある物事について想像することができる。
	6. 独自のアイデアを生み出すことができる。
コミュニケーション力	1. 挨拶をすることができる。
	2. 人の話を聴くことができる。
	3. 相手の状況を推しはかることができる。
	4. 自分の考えを表現することができる。
	5. 他者と意見の交換ができる。
	6. 他者と協力することができる。
意欲・姿勢	1. 人やモノ等に対する好奇心がある。
	2. 目標をもって行動することができる。
	3. 自分を客観的にみることができる。
	4. 感情のコントロールができる。
	5. 学生としての生活習慣が身についている。
	6. 学習習慣が身についている。
	7. 他者を尊重することができる。
問題解決力	1. 課題を発見することができる。
	2. 課題を解決する方法を考えることができる。
	3. 課題解決までの計画を立てることができる。
	4. 課題解決に必要な知識や技能を選択することができる。
	5. 課題解決に向けて計画的に行動することができる。
	6. 実行した課題について振り返ることができる。
	7. 振り返りを次に生かすことができる。



## DCU 学士力（専門性） 社会福祉専攻

DCU 学士力 (専門性)	評価内容	
知識・技能	1	ソーシャルワークとは何か説明することができる
	2	ソーシャルワーカーの職務とは何か説明することができる
	3	社会福祉に関する法制度を説明することができる
	4	ソーシャルワークの実践領域（ミクロ、メゾ、マクロ）について説明することができる
	5	ソーシャルワークの実践アプローチを説明することができる
	6	スーパービジョンの意義と機能を説明することができる
	7	社会資源の調整・開発をする知識を有し、説明することができる
思考力	1	現代社会におけるソーシャルワークの必要性を説明することができる
	2	ソーシャルワークの援助関係について説明することができる（例えば、バイステティックの原則）
	3	地域アセスメント及び評価について説明することができる
	4	記録や既存のデータをもとに的確に分析することができる
	5	大学、実習先で受けたスーパービジョンを実践に役立てることができる
	6	自分の実践に対して内省し、適切に評価することができる
	7	利用者や地域が抱える問題に総合的・包括的な視点から考えることができる
コミュニケーション力	1	共感性をもったコミュニケーションができる
	2	基本的な面接技法（傾聴、あいづち、要約、開かれた質問・閉じられた質問等）を使うことができる
	3	他者と適切な方法で情報を共有することができる
	4	課題解決に際して他者と連携・協働することができる
	5	適切なプレゼンテーションができる
	6	利用者に対して、適切に関与することができる（観察＋関与）
	7	実習等の実際の支援場面で状況に応じたコミュニケーションや基本的な面接技術を用いることができる
意欲・姿勢	1	主体的に学ぶ姿勢が身についている
	2	社会の動きや問題に関心を持ち、追求することができる
	3	他者を尊重して連携・協働することができる
	4	専門職としての倫理（人権の尊重、権利擁護、守秘義務など）が身についている
	5	自分自身の性格・行動傾向について自己覚知できる
	6	ソーシャルワーカーの倫理が身についている
	7	社会福祉の発展に貢献しようという意欲・姿勢が身についている
問題解決力 (実践力)	1	支援対象の課題を発見し、アセスメントすることができる
	2	アセスメントに基づいた支援計画を立てることができる
	3	支援計画に基づき実践することができる
	4	利用者や地域のニーズ、そこから派生する生活困難について説明することができる
	5	ケース発見、インテークから終結までのソーシャルワークのプロセスを説明することができる
	6	グループ支援の意義と原則、展開過程やアプローチ等について説明することができる
	7	ソーシャルワークの実践アプローチを意図的に実践することができる

## DCU 学士力（専門性） 介護福祉専攻

DCU 学士力 (専門性)	評価内容	
知識・技能	1	ソーシャルワークとは何か説明することができる
	2	ソーシャルワーカーの職務とは何か説明することができる
	3	介護福祉士の職務とは何か説明することができる
	4	社会福祉に関する法制度を説明することができる
	5	人のからだところのしくみを理解し、支援することができる
	6	人の尊厳を保持し自立を支援するという考え方を身につけている
	7	介護を必要とする人に関する知識や技能を獲得している
思考力	1	現代社会におけるソーシャルワークの必要性を説明することができる
	2	ソーシャルワークの援助関係について説明することができる（例えば、バイステイックの原則）
	3	介護を必要とする人の個別性、多様性を理解し、根拠に基づく介護を考えることができる
	4	介護を必要とする人のニーズに合わせた社会資源の活用について考えることができる
	5	介護を必要とする人の自立支援について考えることができる
	6	介護を必要とする人の現状と背景を的確に把握することができる
	7	自らの介護実践を振り返り分析することができる
コミュニケーション力	1	共感性をもったコミュニケーションができる
	2	基本的な面接技法（傾聴、あいづち、要約、開かれた質問・閉じられた質問等）を使うことができる
	3	他者と適切な方法で情報を共有することができる
	4	介護を必要とする人に応じた適切なコミュニケーションができる
	5	介護を必要とする人の状況を理解し信頼関係を築くことができる
	6	実践した介護を記録し、分かりやすく伝えることができる
	7	介護を必要とする人の支援に際して、他職種と話し合い連携することができる
意欲・姿勢	1	主体的に学ぶ姿勢が身につけている
	2	社会の動きや問題に関心をもつことができる
	3	他者を尊重して連携・協働することができる
	4	専門職としての倫理（人権の尊重、権利擁護、守秘義務など）が身につけている
	5	自分自身の性格・行動傾向について自己覚知できる
	6	他者からの意見に耳を傾け、前向きに取り組むことができる
	7	実践の中で研鑽を深め、研究することができる
問題解決力 (実践力)	1	支援対象の課題を発見し、アセスメントすることができる
	2	アセスメントに基づいた支援計画を立てることができる
	3	支援計画に基づき実践することができる
	4	介護の課題を解決する方法を見いだすことができる
	5	実践した介護について振り返り、評価することができる
	6	振り返りの評価を次の実践に生かすことができる
	7	地域共生社会の達成に向けて、介護実践の場から発信することができる

**DCU 学士力 (専門性)      心理福祉学科**

DCU 学士力 (専門性)	評価内容	
<b>知識・技能</b>	1	ソーシャルワークとは何か説明することができる
	2	ソーシャルワーカーの職務とは何か説明することができる
	3	社会福祉の原理や法制度を説明することができる
	4	カウンセリングの基盤となる心理学の理論を説明することができる
	5	個人の発達段階と発達課題を説明することができる
	6	特別支援教育の理念と意義を説明することができる
<b>思考力</b>	1	現代社会におけるソーシャルワークの必要性を説明することができる
	2	ソーシャルワークの援助関係について説明することができる (例えば、バイステックの原則)
	3	心理学や社会福祉学の知識に基づき、状況に応じたアセスメントをすることができる
	4	記録やデータを活用し、利用者や生徒の状況を分析することができる
	5	自分の実践に対して内省し、適切に評価することができる
	6	利用者や生徒が抱える問題を総合的・包括的な視点から考えることができる
<b>コミュニケーション力</b>	1	共感性をもったコミュニケーションができる
	2	基本的な面接技法 (傾聴、あいづち、要約、開かれた質問・閉じられた質問等) を使うことができる
	3	他者と適切な方法で情報を共有することができる
	4	ソーシャルワークや教育上の実践に際して他者と連携・協働することができる
	5	適切なプレゼンテーションができる
	6	利用者や生徒に対して、適切に関与することができる (観察 + 関与)
<b>意欲・姿勢</b>	1	主体的に学ぶ姿勢が身についている
	2	社会の動きや問題に関心を持ち、追求することができる
	3	他者を尊重して連携・協働することができる
	4	専門職としての倫理 (人権の尊重、権利擁護、守秘義務など) が身についている
	5	自分自身の性格・行動傾向について自己覚知できる
	6	人間の心理に関心を持ち、追求することができる
	7	教育に関する問題に関心を持ち、追求することができる
<b>問題解決力 (実践力)</b>	1	支援対象の課題を発見し、アセスメントすることができる
	2	アセスメントに基づいた支援計画や指導計画を立てることができる
	3	支援計画や指導計画に基づき実践することができる
	4	利用者や生徒のニーズ、そこから派生する課題について説明することができる
	5	ソーシャルワークや特別支援教育の価値・理念を理解した上で実践することができる
	6	問題解決や支援のプロセスを客観視し、評価することができる

# 社会福祉学科 社会福祉専攻

## (1) 社会福祉学科の概要

社会福祉学科では、人の誕生から死まで、福祉や介護を必要とする方々の自立と自己実現をサポートし、また、人の幸せを実現する社会づくりのために働く専門職を育成する。現代社会は個人の価値観が多様化し、社会環境も大きく変化している。専門職として、個々の人々がおかれた状況について深く理解し、多様な福祉ニーズに柔軟に対応できる福祉の担い手を育てることを目指している。

将来において、福祉のみでなく保健・医療・教育などの多様な分野において対人援助からマネジメントまでの幅広い実践を行うために、基礎教養を学び、豊かな人間性を養い、福祉の基本理念や制度・政策などに関する多様な知識と専門技術を習得し、専門職としての総合的力を養う。

本学科は「社会福祉専攻」と「介護福祉専攻」の2専攻を置き、社会福祉専攻では全学生が社会福祉士の国家試験受験資格取得を、希望者が精神保健福祉士の国家試験受験資格取得を目指す。介護福祉専攻では全学生が社会福祉士の国家試験受験資格取得および介護福祉士の国家試験受験資格取得を目指す。また、両専攻ともピアヘルパーの受験資格を取得することができる。

## 〈専攻説明〉

### ◎社会福祉専攻

社会福祉士として専門性を習得した上で、学生一人ひとりが将来選択したい領域について学びを深め、その分野の専門性を高めることを教育目標とする。そのために、以下の3コースが設定され、各コースには独自のカリキュラムが用意されている。学生は3年生になる時点で、各コースを担当する教員のゼミナールを選択する。どのコースを選択しても、希望する学生は精神保健福祉士の国家試験受験資格取得を目指すことができる。

### 児童・障害者・高齢者支援コース

社会福祉士として、児童・障害者から高齢者まで、人の一生に関わる対人援助をしたいという志望者に向けたコース。

児童・家庭福祉、スクールソーシャルワーク、障害者福祉、高齢者福祉、成年後見などの学びを深め、支援者としての資質、実践力を高める。

卒業後は、高い専門性を持った社会福祉士として、児童福祉施設、高齢者福祉施設、障害者福祉施設、福祉関連企業、公的機関、学校などで働くことを目指す。

### 公務員・福祉マネジメントコース

社会福祉士として、福祉行政に携わりたい、福祉施設におけるマネジメント（管理・運営）を学びたい、福祉関係の起業・運営をしたい、企業の福祉分野で働きたいという志望者に向けたコース。

地域福祉、福祉計画、災害福祉、福祉経営、福祉工学、福祉情報、福祉広報などの専門分野を学び、福祉マネジメントや福祉行政に携わる人材としての資質を高める。

卒業後は、高い専門性を持った社会福祉士として、国および地方の福祉行政や社会福祉協議会の福祉計画、福祉施設の管理・運営などに携わることを目指す。また、企業の福祉部門における活躍や社会福祉法人ならびにNPO法人の起業・運営も期待されている。

### 医療・精神保健福祉コース

社会福祉士資格をベースに、病院等で働く医療ソーシャルワーカーや精神保健福祉分野のソーシャルワーカーをはじめ、「医療に強いソーシャルワーカー」を育成するコース。

医療福祉論などを基盤に、精神科リハビリテーション学、精神保健福祉援助技術演習など精神保健福祉士国家試験受験資格取得のための専門分野を学ぶとともに、社会福祉と保健医療とのかかわりに関する学びを深め、実践力を身につける。

卒業後は医療ソーシャルワーカーとして、または、精神保健福祉士として、一般病院、精神科病院、リハビリテーション機関、精神保健福祉関係機関で働くことを目指す。

(2) 卒業に必要な単位数と授業科目

科目区分	履修区分	単位数
総合教育科目	必修	10 単位
	選択	14 単位以上
	小計	24 単位以上
専門基礎科目	必修	2 単位
	選択	16 単位以上
	小計	18 単位以上
専門基幹科目	必修	58 単位
	選択	4 単位以上
	小計	62 単位以上
専門発展科目	必修	4 単位
	選択	16 単位以上
	小計	20 単位以上
合計		124 単位以上

社会福祉学科 社会福祉専攻 開設授業科目

(カリキュラム・マップ：卒業認定・学位授与方針に基づく「課程修了時の資質・能力」と各授業科目との関係を表す)

区分	授業科目 (2021年度以降入学生)	必修・ 選択の別	学年	開講期	単位	授業形態	資 格 <sup>*1</sup>					「課程修了時の資質・能力」 との関わり <sup>*2</sup>								備考
							社 士	精 士	主 事	ピ ア	ス ク	1	2	3	4	5	6	7	8	
総合 教育科目	心理学	必修	1	前期	2	講義	●	●	●		○	○						○		
	倫理学	選択	1	前期	2	講義					○	○								
	宗教学	選択	1	後期	2	講義					○	○								
	美術概論	選択	1	後期	2	講義					○	○								
	日本文化体験	選択	1	通年	2	演習					○									
	社会学	必修	2	前期	2	講義	●	●			○	○								
	法学	選択	1	前期	2	講義					○	○								
	日本国憲法	選択	1	後期	2	講義					○	○								
	経済学	選択	1	前期	2	講義					○	○								
	政治学	選択	1	後期	2	講義					○	○								
	世界史	選択	2	前期	2	講義					○	○								
	数学入門	選択	1	前期	2	講義						○								
	環境科学	選択	1	前期	2	講義					○	○								
	生活科学	選択	1	前期	2	講義					○	○								
	生命科学	選択	1	後期	2	講義					○	○								
	生活福祉工学Ⅰ	選択	1	後期	2	講義					○	○			○					
	英語コミュニケーション	選択	1	通年	2	演習					○	○	○							
	実用英語	選択	1	通年	2	演習					○	○	○							
	韓国語	選択	1	通年	2	演習					○	○	○							
	中国語	選択	1	通年	2	演習					○	○	○							
	手話Ⅰ	選択	1	前期	1	演習					○	○	○							
	手話Ⅱ	選択	1	後期	1	演習					○	○	○							
	福祉とスポーツ	選択	1	後期	2	講義					○	○								
	スポーツⅠ (球技)	選択	1	前期	1	実技					○	○								
	スポーツⅡ (スポーツ・コミュニケーション)	選択	1	前期	1	実技					○	○								
	スポーツⅢ (サッカー)	選択	3	通年	2	演習					○	○								
	アドベンチャー・スポーツ	選択	1	集中	1	実技							○							
	スキー・スポーツ	選択	1	集中	1	実技						○								
	スノーボード・スポーツ	選択	1	集中	1	実技						○								
	コンピュータ・リテラシー	必修	1	通年	2	演習					○	○								
	日本語表現法Ⅰ	必修	1	通年	2	演習					○	○								
基礎演習Ⅰ	必修	1	通年	1	演習					○	○	○	○							
基礎演習Ⅱ	必修	2	通年	1	演習					○	○	○	○							
日本語表現法Ⅱ	選択	2	前・後	1	演習					○	○									
社会福祉入門	選択	1	集中	1	演習					○	○							(単位認定科目)		
福祉マインド実践講座	必修	1	通年	2	演習					○	○	○	○		○			必修 2 単位		
児童心理学	選択	1	後期	2	講義					○				○						
教育心理学	選択	1	後期	2	講義					○				○		○				
精神医学	選択	2	通年	4	講義		●			○	○		○							
民族と国家	選択	2	前期	2	講義					○	○									
教育社会学	選択	2	前期	2	講義					●	○									
社会福祉情報論	選択	2	前期	2	講義					○	○		○	○						
精神保健福祉の原理Ⅰ	選択	2	前期	2	講義		●			○	○		○		○					
介護福祉論	選択	2	前期	1	講義					○	○		○							
生活福祉工学Ⅱ	選択	2	前期	1	演習					○	○			○						
人間と癒やし	選択	2	後期	2	講義					○	○	○								
家族社会学	選択	2	後期	2	講義					○	○									
発達心理学	選択	2	後期	2	講義				●	○				○						
福祉行政論Ⅰ	選択	2	後期	2	講義					○	○				○					
精神保健福祉の原理Ⅱ	選択	2	後期	2	講義		●			○	○		○		○					
精神保健学	選択	3	通年	4	講義		●		●	○	○			○						
キャリア講座	選択	3	前期	1	演習					○	○							(単位認定科目)		
海外研修 (福祉)	選択	1	集中	2	演習					○	○							隔年開講 (2022年度開講)		

\*1 「士」：社会福祉士受験資格、「精士」：精神保健福祉士受験資格、「主事」：社会福祉主事任用資格、「ピア」：ピアヘルパー受験資格、「スク」：スクールソーシャルワーク教育課程修了者

\*2 ○：課程修了時の資質・能力の該当項目と大きく関わる。  
○：課程修了時の資質・能力の該当項目と関わる。

区分	授業科目 (2021年度以降入学生)	必修・ 選択の別	学年	開講期	単位	授業形態	資格 <sup>*1</sup>					[課程修了時の資質・能力]との関わり <sup>*2</sup>								備考				
							社	精	主	ピア	スク	1	2	3	4	5	6	7	8					
							士	士	事	ピア	スク													
専門基幹科目	高齢者福祉論	必修	1	前期	2	講義	●					○	◎											
	障害者福祉論	必修	1	前期	2	講義	●	●				○	◎											
	ソーシャルワークの理論と方法Ⅰ	必修	1	前期	2	講義	●	●				◎												
	公的扶助論	必修	1	後期	2	講義	●				●	○	◎											
	児童・家庭福祉論	必修	1	後期	2	講義	●		●		●	○	◎											
	ソーシャルワークの理論と方法Ⅱ	必修	1	後期	2	講義	●	●				○		◎										
	医学概論	必修	2	前期	2	講義	●	●				○	◎											
	社会保障論Ⅰ	必修	2	前期	2	講義	●	●	●			○	◎											
	地域福祉論Ⅰ	必修	2	前期	2	講義	●	●				○		○									◎	
	ソーシャルワーク演習	必修	2	前期	1	演習	●	免除					○	○	◎	○	○							
	社会保障論Ⅱ	必修	2	後期	2	講義	●	●	●			○	◎											
	社会福祉の原理と政策Ⅰ	必修	2	後期	2	講義	●	●				○	◎											
	ソーシャルワークの理論と方法(専門)Ⅰ	必修	2	後期	2	講義	●						○	○	◎		○							
	地域福祉論Ⅱ	必修	2	後期	2	講義	●	●				○		○	○								◎	
	ソーシャルワーク演習(専門)Ⅰ	必修	2	後期	1	演習	●						○	○	○	◎	○							
	ソーシャルワーク実習指導Ⅰ	必修	2	後期	1	演習	●						◎											
	ソーシャルワーク実習指導Ⅱ	必修	3	通年	2	演習	●						○	○	○	○	○	○	◎					
	社会調査法	必修	3	前期	2	講義	●	●				◎			○									
	保健医療と福祉	必修	3	前期	2	講義	●					◎		○				○	○					
	社会福祉の原理と政策Ⅱ	必修	3	前期	2	講義	●	●				○	◎											
	ソーシャルワークの基盤と専門職	必修	3	前期	2	講義	●	●				◎				○		○						
	司法福祉論	必修	3	前期	2	講義	●	●				◎												
	ソーシャルワーク演習(専門)Ⅱ	必修	3	前期	1	演習	●							○	○	○	◎	○						
	福祉サービスの組織と経営	必修	3	後期	2	講義	●					◎		○										
	権利擁護を支える法制度	必修	3	後期	2	講義	●	●				◎					○							
ソーシャルワークの基盤と専門職(専門)	必修	3	後期	2	講義	●					○		◎		○		○							
ソーシャルワークの理論と方法(専門)Ⅱ	必修	3	後期	2	講義	●							◎	○	○	○								
ソーシャルワーク演習(専門)Ⅲ	必修	3	後期	1	演習	●							○	◎	○	○	○							
ソーシャルワーク演習(専門)Ⅳ	必修	4	前期	1	演習	●							○	○	○	○	○	◎						
ソーシャルワーク実習	必修	3	集中	6	実習	●	免除					○	○	○	○	○	○	◎						
高齢者福祉論詳説	選択	2	前期	2	講義						○	◎												
障害者福祉論詳説	選択	2	前期	2	講義						○	◎												
公的扶助論詳説	選択	2	後期	2	講義						○	◎		○	○	○	○							
児童・家庭福祉論詳説	選択	2	後期	2	講義					●	○	◎												
専門発展科目	ゼミナールⅠ	必修	3	通年	2	演習					◎	○	○	○										
	ゼミナールⅡ	必修	4	通年	2	演習					○	◎	○	○										
	カウンセリング	選択	2	後期	2	講義				●	◎		○		○	○								
	福祉とICT	選択	3	通年	2	演習						◎					○							
	精神保健福祉援助実習指導Ⅰ	選択	3	通年	2	演習		●					◎	○	○	○	○							
	精神保健福祉援助演習Ⅰ	選択	3	通年	2	演習		●					◎	○	○	○	○							
	老年心理学	選択	3	前期	2	講義						○			◎									
	スクールソーシャルワーク論	選択	3	前期	2	講義					●	◎		○										
	福祉広報論	選択	3	前期	2	講義												◎	○					
	福祉情報技術	選択	3	前期	2	講義						○											◎	
	災害福祉論	選択	3	前期	2	講義												◎					○	
	福祉行政論Ⅱ	選択	3	前期	2	講義												○	○	◎				
	精神保健福祉制度論	選択	3	前期	2	講義		●					◎				○	○	◎					
	精神保健福祉援助論Ⅰ	選択	3	前期	2	講義		●					◎	○	○	○	○							
	スクールソーシャルワーク演習	選択	3	前期	1	演習					●		○				○	○	◎					
	国際福祉論	選択	3	後期	2	講義						◎												
	発達障害福祉論	選択	3	後期	2	講義						◎												
	老年社会学	選択	3	後期	2	講義										○	○	○	◎					
	起業経営論	選択	3	後期	2	講義						○											◎	
	医療福祉論	選択	3	後期	2	講義												◎	○	○				
	社会福祉総合講座Ⅰ	選択	3	後期	2	講義						◎	○											
精神障害リハビリテーション論	選択	3	後期	2	講義		●				○		○		◎	○	○							
精神保健福祉援助論Ⅱ	選択	3	後期	2	講義		●					○	◎	○	○	○								
福祉行政論詳説	選択	3	後期	2	講義												○	○	◎					

区分	授業科目 (2021年度以降入学生)	必修・ 選択の別	学年	開講期	単位	授業形態	資格 <sup>*1</sup>					[課程修了時の資質・能力] との関わり <sup>*2</sup>								備考
							社 士	精 士	主 事	ピ ア	ス ク	1	2	3	4	5	6	7	8	
専門 発展 科目	社会福祉総合講座Ⅱ	選択	4	通年	4	講義						◎	○							(単位認定科目)
	スクールソーシャルワーク実習指導	選択	4	前期	1	演習					●			○			○	○	◎	(前頁から続く)
	福祉行政演習	選択	4	前期	1	演習											○	○	◎	
	精神保健福祉援助実習指導Ⅱ	選択	4	前期	1	演習	●					◎	○	○	○	○				
	医療ソーシャルワーク実習指導	選択	4	前期	1	演習						◎					○	○	○	
	精神保健福祉援助演習Ⅱ	選択	4	前期	1	演習	●					◎	○	○	○	○				
	社会福祉総合演習Ⅰ	選択	4	前期	1	演習						◎								(単位認定科目)
	社会福祉総合演習Ⅱ	選択	4	後期	1	演習						◎								(単位認定科目)
	精神保健福祉援助実習Ⅰ	選択	3	集中	2	実習	●						◎	○	○	○	○			
	精神保健福祉援助実習Ⅱ	選択	3	集中	2	実習	●						◎	○	○	○	○			
	スクールソーシャルワーク実習	選択	4	集中	2	実習					●			○			○	○	◎	
	医療ソーシャルワーク実習	選択	4	集中	1	実習								◎			○	○	○	
卒業研究	選択	4	—	4	—						○	◎								





社会福祉学科 社会福祉専攻 カリキュラム・ツリー (2021年度以降入学生対象カリキュラム) (授業科目間のつながりと履修の順序などを示した図表)



※太線：課程修了時の資質・能力の該当項目と大きく関わる

※細線：課程修了時の資質・能力の該当項目と関わる



# 社会福祉学科 介護福祉専攻

## (1) 社会福祉学科の概要

社会福祉学科では、人の誕生から死まで、福祉や介護を必要とする方々の自立と自己実現をサポートし、また、人の幸せを実現する社会づくりのために働く専門職を育成する。現代社会は個人の価値観が多様化し、社会環境も大きく変化している。専門職として、個々の人々がおかれた状況について深く理解し、多様な福祉ニーズに柔軟に対応できる福祉の担い手を育てることを目指している。

将来において、福祉のみでなく保健・医療・教育などの多様な分野において対人援助からマネジメントまでの幅広い実践を行うために、基礎教養を学び、豊かな人間性を養い、福祉の基本理念や制度・政策などに関する多様な知識と専門技術を習得し、専門職としての総合的力を養う。

本学科は「社会福祉専攻」と「介護福祉専攻」の2専攻を置き、社会福祉専攻では全学生が社会福祉士の国家試験受験資格取得を、希望者が精神保健福祉士の国家試験受験資格取得を目指す。介護福祉専攻では全学生が社会福祉士の国家試験受験資格取得および介護福祉士の国家試験受験資格取得を目指す。また、両専攻ともピアヘルパーの受験資格を取得することができる。

## 〈専攻説明〉

### ◎介護福祉専攻

介護福祉専攻では、21世紀の介護と福祉に必要な専門的知識と技術を総合的に修得し、さまざまな福祉分野で核となって活躍できる人間性豊かで実践力のある人材を育成することを目的とする。

## (2) 卒業に必要な単位数と授業科目

科目区分	履修区分	単位数
総合教育科目	必修	12 単位
	選択	5 単位以上
	小計	17 単位以上
専門基礎科目	必修	2 単位
	選択	6 単位以上
	小計	8 単位以上
専門基幹科目	必修	60 単位
	選択	任意
	小計	60 単位以上
専門発展科目	必修	29 単位
	選択	10 単位以上
	小計	39 単位以上
合計		124 単位以上

社会福祉学科 介護福祉専攻 開設授業科目

(カリキュラム・マップ: 卒業認定・学位授与方針に基づく「課程修了時の資質・能力」と各授業科目との関係を表す)

区分	授業科目 (2021年度以降入学生)	必修・ 選択の別	学年	開講期	単位	授業形態	資格 <sup>*1</sup>					「課程修了時の資質・能力」 との関わり <sup>*2</sup>								備考			
							介士	社士	主事	ピア	アク	1	2	3	4	5	6	7	8				
総合教育科目	人間	心理学	必修	1	前期	2	講義	●	●	●		○	○									必修 12単位  選択 5単位 以上	
		倫理学	必修	1	前期	2	講義	●				○											
		美術概論	選択	1	後期	2	講義					○	○										
		日本文化体験	選択	1	通年	2	演習					○											
	社会	社会学	必修	2	前期	2	講義		●			○	○										
		法学	選択	1	前期	2	講義					○	○										
		経済学	選択	1	前期	2	講義					○	○										
	自然	数学入門	選択	1	前期	2	講義						○										
		環境科学	選択	1	前期	2	講義					○	○										
	言語	生活福祉工学Ⅰ	選択	1	後期	2	講義					○	○			○							
		英語コミュニケーション	選択	1	通年	2	演習					○	○	○									
		実用英語	選択	1	通年	2	演習					○	○	○									
		韓国語	選択	1	通年	2	演習					○	○	○									
		手話Ⅰ	選択	1	前期	1	演習					○	○	○									
		手話Ⅱ	選択	1	後期	1	演習					○	○	○									
		福祉とスポーツ	選択	1	後期	2	講義					○	○										
	スポーツ	スポーツⅠ(球技)	選択	1	前期	1	実技					○	○										
		スポーツⅡ(スポーツ・コミュニケーション)	選択	1	前期	1	実技					○	○										
		スポーツⅢ(サッカー)	選択	3	通年	2	演習					○	○										
	学びの基礎	コンピュータ・リテラシー	必修	1	通年	2	演習					○	○										
日本語表現法Ⅰ		必修	1	通年	2	演習					○	○											
基礎演習Ⅰ		必修	1	通年	1	演習					○	○	○	○									
基礎演習Ⅱ		必修	2	通年	1	演習					○	○	○	○									
日本語表現法Ⅱ		選択	2	前・後	1	演習					○	○											
社会福祉入門	選択	1	集中	1	演習					○	○										(単位認定科目)		
専門基礎科目	福祉・マインド実践講座	必修	1	通年	2	演習					○	○	○	○			○					必修2単位	
	カウンセリング	選択	2	前期	2	講義	●			●	○		○		○	○						選択 6単位 以上	
	生活福祉工学Ⅱ	選択	2	前期	1	演習					○	○		○									
	人間と癒やし	選択	2	後期	2	講義					○	○	○										
	発達心理学	選択	2	後期	2	講義				●	○	○			○								
	福祉行政論	選択	2	後期	2	講義					○	○					○						
	キャリア講座	選択	3	前期	1	演習					○	○	○									(単位認定科目)	
海外研修(福祉)	選択	1	集中	2	演習					○	○										隔年開講(2022年度開講)		
専門基幹科目	高齢者福祉論	必修	1	前期	2	講義	●	●			○	○										必修 60単位	
	障害者福祉論	必修	1	前期	2	講義	●	●			○	○											
	ソーシャルワークの理論と方法Ⅰ	必修	1	前期	2	講義		●				○											
	公的扶助論	必修	1	後期	2	講義		●			○	○											
	児童・家庭福祉論	必修	1	後期	2	講義		●	●		○	○											
	ソーシャルワークの理論と方法Ⅱ	必修	1	後期	2	講義		●				○		○									
	障害の理解	必修	2	前期	2	講義	●				○	○											
	医学概論	必修	2	前期	2	講義	●	●			○	○											
	社会保障論Ⅰ	必修	2	前期	2	講義	●	●	●		○	○											
	地域福祉論Ⅰ	必修	2	前期	2	講義		●				○		○									
	ソーシャルワーク演習	必修	2	前期	1	演習		●					○	○	○	○		○					
	社会保障論Ⅱ	必修	2	後期	2	講義	●	●	●		○	○											
	社会福祉の原理と政策Ⅰ	必修	2	後期	2	講義	●	●			○	○											
	ソーシャルワークの理論と方法(専門)Ⅰ	必修	2	後期	2	講義		●					○	○	○								
	地域福祉論Ⅱ	必修	2	後期	2	講義		●				○		○	○								
ソーシャルワーク演習(専門)Ⅰ	必修	2	後期	1	演習		●					○	○	○	○		○						
ソーシャルワーク実習指導Ⅰ	必修	2	後期	1	演習		●				○												

※1 「介士」: 介護福祉士受験資格、「社士」: 社会福祉士受験資格、「主事」: 社会福祉主事任用資格、

「ピア」: ピアヘルパー受験資格、「アク」: アクティビティ・ワーカー

※2 ○: 課程修了時の資質・能力の該当項目と大きく関わる。

○: 課程修了時の資質・能力の該当項目と関わる。

区分	授業科目 (2021年度以降入学生)	必修・ 選択の別	学年	開講期	単位	授業形態	資格*1					[課程修了時の資質・能力] との関わり*2								備考
							介士	社士	主事	ピア	アク	1	2	3	4	5	6	7	8	
専門基幹科目	ソーシャルワーク実習指導Ⅱ	必修	3	通年	2	演習	●						○	○	○	○	○	○	(前頁から続く)	
	社会調査法	必修	3	前期	2	講義	●					○			○					
	保健医療と福祉	必修	3	前期	2	講義	●					○		○			○	○		
	社会福祉の原理と政策Ⅱ	必修	3	前期	2	講義	●				○	○								
	ソーシャルワークの基盤と専門職	必修	3	前期	2	講義	●					○				○		○		
	司法福祉論	必修	3	前期	2	講義	●					○								
	ソーシャルワーク演習(専門)Ⅱ	必修	3	前期	1	演習	●							○	○	○	○	○		
	福祉サービスの組織と経営	必修	3	後期	2	講義	●					○		○						
	権利擁護を支える法制度	必修	3	後期	2	講義	●	●				○				○				
	ソーシャルワークの基盤と専門職(専門)	必修	3	後期	2	講義	●	●				○		○		○		○		
	ソーシャルワークの理論と方法(専門)Ⅱ	必修	3	後期	2	講義	●	●						○	○	○	○	○		
	ソーシャルワーク演習(専門)Ⅲ	必修	3	後期	1	演習	●	●						○	○	○	○	○		
	ソーシャルワーク演習(専門)Ⅳ	必修	4	前期	1	演習	●	●						○	○	○	○	○		
	ソーシャルワーク実習	必修	3	集中	6	実習	●	●						○	○	○	○	○	○	
	高齢者福祉論詳説	選択	2	前期	2	講義						○	○					○	選択 (任意)	
	公的扶助論詳説	選択	2	後期	2	講義						○	○		○	○	○	○		
児童・家庭福祉論詳説	選択	2	後期	2	講義						○	○						(単位認定科目)		
社会福祉総合講座Ⅰ	選択	3	後期	2	講義						○	○								
社会福祉総合講座Ⅱ	選択	4	通年	4	講義						○	○						(単位認定科目)		
社会福祉総合演習Ⅰ	選択	4	前期	1	演習						○							(単位認定科目)		
社会福祉総合演習Ⅱ	選択	4	後期	1	演習						○							(単位認定科目)		
専門発展科目	介護福祉論Ⅰ	必修	1	前期	2	講義	●				○							必修 29単位		
	コミュニケーション技術Ⅰ	必修	1	前期	2	講義	●					○		○						
	介護過程の基本	必修	1	前期	2	講義	●					○		○						
	生活福祉論	必修	1	前期	2	講義	●					○	○							
	身体構造と機能Ⅰ	必修	1	前期	2	講義	●					○	○							
	自立に向けた介護Ⅰ	必修	1	前期	2	演習	●			●			○				○			
	アクティビティ・サービス論	必修	1	前期	1	演習	●			●			○				○			
	介護総合演習Ⅰ	必修	1	前期	1	演習	●					○	○							
	介護福祉論Ⅱ	必修	1	後期	2	講義	●					○			○					
	自立に向けた介護Ⅱ	必修	1	後期	2	演習	●			●			○				○			
	精神保健	必修	2	前期	2	講義	●					○			○					
	認知症ケア論	必修	2	後期	2	講義	●					○					○			
	ゼミナールⅠ	必修	3	通年	2	演習						○	○	○	○					
	老年心理学	必修	3	前期	2	講義	●					○	○							
	ゼミナールⅡ	必修	4	通年	2	演習						○	○	○	○					
	介護実習Ⅰ-1	必修	1	集中	1	実習	●			●			○	○	○		○			
	身体構造と機能Ⅱ	選択	1	後期	2	講義	●					○		○						
	居住環境論	選択	1	後期	2	講義	●					○	○							
	コミュニケーション技術Ⅱ	選択	1	後期	1	演習	●					○		○						
	介護過程の展開Ⅰ	選択	1	後期	1	演習	●					○		○			○			
	介護総合演習Ⅱ	選択	1	後期	1	演習	●					○	○							
	医療的ケアⅠ	選択	2	通年	4	講義	●					○			○	○				
	自立に向けた生活環境	選択	2	通年	2	演習	●					○		○						
	身体構造と機能Ⅲ	選択	2	前期	2	講義	●					○		○						
	障害に応じた介護Ⅰ	選択	2	前期	1	演習	●								○	○				
	介護過程の展開Ⅱ	選択	2	前期	1	演習	●					○			○		○			
	介護総合演習Ⅲ	選択	2	前期	1	演習	●							○	○	○				
	障害に応じた介護Ⅱ	選択	2	後期	1	演習	●								○	○				
	介護過程の展開Ⅲ	選択	2	後期	1	演習	●					○			○		○			
	介護総合演習Ⅳ	選択	2	後期	1	演習	●								○	○	○			
	自立に向けた家事の介護	選択	3	通年	2	演習	●					○			○		○			
	リハビリテーション論	選択	3	前期	2	講義	●					○		○						
医療的ケアⅡ	選択	3	前期	2	講義	●								○	○					
介護事例研究	選択	3	前期	1	演習	●					○	○		○	○	○				
チームマネジメント論	選択	3	後期	2	講義	●							○			○				
介護福祉学総合講座Ⅰ	選択	3	後期	2	講義						○						(単位認定科目)			
ケアマネジメント論	選択	4	前期	2	講義	●							○			○	(単位認定科目)			
介護福祉学総合講座Ⅱ	選択	4	前期	2	講義						○						(単位認定科目)			
介護実習Ⅰ-2	選択	1	集中	2	実習	●					○	○	○		○					
介護実習Ⅱ-1	選択	2	集中	3	実習	●							○	○	○					
介護実習Ⅱ-2	選択	2	集中	4	実習	●							○	○	○	○				
卒業研究	選択	4	—	4	—						○	○								



社会福祉学科 介護福祉専攻 カリキュラム・ソリール (2021年度以降入学生対象カリキュラム) (授業科目間のつながりと履修の順序などを示した図表)

課程修了時の 資質・能力	授業科目名			
	1年	2年	3年	4年
NO.1 人間理解を基礎として、必要な知識について主体的に学ぶ姿勢が身についている	前期 心理学 倫理学 日本文化体験 日本語表現法Ⅰ 福祉マインド実践講座 社会福祉入門 英語コミュニケーション 実用英語 韓国語 基礎演習Ⅰ 手話Ⅰ 生活福祉論 介護福祉論Ⅰ	前期 カウンセリング 日本語表現法Ⅱ	後期 発達心理学 人間と癒やし 日本語表現法Ⅱ	後期 ゼミナールⅠ
	後期 基礎演習Ⅱ 介護総合演習Ⅱ 身体発達と機能Ⅱ	後期 身体発達と機能Ⅲ		
NO.2 汎用的な知識を用いて、学びの対象について思考することができる	前期 社会学 生活福祉工学Ⅰ 医学概論 高齢者福祉論 スポーツI(球技) 障害者福祉論 ソーシャルワークの理論と方法Ⅰ 海外研修(福祉)	前期 社会学 生活福祉工学Ⅱ 医学概論 高齢者福祉論評説 社会保険論Ⅰ 障害者の理解 地域福祉論Ⅰ 公的扶助論 精神保健	前期 社会学 生活福祉工学Ⅱ 医学概論 社会調査法 保健医療と福祉 スポーツⅢ(サッカー) 社会福祉の原理と政策Ⅱ ソーシャルワークの基礎と専門職 司法福祉論 キャリア講座 リハビリテーション論	後期 社会福祉総合講座Ⅰ 社会福祉総合講座Ⅱ 社会福祉総合演習Ⅰ 社会福祉総合演習Ⅱ 介護福祉学総合講座Ⅱ ゼミナールⅠ ゼミナールⅡ 卒業研究
	後期 介護福祉論Ⅰ 介護福祉論Ⅱ	後期 介護総合演習Ⅰ 介護総合演習Ⅱ	後期 介護総合演習Ⅲ 介護総合演習Ⅳ 介護総合演習Ⅱ-2 認知症ケア論	
NO.3 共感性をもったコミュニケーションができる	前期 コミュニケーション技術Ⅰ 介護実習Ⅰ-1	前期 介護実習Ⅰ-2		
NO.4 課題解決に際して他者と連携・協働することができる	前期 ソーシャルワークの理論と方法Ⅰ ソーシャルワークの理論と方法Ⅱ		後期 ソーシャルワークの基礎と専門職 ソーシャルワークの理論と法(専門Ⅰ) ソーシャルワーク演習(専門Ⅰ) ソーシャルワーク演習(専門Ⅱ)	
NO.5 支援対象の課題を発見し、アセスメントをすることができる	前期 介護過程の基本	前期 介護総合演習Ⅱ 介護実習Ⅰ-2 介護実習Ⅱ-1	後期 介護総合演習Ⅲ 介護実習Ⅰ-1 介護実習Ⅱ-2	後期 ケアマネジメント論
	後期 介護実習Ⅱ-1	後期 介護実習Ⅱ-2		
NO.6 個人の尊厳を重視し、倫理観をもって支援することができる	前期 介護実習Ⅰ-1 介護実習Ⅱ-1 介護実習Ⅱ-2	前期 介護実習Ⅰ-2 介護実習Ⅱ-1 介護実習Ⅱ-2	後期 介護実習Ⅱ-1 介護実習Ⅱ-2	
NO.7 介護福祉の知識と技術を統合し、実践に結びつけることができる	前期 アクトビティ・サービス論 自立に向けた介護Ⅰ 自立に向けた介護Ⅱ	前期 介護実習Ⅰ-1 介護実習Ⅱ-1 介護実習Ⅱ-2	後期 介護実習Ⅱ-1 介護実習Ⅱ-2	後期 介護実習Ⅱ-1 介護実習Ⅱ-2
	後期 介護実習Ⅱ-1 介護実習Ⅱ-2	後期 介護実習Ⅱ-1 介護実習Ⅱ-2	後期 介護実習Ⅱ-1 介護実習Ⅱ-2	後期 介護実習Ⅱ-1 介護実習Ⅱ-2
NO.8 介護を必要としている人の状況を的確に把握し、根拠に基づいた計画、支援を実践することができる	前期 介護過程の基本	前期 介護実習Ⅰ-1 介護実習Ⅱ-1 介護実習Ⅱ-2	後期 介護実習Ⅱ-1 介護実習Ⅱ-2	後期 介護実習Ⅱ-1 介護実習Ⅱ-2
	後期 介護実習Ⅱ-1 介護実習Ⅱ-2	後期 介護実習Ⅱ-1 介護実習Ⅱ-2	後期 介護実習Ⅱ-1 介護実習Ⅱ-2	後期 介護実習Ⅱ-1 介護実習Ⅱ-2

※太線：課程修了時の資質・能力の該当項目と大きく関わる  
※細線：課程修了時の資質・能力の該当項目と関わる





# 心理福祉学科

## (1) 心理福祉学科の概要

地域社会、学校等における様々な福祉問題や支援のニーズに取り組んでいくためには、地域の福祉機関や関係者との連携ができ、心理学的スキルを兼ね備えた社会福祉の専門職としての素養を持った人材が求められる。このことを踏まえ、心理福祉学科では、地域における支援の体制を構築していくにあたり、その核となる「社会福祉の専門性」と「心理の専門性」を身につけ、その強みを活かして幅広い福祉・教育分野に貢献できる人材を育成する。

本学科の学修過程の目指すところは下記の通りである。

### 〈1～2年次〉

総合教育科目及び専門基礎科目を中心に履修し、特に総合教育科目においては、初年次教育として配置する授業科目を履修し、高等学校から大学への円滑な移行を図り、人間理解を基礎として主体的に学ぶ姿勢と在学中の学習効果を高めるためのスキルを習得する。また、地域貢献活動等を取り入れた授業科目により、実践学修を通じて福祉マインドを身につける。

### 〈2～3年次〉

主に社会福祉、心理、教育の領域に関連する様々な分野の知識を蓄え、実践的な課題発見・課題解決能力の習得を目指す。また、演習や実習を通じて共感性をもったコミュニケーション能力を育み、課題解決に際して他者と連携・協働する能力を身につける。

### 〈3～4年次〉

専門発展科目を中心に履修し、卒業後の進路を意識し、明確な目標をもって各自の専門性を高めるとともに、状況に応じたアセスメント能力、個別のニーズに応じた支援計画もしくは指導計画を作成する能力を含む、相談援助もしくは特別支援教育の実践のための総合的な能力の習得を目指す。

## (2) 卒業に必要な単位数と授業科目

科目区分	履修区分	単位数
総合教育科目	必修	8 単位
	選択	15 単位以上
	小計	23 単位以上
専門基礎科目	必修	6 単位
	選択	10 単位以上
	小計	16 単位以上
専門基幹科目	必修	18 単位
	選択	任意
	小計	18 単位以上
専門発展科目	必修	3 単位
	選択	18 単位以上
	小計	21 単位以上
専門基幹科目 又は 専門発展科目	選択	46 単位以上
	小計	46 単位以上
合計		124 単位以上





区分	授業科目 (2021年度以降入学生)	必修・ 選択の別	学年	開講期	単位	授業形態	資格 <sup>*1</sup>							[課程修了時の資質・能力] との関わり <sup>*2</sup>								備考								
							社士	認心	中社	高公	高福	特支	主事	ピア	1	2	3	4	5	6	7		8							
専門 発展科目	知覚・認知心理学	選択	3	後期	2	講義	●							◎	○													(前頁から続く)		
	心理データ分析	選択	3	後期	2	講義	●								◎	○														
	国際福祉論	選択	3	後期	2	講義			●	●					◎															
	現代社会と人間関係	選択	3	後期	2	講義			●	●					◎															
	主権者教育総論	選択	3	後期	2	講義				●					◎															
	教育課程論	選択	3	後期	2	講義			●	●	●				◎															
	知的障害者の心理	選択	3	後期	2	講義						●			◎	○		○												
	肢体不自由者の心理	選択	3	後期	2	講義						●			◎	○		○												
	社会福祉総合講座Ⅰ	選択	3	後期	2	講義									◎															(単位認定科目)
	福祉行政論詳説	選択	3	後期	2	講義																			○	◎				
	視覚障害者指導法	選択	3	後期	1	講義						●			◎	○			○	○	○	○								
	聴覚障害者指導法	選択	3	後期	1	講義						●			◎	○			○	○	○	○								
	重複障害者教育指導法	選択	3	後期	1	講義						●			◎	○			○	○	○	○								
	心理学応用実験	選択	3	後期	1	演習	●								○	◎														(単位認定科目)
	社会福祉総合講座Ⅱ	選択	4	通年	4	講義									◎															(単位認定科目)
	スクールソーシャルワーク論	選択	4	前期	2	講義									◎		○										○			(単位認定科目)
社会福祉総合演習Ⅰ	選択	4	前期	1	演習									◎															(単位認定科目)	
福祉行政演習	選択	4	前期	1	演習																			○	◎				(単位認定科目)	
社会福祉総合演習Ⅱ	選択	4	後期	1	演習									◎															(単位認定科目)	
卒業研究	選択	4	—	4	—	★								○	◎															
卒業要件外の 教職科目	道徳の理論及び指導法	選択	2	後期	2	講義		●								○									◎					
	社会科教育法	選択	3	前期	2	講義		●							◎										○					
	社会科指導法	選択	3	前期	2	講義		●							◎										◎					
	福祉科教育法	選択	3	前期	2	講義					●				◎										○					
	生徒指導論	選択	3	前期	2	講義		●	●	●					◎		○													
	特別活動の指導法	選択	3	前期	1	講義		●	●	●					◎										◎					
	進路指導論	選択	3	前期	1	講義		●	●	●					◎	◎														
	学校経営論	選択	3	後期	2	講義		●	●	●					◎										○		○			
	公民科教育法	選択	3	後期	2	講義		●	●						◎										○					
	公民科指導法	選択	3	後期	2	講義		●	●						◎										◎					
	福祉科指導法	選択	3	後期	2	講義					●				◎										◎					
	総合的な学習の時間の指導法	選択	3	後期	1	講義		●	●	●					◎	◎									◎					
	教育実習指導	選択	4	通年	1	演習		●	●	●					◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎			◎		◎			
	特別支援教育実習指導	選択	4	通年	1	演習						●			◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎			◎		◎			
	教職実践演習(中・高)	選択	4	後期	2	演習		●	●	●					◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎			◎		◎			
	教育実習Ⅰ	選択	4	集中	2	実習		●	●	●					◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎			◎		◎				
教育実習Ⅱ	選択	4	集中	2	実習		●							◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎			◎		◎					
特別支援教育実習	選択	4	集中	2	実習						●			◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎			◎		◎					

\* 認定心理士の科目に加えて★の付された科目を修得すると、認定心理士(心理調査)が取得可能になる。

【心理福祉学科 教職課程】

教科及び教科の指導法に関する科目

科目名	科目区分	年次(以上)	開講期	単位	中学校(社会)	高等学校(公民)	高等学校(福祉)	※特別支援(知的障害者・肢体不自由者)	備考
心理学	総合教育	1	前期	2		●			
倫理学	総合教育	1	前期	2	●	●			
宗教学	総合教育	1	後期	2	●	●			
法学	総合教育	1	前期	2	●	●			
経済学	総合教育	1	前期	2	●	●			
政治学	総合教育	1	後期	2	●	●			
日本史	総合教育	1	後期	2	●				
社会学	総合教育	2	前期	2	●	●			
世界史	総合教育	2	前期	2	●				
地理学	総合教育	2	前期	2	●				
伝統宗教と日本社会	専門基礎	1	後期	2	●	●			
民族と国家	専門基礎	2	前期	2		●			
加齢・障害の理解	専門基礎	2	前期	2			●		
介護福祉論	専門基礎	2	前期	1			●		
家族社会学	専門基礎	2	後期	2	●	●			
共生社会論	専門基礎	2	後期	2	●	●			
人体の機能と日常生活	専門基礎	2	後期	2			●		
介護技術	専門基礎	2	後期	1			●		
高齢者福祉論	専門基幹	1	前期	2			●		
障害者福祉論	専門基幹	1	前期	2			●		
ソーシャルワークの理論と方法Ⅰ	専門基幹	1	前期	2			●		
児童・家庭福祉論	専門基幹	1	後期	2			●		
ソーシャルワークの理論と方法Ⅱ	専門基幹	1	後期	2			●		
社会保障論Ⅰ	専門基幹	2	前期	2	●	●			
ソーシャルワーク演習	専門基幹	2	前期	1			●		
社会保障論Ⅱ	専門基幹	2	後期	2	●	●			
ソーシャルワーク演習(専門)Ⅰ	専門基幹	2	後期	1			●		
社会調査法	専門基幹	3	前期	2	●	●			
公的扶助論	専門基幹	1	後期	2			●		
高齢者福祉論詳説	専門基幹	2	前期	2			●		
障害者福祉論詳説	専門基幹	2	前期	2			●		
地域福祉論Ⅰ	専門基幹	2	前期	2			●		
児童・家庭福祉論詳説	専門基幹	2	後期	2			●		
社会福祉の原理と政策Ⅰ	専門基幹	2	後期	2			●		
ソーシャルワークの理論と方法(専門)Ⅰ	専門基幹	2	後期	2			●		
地域福祉論Ⅱ	専門基幹	2	後期	2			●		
ソーシャルワーク実習指導Ⅰ	専門基幹	2	後期	1			●		
ソーシャルワーク実習指導Ⅱ	専門基幹	3	通年	2			●		
社会福祉の原理と政策Ⅱ	専門基幹	3	前期	2			●		
ソーシャルワーク演習(専門)Ⅱ	専門基幹	3	前期	1			●		
ソーシャルワーク実習	専門基幹	3	集中	6			●		
国際関係論	専門発展	3	前期	2	●	●			
国際福祉論	専門発展	3	後期	2	●	●			
現代社会と人間関係	専門発展	3	後期	2	●	●			
主権者教育総論	専門発展	3	後期	2		●			
社会科教育法	卒業要件外の教職科目	3	前期	2	●				
社会科指導法	卒業要件外の教職科目	3	前期	2	●				
福祉科教育法	卒業要件外の教職科目	3	前期	2			●		
公民科教育法	卒業要件外の教職科目	3	後期	2	●	●			
公民科指導法	卒業要件外の教職科目	3	後期	2	●	●			
福祉科指導法	卒業要件外の教職科目	3	後期	2			●		

教育の基礎的理解に関する科目等

科目名	科目区分	年次(以上)	開講期	単位	中学校(社会)	高等学校(公民)	高等学校(福祉)	※特別支援(知的障害者・肢体不自由者)	備考
教育心理学	専門基礎	1	後期	2	●	●	●		
教育原理	専門基礎	2	前期	2	●	●	●		
特別支援教育概論	専門基礎	2	前期	1	●	●	●		
教育相談	専門基礎	2	後期	2	●	●	●		
教育方法と技術	専門発展	3	通年	2	●	●	●		2021年度以前入学者
教育の方法及び技術(情報通信技術の活用含む)	専門発展	3	通年	2	●	●	●		2022年度以降入学者
教職概論	専門発展	3	前期	2	●	●	●		
教育課程論	専門発展	3	後期	2	●	●	●		
道徳の理論及び指導法	卒業要件外の教職科目	2	後期	2	●				
生徒指導論	卒業要件外の教職科目	3	前期	2	●	●	●		
特別活動の指導法	卒業要件外の教職科目	3	前期	1	●	●	●		
進路指導論	卒業要件外の教職科目	3	前期	1	●	●	●		
学校経営論	卒業要件外の教職科目	3	後期	2	●	●	●		
総合的な学習の時間の指導法	卒業要件外の教職科目	3	後期	1	●	●	●		
教育実習指導	卒業要件外の教職科目	4	通年	1	●	●	●		
教職実践演習(中・高)	卒業要件外の教職科目	4	後期	2	●	●	●		
教育実習Ⅰ	卒業要件外の教職科目	4	集中	2	●	●	●		
教育実習Ⅱ	卒業要件外の教職科目	4	集中	2	●				

本学が独自に設定する科目

科目名	科目区分	年次(以上)	開講期	単位	中学校(社会)	高等学校(公民)	高等学校(福祉)	※特別支援(知的障害者・肢体不自由者)	備考
福祉マインド実践講座	専門基礎	1	通年	2	●	●	●		

特別支援教育に関する科目

科目名	科目区分	年次(以上)	開講期	単位	中学校(社会)	高等学校(公民)	高等学校(福祉)	※特別支援(知的障害者・肢体不自由者)	備考
障害児教育論	専門基礎	3	前期	2				●	
知的障害児教育Ⅰ	専門発展	2	前期	2				●	
肢体不自由児教育Ⅰ	専門発展	2	前期	2				●	
LD・ADHD児等教育総論	専門発展	2	前期	1				●	
知的障害者の生理・病理	専門発展	2	後期	2				●	
肢体不自由者の生理・病理	専門発展	2	後期	2				●	
知的障害児教育Ⅱ	専門発展	2	後期	2				●	
肢体不自由児教育Ⅱ	専門発展	2	後期	2				●	
障害児の心理・生理・病理	専門発展	3	前期	2				●	
病弱教育論	専門発展	3	前期	1				●	
知的障害者の心理	専門発展	3	後期	2				●	
肢体不自由者の心理	専門発展	3	後期	2				●	
視覚障害者指導法	専門発展	3	後期	1				●	
聴覚障害者指導法	専門発展	3	後期	1				●	
重複障害者教育指導法	専門発展	3	後期	1				●	
特別支援教育実習指導	卒業要件外の教職科目	4	通年	1				●	
特別支援教育実習	卒業要件外の教職科目	4	集中	2				●	

その他文部科学省令に定める科目（教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目）

科目名	科目区分	年次(以上)	開講期	単位	中学校(社会)	高等学校(公民)	高等学校(福祉)	※特別支援(知的障害者・肢体不自由者)	備考
日本国憲法	総合教育	1	後期	2	●	●	●	△	
コンピュータ・リテラシー	総合教育	1	通年	2	●	●	●	△	
英語コミュニケーション	総合教育	1	通年	2	●	●	●	△	2科目より1科目選択必修
実用英語	総合教育	1	通年	2	●	●	●	△	
スポーツⅠ(球技)	総合教育	1	前期	1	●	●	●	△	
スポーツⅡ(スポーツ・コミュニケーション)	総合教育	1	前期	1	●	●	●	△	
アドベンチャー・スポーツ	総合教育	1	集中	1	●	●	●	△	6科目より
スキー・スポーツ	総合教育	1	集中	1	●	●	●	△	2単位選択必修
スノーボード・スポーツ	総合教育	1	集中	1	●	●	●	△	
福祉とスポーツ	総合教育	1	後期	2	●	●	●	△	

※特別支援学校教諭一種免許状（知的障害者・肢体不自由者）の取得を目指す場合は、中学校教諭一種免許状（社会）、高等学校教諭一種免許状（公民）、高等学校教諭一種免許状（福祉）のいずれかの免許取得に関する科目に加え、特別支援学校教諭一種免許状（知的障害者・肢体不自由者）取得に係る科目の履修が必要となる。



**(3) 専門演習 I・II**

学科専任教員による少人数クラスで、専門的な指導を受けることにより、自らの関心に沿った研究・学習を深めることを目的とする。

心理、福祉、教育等に関心を深めたい分野の学習を進め、発表や議論を重ねて、卒業研究に集大成することを望む。

**(4) 卒業研究**

大学教育では、自らの問題意識に基づき主体的に真理を究めて行くことが求められている。学びの過程で気付いた問題を専門的に探求していくこと場として卒業研究が設定されている。

専門演習 I・II 担当の教員を中心として、どのような方法で、文献、資料、データ収集をし、分析を進めていくのか、論理的な論文としていくのか等の指導を受けながら卒業研究を完成させる。

## 心理福祉学科における資格取得と「コース」について

### [1] 1年次の履修について

- 資格取得を希望する学生は、1年次に「社会福祉士（国家試験受験資格）」（以下、「社会福祉士」と略記）、「認定心理士」、「中学校教諭一種免許状（社会）」（以下、「中学社会」免許と略記）、「高等学校教諭一種免許状（公民）」（以下、「高校公民」免許と略記）、「高等学校教諭一種免許状（福祉）」（以下、「高校福祉」免許と略記）、「特別支援学校教諭一種免許状」（以下、「特別支援学校教諭」免許と略記）の全ての資格を取得できる可能性を有する授業科目の選択履修が可能。

### [2] 2年次以降の履修と「コース」の選択について

- 本学科学生は、1年次末に、社会福祉や心理を中心に学ぶコースと教育、特別支援教育を中心に学ぶコースのどちらかを選択する。
- 社会福祉や心理を中心に学ぶ学生は、2年次から「心理福祉コース」に沿って学修を進めることになる。「社会福祉士」もしくは「認定心理士」の取得を目指す学生は全員「心理福祉コース」の区分に沿って科目を選択履修し、2年次以降の学修指導等を受けることになる。
- 教育、特別支援教育を中心に学ぶ学生は、2年次から「特別支援教育コース」に沿って学修を進めることになる。教員免許の取得を目指す学生は全員「特別支援教育コース」に沿って科目を選択履修し、2年次以降の学修指導を受けることになる。  
なお、教員免許の取得を目指す学生は、2年次終了時まで「中学社会」か「高校福祉」のうちのいずれかを「基礎免許」として取得することを目標として選択する。「中学社会」免許の取得を目指す学生は、同時に「高校公民」免許の取得を目指すことも可能である。  
また、本学科では、教員免許の取得を目指す学生は、原則として「特別支援学校教諭」免許の取得も目標に据えて、必要な科目を履修することが推奨される。
- 上記のいずれの資格の取得も目指す意思のない学生、途中でコースの変更を希望する学生、「高校福祉」の免許と「社会福祉士」の取得を目指す学生については、別途相談に応じる。

### [3] 卒業までに同時に取得を目指すことができる資格とできない資格

- ・単位取得に必要な学生の学修時間の確保のため、本学科の教育課程においては同時に取得を目指すことができない資格の組み合わせがあるので注意すること（以下、資格の組み合わせと可・不可を参照）。
  - 「中学社会」免許、「高校公民」免許と「特別支援学校教諭」免許とを取得することは可能。
  - 「高校福祉」免許と「特別支援学校教諭」免許とを取得することは可能。
  - 「中学社会」免許と「高校福祉」免許の2種の免許を取得することは不可能。「高校公民」免許と「高校福祉」免許の2種を取得することも不可能。ただし、「中学社会」免許と「高校公民」免許の2種を取得することは可能。
  - 教員免許の取得を目指す学生は、原則として「社会福祉士」の取得を目指した科目履修を行うことは不可能。ただし、「特別支援学校教諭」免許の取得を目指さず、「高校福祉」免許取得のみを目指す場合は、「社会福祉士」取得を同時に目指すことも可能（次頁の表における「※」）。
  - 教員免許の取得を目指す学生は、「認定心理士」の取得を目指した科目履修を行うことは不可能。
  - 「社会福祉士」の取得を目指す学生が、同時に「認定心理士」の取得を目指すことは可能。
  - 「認定心理士」の取得に必要な科目に加えて、当該分野を専門とする教員が担当する「専門演習Ⅰ」、「専門演習Ⅱ」、「卒業研究」を履修し、心理学的な調査ないし実験やその解析を内容とする卒業研究を提出した場合は、「認定心理士（心理調査）」の取得が可能になる。
- \*参考として、次頁に履修可能な資格の組み合わせの一覧を示すので確認すること。
- \*近年、「高校福祉」の実習を受け入れる学校が減少しており、学生の希望通りの実習を実現できない場合も生じる。

(参考)

	中学校教諭一種免許状（社会）	高等学校教諭一種免許状（公民）	高等学校教諭一種免許状（福祉）	特別支援学校教諭一種免許状	社会福祉士国家試験受験資格	認定心理士
中学校教諭一種免許状（社会）		○	×	○	×	×
高等学校教諭一種免許状（公民）	○		×	○	×	×
高等学校教諭一種免許状（福祉）	×	×		○※	○※	×
特別支援学校教諭一種免許状	○	○	○※		×	×
社会福祉士国家試験受験資格	×	×	○※	×		○
認定心理士	×	×	×	×	○	

## 心理福祉学科における「社会福祉士」の取得を目指す科目履修について

- ・「社会福祉士（国家試験受験資格）」の取得を目指す場合は、『履修要項』の「心理福祉学科カリキュラム・マップ」の「資格」欄の「社士」の列に●が付されている授業科目を選択して履修すること。
- ・原則としてその科目の開講年次において資格取得に必要な科目を履修すること。
- ・原則として「ソーシャルワーク実習指導Ⅰ」を2年次で修得した上で3年次で「ソーシャルワーク実習指導Ⅱ」及び「ソーシャルワーク実習」を履修すること。「ソーシャルワーク実習指導Ⅰ」の単位が修得できていることが、「ソーシャルワーク実習指導Ⅱ」及び「ソーシャルワーク実習」を履修するための要件となるので注意すること。



心理福祉学科 カリキュラム・ツリー (2021年度以降入学生対象カリキュラム) (授業科目間のつながりと履修の順序などを示した図表)

課程修了時の 資質・能力	授業科目名							
	1年	2年	3年	4年	前期	後期	前期	後期
NO.1 人間理解を基礎として、必要な知識について主体的に学ぶ姿勢が身についている。	倫理学 日本文化体験 英語コミュニケーション 実用英語 韓国語 中国語 日本語表現法Ⅰ 基礎演習Ⅰ 社会福祉入門 福祉マインド実践講座 心理学	世界史 日本語表現法Ⅱ 基礎演習Ⅱ カウンセリング 感情・人格心理学 特別支援教育概論 知的障害児教育Ⅰ 肢体不自由児教育Ⅰ LD・ADHD等教育総論	フューチャードライナミックス 障害児の心理・生理・病理 障害児教育論 病弱教育論 専門演習Ⅰ	知覚・認知心理学 知的障害者の心理 肢体不自由者の心理 視覚障害者指導法 聴覚障害者指導法 重聴障害者教育指導法	前期	後期	前期	後期
	美術概論 日本国憲法 政治学 簿記論 生命科学 生涯福祉工学 福祉とスポーツ スポーツⅠ(球技) スポーツⅡ(球技・フットボール) スキー・スノーボード・スポーツ コンピュータ・リテラシー 伝説宗教と日本社会 海外研修(福祉)	社会学 地理学 医学概論 民族と国家 加齢・障害の理解 介護福祉論 高齢者福祉論 障害者福祉論 社会保険論Ⅰ 地域福祉論Ⅰ 福祉行政論Ⅰ フューチャルワーク実習指導Ⅰ 心理学研究法 教育原理	家族社会学 共生社会学 人体の機能と日常生活 介護技術 社会福祉の原理と政策Ⅱ 地域福祉論Ⅱ 福祉行政論Ⅱ フューチャルワーク実習指導Ⅱ 心理学統計法	現代社会と人間関係 主権者教育総論 国際福祉論 福祉サービスの組織と経営 福利権を支える法制度 心理データ分析 心理学応用実験 教育課程論 教職総合講座Ⅰ 学校経営論 公民科教育法 社会福祉総合講座Ⅰ 社会福祉総合講座Ⅱ	前期	後期	前期	後期
NO.2 汎用的な知識を用いて、学びの対象について思考することができる。	法学 経済学 数学入門 環境科学 スポーツⅠ(球技) スポーツⅡ(球技・フットボール) スキー・スノーボード・スポーツ コンピュータ・リテラシー 伝説宗教と日本社会 海外研修(福祉) 高齢者福祉論 障害者福祉論 公的扶助論 児童・家庭福祉論 社会保険論Ⅰ 地域福祉論Ⅰ 福祉行政論Ⅰ フューチャルワーク実習指導Ⅰ 心理学研究法 教育原理	社会学 地理学 医学概論 民族と国家 加齢・障害の理解 介護福祉論 高齢者福祉論 障害者福祉論 社会保険論Ⅰ 地域福祉論Ⅰ 福祉行政論Ⅰ フューチャルワーク実習指導Ⅰ 心理学統計法	家族社会学 共生社会学 人体の機能と日常生活 介護技術 社会福祉の原理と政策Ⅱ 地域福祉論Ⅱ 福祉行政論Ⅱ フューチャルワーク実習指導Ⅱ 心理学統計法	現代社会と人間関係 主権者教育総論 国際福祉論 福祉サービスの組織と経営 福利権を支える法制度 心理データ分析 心理学応用実験 教育課程論 教職総合講座Ⅰ 学校経営論 公民科教育法 社会福祉総合講座Ⅰ 社会福祉総合講座Ⅱ	前期	後期	前期	後期
NO.3 共通性をもったコミュニケーション ができる。	基礎演習Ⅰ カウンセリング カウンセリング ソーシャルワーク演習 基礎演習Ⅱ カウンセリング ソーシャルワーク演習 フューチャルワーク演習 フューチャルワーク演習(専門Ⅰ)	基礎演習Ⅱ カウンセリング ソーシャルワーク演習 フューチャルワーク演習(専門Ⅰ)	ソーシャルワーク実習指導Ⅱ フューチャルワーク実習 フューチャルワーク演習(専門Ⅱ) フューチャルワーク演習(専門Ⅲ) フューチャルワーク演習(専門Ⅳ) フューチャルワーク演習(専門Ⅴ) フューチャルワーク演習(専門Ⅵ) フューチャルワーク演習(専門Ⅶ) フューチャルワーク演習(専門Ⅷ) フューチャルワーク演習(専門Ⅷ) フューチャルワーク演習(専門Ⅷ)	教育実習指導 教育実習Ⅰ 教育実習Ⅱ 特別支援教育実習 特別支援教育実習	前期	後期	前期	後期
NO.4 課題解決に際して他者と連携・協働することができる。	アドバンチャースポーツ フューチャルワークの理論と方法Ⅰ	アドバンチャースポーツ フューチャルワークの理論と方法Ⅱ	アドバンチャースポーツ フューチャルワークの理論と方法Ⅲ	アドバンチャースポーツ フューチャルワークの理論と方法Ⅳ	アドバンチャースポーツ フューチャルワークの理論と方法Ⅴ	アドバンチャースポーツ フューチャルワークの理論と方法Ⅵ	アドバンチャースポーツ フューチャルワークの理論と方法Ⅶ	アドバンチャースポーツ フューチャルワークの理論と方法Ⅷ
NO.5 心理学や社会福祉学の知識に基づき、状況に応じたアセスメントをすることができる。	アドバンチャースポーツ フューチャルワークの理論と方法Ⅰ	アドバンチャースポーツ フューチャルワークの理論と方法Ⅱ	アドバンチャースポーツ フューチャルワークの理論と方法Ⅲ	アドバンチャースポーツ フューチャルワークの理論と方法Ⅳ	アドバンチャースポーツ フューチャルワークの理論と方法Ⅴ	アドバンチャースポーツ フューチャルワークの理論と方法Ⅵ	アドバンチャースポーツ フューチャルワークの理論と方法Ⅶ	アドバンチャースポーツ フューチャルワークの理論と方法Ⅷ
NO.6 個人のニーズに応じた支援計画・指導計画を作成することができる。	アドバンチャースポーツ フューチャルワークの理論と方法Ⅰ	アドバンチャースポーツ フューチャルワークの理論と方法Ⅱ	アドバンチャースポーツ フューチャルワークの理論と方法Ⅲ	アドバンチャースポーツ フューチャルワークの理論と方法Ⅳ	アドバンチャースポーツ フューチャルワークの理論と方法Ⅴ	アドバンチャースポーツ フューチャルワークの理論と方法Ⅵ	アドバンチャースポーツ フューチャルワークの理論と方法Ⅶ	アドバンチャースポーツ フューチャルワークの理論と方法Ⅷ
NO.7 生活上の諸問題の解決に向けた相談援助を実施することができる。	アドバンチャースポーツ フューチャルワークの理論と方法Ⅰ	アドバンチャースポーツ フューチャルワークの理論と方法Ⅱ	アドバンチャースポーツ フューチャルワークの理論と方法Ⅲ	アドバンチャースポーツ フューチャルワークの理論と方法Ⅳ	アドバンチャースポーツ フューチャルワークの理論と方法Ⅴ	アドバンチャースポーツ フューチャルワークの理論と方法Ⅵ	アドバンチャースポーツ フューチャルワークの理論と方法Ⅶ	アドバンチャースポーツ フューチャルワークの理論と方法Ⅷ
NO.8 特別支援教育や心理的・福祉的支援の諸問題に関係する諸機関と連携して取り組むことができる。	アドバンチャースポーツ フューチャルワークの理論と方法Ⅰ	アドバンチャースポーツ フューチャルワークの理論と方法Ⅱ	アドバンチャースポーツ フューチャルワークの理論と方法Ⅲ	アドバンチャースポーツ フューチャルワークの理論と方法Ⅳ	アドバンチャースポーツ フューチャルワークの理論と方法Ⅴ	アドバンチャースポーツ フューチャルワークの理論と方法Ⅵ	アドバンチャースポーツ フューチャルワークの理論と方法Ⅶ	アドバンチャースポーツ フューチャルワークの理論と方法Ⅷ

※太線：課程修了時の資質・能力の該当項目と大きく関わる  
※細線：課程修了時の資質・能力の該当項目と関わる



# 履修の案内

## 科目の区分と単位制について

### 授業期間

1年間の授業期間は、定期試験等の期間を含めて35週にわたり、前期と後期の2学期に分かれている。

### 科目の履修区分

授業科目は履修方法により次の区分に分かれている。

#### (1) 必修科目

卒業までに必ず履修し、その単位を修得しなければならない科目である。試験の結果不合格と評価された科目は、原則として翌年次に再履修しなければならない。卒業年次において1科目でも不合格と評価された場合は、卒業が認定されない。

#### (2) 選択必修科目

指定する複数の授業科目の中から選択して履修し、卒業までに所定の単位数を修得しなければならない科目である。所定の単位数を修得できない場合は、必修科目不合格の場合と同様に扱われる。

#### (3) 選択科目

各科目区分の中から自由に授業科目を選択して履修し、卒業までに所定の単位数を修得しなければならない科目である。

### 科目の形態区分

授業科目はその形態によって講義、演習、実験、実習および実技に分けられる。

### 単位制

単位制とは、学則および履修規程で定められている一定の基準にしたがって**授業科目を履修**し、所定の試験に合格することによって与えられる単位を修得していく制度である。1年にわたり継続する授業を**通年科目**、前期あるいは後期で完結する授業を**半期科目**という（一部の科目を除き、通年科目の授業は30回、半期科目の授業は15回行われる）。また、一定の期間に集中して授業を行うものを**集中科目**という。

各科目の単位数は、学則第23条に基づく授業形態の区分により、次のように計算される。

#### (1) 講義科目

15時間の授業をもって1単位とする。半期科目には2単位、通年科目には4単位が与えられる。

#### (2) 演習科目

30時間の授業をもって1単位とする。半期科目には1単位、通年科目には2単位が与えられる。ただし、特定の科目については15時間の授業をもって1単位とする。

#### (3) 実験・実習・実技科目

30時間から45時間までの範囲で別に定める時間の授業をもって1単位とする。

#### (4) 卒業研究

卒業研究については、4単位が与えられる。

#### (5) 卒業要件単位数

卒業に必要な単位数と、科目区分および授業科目については、各学科専攻のページを参照のこと。



## 履修登録について

### 履修登録

履修登録とは、その学年で履修しようとする授業科目について受講計画を立て、履修する科目をあらかじめ登録する手続きのことである。この手続きを完了することによって、各学生は届け出た授業科目をその年度に履修する権利を得ることになる。履修する科目を決定する際には、授業科目の履修区分・単位を十分に理解し、卒業までの4年間の目標等を考慮した上で、履修計画を立てること。

なお、必修科目および選択必修科目の受講クラスは、指定された曜日・時限で受講すること（変更は原則として認めない）。

※納付金の納入が滞っている学生は、履修登録を認めない場合がある。

#### [履修登録の手続き]

履修登録は、大学ポータルサイト「でんでんばん」（以下「でんでんばん」）を利用し、原則として毎学年始めの所定の期日までに登録科目の入力を完了しなければならない。

履修登録を締切日までに行わない場合、当該年度における履修科目の登録を放棄したものとみなされる。よって、自身の責任において確実に行うこと。なお、一部の集中科目等については、学期中の適切な時期に登録期間を設け「でんでんばん」以外の方法により履修登録を行う。

「でんでんばん」を利用した履修登録の方法については、「でんでんばん利用ガイド（学生用）」を参照すること。なお、1年生向けの年度当初のオリエンテーションでは、授業科目の履修に関するもののほか、「でんでんばん」の利用にあたっての説明も行うので、全員が必ず出席し操作の仕方をよく理解した上で登録手続きを行うこと。

また、履修登録の手続きにおいて本人の責任による不備や誤りがあった場合、当該授業科目の登録は無効となるため注意すること。

### 履修キャップ（2012年度入学生から適用。3年次編入生は対象外）

履修キャップ制とは、単位修得に必要な学修時間を確保するため、学生が1年間に履修登録できる総単位数に上限を設定する制度である。学科、専攻ごとの履修上限単位数は以下の通りとする。

学科専攻	2015～2018年度入学者	2019・2020年度入学者	2021年度入学者～
社会福祉学科 社会福祉専攻	48単位	48単位	48単位
社会福祉学科 介護福祉専攻	50単位	50単位	48単位
心理福祉学科	52単位	50単位	48単位
子ども未来学科	48単位	46単位	46単位
心理学科		48単位	48単位

ただし、次の単位は含まれない。

- ・実習科目の単位
- ・学外で修得した単位（学則第27条～第29条関係）
- ・卒業要件に算入されない単位
- ・集中科目など、学期中毎週定期的に行われる科目以外の単位
- ・その他学生の事情を勘案し、履修の必要を認めた科目の単位

なお、各学科とも前年度末のGPAが3.2以上の学生については、履修上限単位数を緩和する。

### 再履修科目の受講クラス

2年生以上で下位学年の必修科目を再履修しなければならない場合は、あらかじめ指定された曜日・時限で履修すること。

### 人数調整科目

授業の方法及び内容並びにその性質により履修者数の定員を設け、あらかじめ人数を調整して履修者を決定する選択科目がある。これらの科目の履修を希望する場合は、一般の選択科目とは別に、事前に申込みを行わなければならない（履修希望者数が制限数を上回った場合は、抽選等を行う）。詳細は事前に「でんでんばん」等で連絡する。

## 授業について

### 授業時間割

授業は、時間割に従って行われる。各自の時間割は大学ポータルサイト「でんでんばん」で確認すること。  
なお、授業時間は1時限を90分とし、下記の通りとする。

第1時限	9:00～10:30
第2時限	10:40～12:10
昼休み	12:10～13:00
第3時限	13:00～14:30
第4時限	14:40～16:10
第5時限	16:20～17:50
第6時限	18:00～19:30

※授業日時の振替えや授業を行う教室が変更される場合は、「でんでんばん」等によって伝達する。「でんでんばん」には常に注意すること。

### 休講

やむを得ない理由で授業が休講となる場合は、「でんでんばん」等により伝達する。休講掲示がなく、始業より30分以上経過しても授業が開始されない場合は、教学支援課に申し出て、その指示に従うこと。

※休講・教室変更は、パソコン等から以下のホームページにアクセスして、確認することができる。

【でんでんばん URL】

<https://portal.dcu.ac.jp/>

なお、情報は常に更新されるので、注意すること。

### 緊急事態発生時の授業の取り扱い

災害その他緊急事態の発生にともない、交通機関の運行に支障が生じている場合の授業の取り扱いは次の通りとする。

(1) 午前6時の時点でNHKニュースにより、小田急電鉄(新宿-本厚木)、東急電鉄(渋谷-中央林間)および横浜市営地下鉄(横浜-あざみ野)のうち、2社以上の電車がストライキ、災害、異常気象等で全面的に運転を停止している場合、当日の授業の取り扱いは以下のとおりとする。ただし、バス等による振替輸送が実施されている場合は運行しているものとする。

①午前9時までに復旧した場合

当日第1、第2時限の授業を臨時休講とし、第3時限より開講する。

②午前9時を過ぎても運休している場合

授業情報をホームページ、「でんでんばん」等を通じて学生に伝達する。

※ただし、上記のような交通機関の運行状態に関わらず、学長が気象予報その他の状況により学生の通学が困難と認めた場合には、授業に関する情報を、上記②の方法によって学生に伝達する。

※緊急事態発生時には、テレビ・ラジオ等の報道に注意し、電話による大学への直接問い合わせは極力控えること。

(2) 各自の居住地またはその周辺地域の災害等による交通機関の運休、遅延のために、やむを得ず授業に遅刻、あるいは欠席した場合は、駅で発行される遅延証明書をもって、すみやかにその旨を科目担当教員に届けること。

### 補講

やむを得ない理由によって授業が休講となった場合は、原則として補講を実施する。補講は、学年暦の補講日程のほか、平日の5時限以降や土曜日の3時限以降に行う。実施日時は「でんでんばん」等により連絡する。

### 欠席

正当な理由がなく、出席が授業回数の3分の2に満たない場合は、試験規程により期末試験の受験が認められず、原則として当該授業科目の単位を修得することができない。日頃からできるかぎり欠席しないよう心がけること。なお、履修科目の出欠状況は「でんでんばん」で確認することができる。出欠に関する問合せ期間は授業日から4週間以内とする。

## 公認欠席（公欠）

公認欠席（以下「公欠」という）とは、欠席日数に算入しないことが認められる欠席である。ただし、厚生労働省より養成施設として認可を受けている介護福祉専攻および子ども未来学科では公欠はない。公欠として認められるものは以下の通りである。

### (1) 公欠の種類

- ①忌 引
- ②実 習
- ③進路活動
- ④課外活動
- ⑤感 染 症（出席停止による公欠）
- ⑥その他大学が特に必要と認めた場合

これらの理由により欠席する場合は、「公欠願」（教学支援課、学生生活・進路支援課常備）または「忌引届」（教学支援課常備）に事由を証明する書類等を添えて「欠席届（公欠）（ピンク用紙）」（教学支援課、学生生活・進路支援課常備）とともに提出すること。

### (2) 公欠の日数と手続き（介護福祉専攻および子ども未来学科以外）

公欠の種類	公欠が認められる日数	手続	届出時必要書類等・ [提出先]												
①忌 引	忌引の扱いは3親等以内とし、忌引日数は下表のとおりとする。 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>亡くなった人</th> <th>忌引日数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>父 母</td> <td>7日</td> </tr> <tr> <td>配 偶 者</td> <td>7日</td> </tr> <tr> <td>兄 弟・姉 妹</td> <td>3日</td> </tr> <tr> <td>祖 父 母</td> <td>3日</td> </tr> <tr> <td>お じ・お ば</td> <td>1日</td> </tr> </tbody> </table>	亡くなった人	忌引日数	父 母	7日	配 偶 者	7日	兄 弟・姉 妹	3日	祖 父 母	3日	お じ・お ば	1日	「忌引届」及び「欠席届」に必要事項を記入し、死亡日より10日以内に教学支援課へ提出する。科目ごとの「欠席届」は承認印を得た後、各自が科目担当教員に提出する。	会葬礼状等（コピーも可とする） [教学支援課]
亡くなった人	忌引日数														
父 母	7日														
配 偶 者	7日														
兄 弟・姉 妹	3日														
祖 父 母	3日														
お じ・お ば	1日														
②実 習	実習期間及び実習施設との事前（事後）打ち合わせ日 ・ソーシャルワーク実習（介護福祉専攻を除く） ・精神保健福祉援助実習 ・教育実習（子ども未来学科を除く） ・スクールソーシャルワーク実習 ・医療ソーシャルワーク実習 ・心理実習 ・社会教育実習	実習に関する公欠は、原則として手続不要。ただし、事前打ち合わせ日等の場合に必要に応じて「公欠願」及び「欠席届」を提出する。科目ごとの「欠席届」は教学支援課の承認印を得た後に各自が各科目担当教員へ提出する。	必要に応じて適宜証明できる書類等 [教学支援課]												
③進路活動	進路活動（就職活動、就職試験及び内定式、入学試験等）による公欠が認められる日数は、年間を通じて原則として3日間とする。	「公欠願」及び「欠席届」に必要事項を記入し、学生生活・進路支援課に提出する。科目ごとの「欠席届」は、学生生活・進路支援課の承認印を得た後、各自が科目担当教員に提出する。	就職の場合は来社証明書、入学試験の場合は受験票の写し [学生生活・進路支援課]												

④課外活動	公式試合の出場、公式研究会への参加など、大学が承認したものに限り認める。原則として科目ごと（半期通年問わず）に3日間とする。	あらかじめ顧問の承認印を得た「公欠願」に必要事項を記入し、「欠席届」とともに学生生活・進路支援課に提出する（各部・各サークルの責任者が取りまとめて学生生活・進路支援課に提出すること）。科目ごとの「欠席届」は、学生生活・進路支援課の承認を得た後、各自が科目担当教員に提出する。	試合、大会等の主催者が配付した開催内容を示す印刷物等（コピーも可とする） [学生生活・進路支援課]
⑤感染症	学校保健安全法施行規則第18条第1項に規定する感染症に罹患した場合のみ、公欠とする。なお、日数は学校保健安全法施行規則第19条に定める「出席停止の期間の基準」に定める期間とする。	学校保健安全法施行規則第18条第1項に規定する感染症に罹患した（その疑いも含む）場合は、教学支援課へ電話連絡し、指示を受けること（ただし、インフルエンザに罹患した場合は、教学支援課への連絡は不要とし、保健委員会へメール（hoken@dcu.ac.jp）でその旨を連絡するとともにアドバイザーへ報告すること）。なお、自己判断による登校は禁ずる。	病気に罹患したことを証明する医師による診断書等（インフルエンザの場合は、薬局で受け取った薬袋、抗インフルエンザ薬（タミフル、リレンザ等）の説明書、薬手帳のコピー等で可） [教学支援課]
⑥その他大学が特に必要と認めた場合	本人の申し出により、大学が特に必要と認めたものについては当該日（期間）を公欠として取り扱うことがある。	欠席事由を教学支援課に申し出、適宜指示を受けること。	必要に応じて適宜証明できる書類等 [関連部署]

なお、公欠の手続きは、あらかじめ予定が判明しているものについては事前に行う必要がある。欠席後に手続きをする場合は、忌引による公欠を除き当該日以後1週間以内に完了するものとする。また、承認後は科目担当教員へ1週間以内に届け出ること。これを超えた場合は公欠は認められない。

## 成績評価と単位の認定について

### 成績評価

各科目の成績は、試験の成績、平素の学修状況（授業中の小テストなどを含む）等によって総合的に評価される（評価方法及び評価基準の詳細については、各科目のシラバスを参照）。

以上によって判定された成績評価の区分は次の通りである。

100～90点	S	合格 [単位認定]
89～80点	A	
79～70点	B	
69～60点	C	
59点以下	D	不合格（定期試験未受験、レポート未提出、出席不良等を含む）

### 成績通知

成績は、各学期末に通知する。成績通知の時期と方法は次の通りである。

#### [時期]

- ・前期で終了する半期科目の成績……………8月下旬
- ・後期で終了する半期科目および通年科目の成績……………2月下旬

#### [方法]

「でんでんぱん」による成績照会で確認すること。

あわせて保護者にも通知する。

※授業の方法及び内容並びにその性質により、授業科目の一部については、別途学期の途中又は次の学期末に成績評価の通知を行うことがある。

※納付金の納入が滞っている学生は、その状況により成績通知及び各種証明書の発行を行わない場合がある。

※成績評価に関する問合せは各学期末の所定の期間内に行うことができる（問合せ対象は当該学期に通知を受けた授業科目に限る）。

### 単位の認定

規定の時間数（授業回数の3分の2、介護福祉専攻の「介護実習」は5分の4）以上出席し、試験等により合格（C以上）と認められた場合には、所定の単位が認定される。

#### [単位認定科目]

授業の性質等により段階評価及び点数区分によらず、合否の判定が行われ単位が認定されるものを単位認定科目という。

本学における単位認定科目は次のように分類される。

- ・学内開設科目
  - 「キャリア講座」（人間科学部を除く）、「スポーツ指導員養成講座」等
  - \*単位認定科目については各学科専攻のカリキュラム・マップを参照のこと。

- ・学外の学修による読替え科目、単位互換科目等

下記の「学外で修得した単位等の取り扱い」を参照のこと。

なお、合格の場合の成績評価の表示は「認」として単位を認定し、不合格の場合の表示は「否」として単位の認定は行わない。

### 卒業認定

本学に4年間在学し（編入学の場合を除く）、学科所定の授業科目及び単位数を修得した者について、教授会における審議を経て学長が卒業を認定する。

### 学外で修得した単位等の取り扱い

教育上有益と認めるときは、学外で修得した単位を、次により本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる（学則第27条～第29条）。

- (1) 他の大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位  
→ 60 単位以内で認定
- (2) 短期大学、高等専門学校の特攻科又は学校教育法第 58 条の 2 に規定する高等学校の特攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修  
→ 上記(1)と合わせて合計 60 単位以内で認定
- (3) 入学する前に大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位 (本学開設の「社会福祉入門」を含む)  
→ 上記(1)および(2)と合わせて合計 60 単位以内で認定

なお、単位の認定を希望するときは、前期履修登録期間中、その他大学が指定する期間に本人自ら学修内容を証明する書類を添し、所定の様式をもって願出すること。詳細は、教学支援課に問い合わせること。

#### [ボランティア活動の単位認定について]

- (1) 単位認定の条件

ボランティア養成講座の受講 +35 時間のボランティア活動  
または 45 時間のボランティア活動

- (2) 単位認定までの流れ

- ① 地域交流センターを通じてボランティア先を決定\*1  
(「ボランティア登録申請書」を記入)
- ② ボランティアに参加
- ③ 地域交流センターに「ボランティア報告書」を提出
- ④ 単位認定条件を満たすと発行される「ボランティア活動証明書」を地域交流センターで受取る。\*2
- ⑤ 「ボランティア活動証明書」と「単位認定願」を教学支援課に提出し、所定の手続きを行う。
- ⑥ 「社会福祉入門」(総合教育科目/教養基礎科目 1 単位)の単位が認定される。

\*1 自分でやりたいボランティアを見つけた場合、事前にそのボランティアの募集に関する資料を、地域交流センターに持参する。また、ボランティア活動保険未加入者は、地域交流センター担当者の指示に従い、必ず保険に加入すること。

\*2 「ボランティア報告書」の内容によっては、書き直しやボランティア活動として認められない場合もある。

#### 【注意点】

- ・単位認定手続きは、その年度の 12 月の最終授業日までに行う。
- ・「福祉マインド実践講座」など、ボランティア活動を単位認定の要件としている授業で行った活動は認められない。
- ・「ボランティア活動報告書」は、ボランティア活動を行った日から 1 ヶ月以内に提出する。
- ・ボランティア活動時間には現地までの移動時間を含まない。
- ・高校生の時に、本学主催の「夏期福祉総合講座」を受講し、単位を修得した学生および「社会福祉入門」を修得済または履修中の場合は単位認定を受けることができない。
- ・ボランティア活動時間は、次年度以降に繰り越しができる。

## 試験について

### 試験の種類

試験は、履修した科目の学修到達度を測るために実施され、その種類は次の通りである。

- (1) 期末試験 前期・後期の各期末の試験期間中に実施する試験
- (2) 追試験 期末試験をやむを得ない理由で受験できなかった者に、当該科目について実施する試験
- (3) 再試験 期末成績で不合格となった科目に対して実施する試験。**ただし、4年生のみ。**

### 試験の方法

試験の方法は、筆記、口述、実技とする。ただし、レポートをもってこれに替えることがある。

### 受験資格

受験資格は、「田園調布学園大学試験規程」に基づき、次の条件のすべてを満たしている者に対して与えられる。

- (1) 当該科目の履修登録を完了していること。
- (2) 所定の納付金等の納入を完了していること。
- (3) 当該科目における授業回数の3分の2以上出席していること。
- (4) その他所定の手続きを完了し、科目担当者が受験を許可していること。

### 試験時間割

期末試験の時間割は、試験期間開始1週間前までに「でんでんぱん」によって通知する。

追試験および再試験の時間割は別途事前に通知する。

レポートの場合は、科目担当教員の指示に従うこと。なお、提出締切日時を厳守すること。締切以降の提出は一切受け付けない。

その他、試験に関することは、「田園調布学園大学試験規程」(P.104)を参照すること。

なお、不正行為が確認された場合、同規程に基づき厳罰をもって処分される。

# GPA について

## GPA

GPA（グレード・ポイント・アベレージ）とは、成績評価を点数化するものである。この制度により、個人の成績が客観的かつ総合的に表示され、相対的にとらえることができる。

なお、GPA は成績通知書、成績証明書等に明記される。

## 計算方法

- ①成績評価ごとに5段階のポイントをつける（S→4点、A→3点、B→2点、C→1点、D→0点）
- ②各履修科目の成績評価に対するポイントに所定の単位数をかけてグレード・ポイントを算出する。
- ③前述②の数値の合計を総履修単位数で割る（小数点第3位以下四捨五入）。

（計算例）

科目名	成績評価	ポイント	単位数	グレード・ポイント (GP)
英語	B	2	2 単位	2 点 × 2 単位 = 4
日本語表現法 I	D	0	2 単位	0 点 × 2 単位 = 0
倫理学	S	4	2 単位	4 点 × 2 単位 = 8
政治学	S	4	2 単位	4 点 × 2 単位 = 8
コンピュータ・リテラシー	A	3	2 単位	3 点 × 2 単位 = 6
5 科目			10 単位	26 点
				$26 \text{ 点} \div 10 \text{ 単位} = 2.60 \text{ (GPA)}$

- ・履修登録した科目を履修登録期間、履修修正期間内に取り消さず、途中で放棄した場合は、D 評価となる。
- ・グレード・ポイントは、各学期ごとに計算される。

## 利用方法

- ・奨学金、優秀学生等の選抜の参考にする。
- ・「専門演習」・「ゼミナール」の配属の際、参考にする。
- ・GPA3.2 以上の学生は履修上限単位数を緩和する（2012 年度入学生より適用）。
- ・当年度の GPA が 1.2 未満で、かつ、年次ごとの総修得単位数が 30 単位未満、当年度履修科目の授業出席率が平均 40% 未満の学生については、段階的に注意、指導が行われ、なお学修状況の改善が見られない時は、退学等の勧告を行うことがある。
- ・その他学長が必要と認める場合において、その数値を参考とする。

## 対象外科目

- ・単位認定科目
- ・「卒業研究」
- ・卒業要件単位数に含まれない科目



## 単位互換について（放送大学）

### 放送大学

放送大学とは、テレビ・ラジオ（衛星放送、CATV、地上放送）、学習センター等における視聴、インターネット配信というメディアによって講義を受ける通信制大学で、1981年に国によって作られた正規の大学である。

### 履修上の条件

①放送大学で履修できる単位数	15単位以内
②放送大学の科目を履修できる期間	1年次後期から卒業年次前期まで (ただし、9月卒業生は前年度まで)
③履修登録時の留意事項	卒業年次生は、学内の履修登録時に放送大学で履修予定の科目を卒業要件単位として算入することはできない。

### 受講手続

#### (1) 出願

放送大学から募集要項が公表されるので、受講を希望する学生は「出願票」を教学支援課へ提出する。

前期科目：1月上旬

後期科目：7月中旬

#### (2) 授業料（納入については別途ご連絡します）

放送授業（1科目（2単位）11,000円）

オンライン授業（1科目（1単位）5,500円）

（1科目（2単位）11,000円）

### 受講方法

講座は、次の方法によって実施される。

#### 放送授業

各学期15回（週1回、1回45分）で行われる。

※本学図書館にて放送大学のテープが視聴可能（但し、テープの館外持出しはできない）。

※学習センター（神奈川学習センター：横浜市南区大岡2-31-1）で、見逃したり、聴き逃したテープの再視聴ができる。

※インターネットによる視聴も可能（一部科目を除く）。

#### (1) 通信指導

どの講座も学期途中で1回、一定範囲で出題される。この通信指導の結果によって、単位認定試験の受験資格が得られる。

#### (2) 単位認定試験

各学期の放送授業が終了したあと、単位認定試験が実施される。この試験の結果、単位の認定を行う。

#### オンライン授業

1単位科目（8コマ）と2単位科目（15コマ）で全ての学習をインターネットで行います。

1コマあたり講義が45分、課題（選択式問題・レポート・ディスカッションなど）の解答が45分を合わせた90分程度の授業です。

通信指導や単位認定試験は行いません（一部科目を除く）。

# 実習について（社会福祉学科、心理福祉学科）

## 実習の概要（福祉関係）

実習は、社会福祉士、精神保健福祉士や介護福祉士としての実践能力を培う上で重要であり、援助者としての専門性を高め、資質の向上にむけた学習ができるように計画的な指導が行われる。

本学における福祉現場実習は、「社会福祉士国家試験」、「精神保健福祉士国家試験」、「介護福祉士国家試験」の各受験資格取得に必要な指定科目のひとつである。

この現場実習では、現場の職員から指導を受けながら、福祉サービスの利用者である高齢者や児童、身体障害者（児）、知的障害者（児）、精神障害者など様々な生活上の問題を抱える人々の相談や介護などにあたり、援助計画に基づく実践によって問題解決の過程を経験し、多様な援助のありかたを学習するものである。

限られた時間の中で、効果的な実習ができるよう、現場での配属実習の前後に実施する学内での事前学習、事後学習を重視している。事前学習では、大学でのそれまでの授業で学んだ知識や技術を再確認し、現場実習に行く準備を行う。事後学習では、福祉現場で体験したことを大学に戻って教員や他学生と話し合い、自分の課題を明らかにしながら、援助者として成長することを目標とする。

## 実習の流れ（福祉関係）

それぞれの実習の流れは、以下のとおりである。詳細については、「実習オリエンテーション」等で順次説明するので、必ず出席すること。このオリエンテーションに出席しない学生や、準備が充分でないと思われる学生は、配属実習を延期、又は停止することがあるので注意すること。また、「でんでんぱん」等による実習に関する掲示には特に注意すること。

## 資格取得のための実習スケジュール（福祉関係）

目指す資格	1年次 8、9月	1年次 2、3月	2年次 8、9月	2年次 2、3月	3年次 8、9月	3年次 2、3月	4年次 8、9月	実習時間又は期間合計
社会福祉士					ソーシャルワーク実習 (30日間)			240h (30日間)
社会福祉士 + 介護福祉士	介護実習 I-1 (6日間)	介護実習 I-2 (12日間)	介護実習 II-1 (18日間)	介護実習 II-2 (23日間)	ソーシャルワーク実習 (30日間)			712h (89日間)
社会福祉士 + 精神保健福祉士					ソーシャルワーク実習 (30日間)	精神保健福祉 援助実習 I、II (12日間×2回)		420h (54日間)
社会福祉士 (3年次編入生)							ソーシャルワーク実習 (30日間)	240h (30日間)

# 1. ソーシャルワーク実習（社会福祉専攻、介護福祉専攻、心理福祉学科）

「ソーシャルワーク実習」は社会福祉士国家試験受験資格取得のための指定科目である。

## (1) ソーシャルワーク実習要件

・[ソーシャルワーク実習指導Ⅰの単位が修得できていること]を要件とする。

## (2) 実習の流れ

学年	月	科目	学習段階	学習内容
2年次	9月	ソーシャルワーク実習指導Ⅰ	事前学習	オリエンテーション・心構え
	10月			実習施設の役割と機能の理解
	11月			実習記録の書き方
	12月			実習施設の選択 マナー講座、実習にあたっての心構え
	1月			レポート提出
	2月			
	3月			
3年次	4月	ソーシャルワーク実習指導Ⅱ	事前学習	実習施設の役割と機能の理解
	5月			配属先レポートの作成
	6月			実習課題の設定、個人プロフィールの作成
	7月			個別支援計画、ケアプラン作成練習
	8月	現場実習（30日間）		
	9月	事後学習		実習の振り返り
	10月			実習報告会準備
	11月			実習報告会
	12月			実習報告書提出
	1月			
	2月			
	3月			

※3年次編入生については学生の事情や実習先の都合により個別に実習時期を決定する。

## (3) 主な実習先

### 1. 高齢者関係施設

老人デイサービスセンター 養護老人ホーム 特別養護老人ホーム 老人介護支援センター 老人デイサービス事業  
介護老人保健施設 地域包括支援センター 指定小規模多機能居宅介護指定通所リハビリテーション  
指定短期入所生活介護 指定短期入所療養介護事業所 指定認知症対応型共同生活介護  
指定特定施設入居者生活介護 指定居宅介護支援事業所

### 2. 障害者関係施設

相談支援事業 障害者支援施設 生活介護 自立訓練 就労移行支援 就労継続支援 重度障害者等包括支援  
共同生活介護 共同生活援護 福祉ホーム 地域活動支援センター(主として身体障害者または知的障害者に行うもの)  
身体障害者更生相談所 身体障害者福祉センター 更生保護施設 広域障害者職業センター  
地域障害者職業センター 障害者就業・生活支援センター

### 3. 児童関係施設

児童相談所 母子生活支援施設 児童養護施設 障害児入所施設 児童発達支援センター（福祉型、医療型）  
情緒障害児短期治療施設 児童自立支援施設 指定医療機関 児童デイサービス 児童家庭支援センター

### 4. その他

病院・診療所※ 救護施設 更生施設 授産施設 福祉事務所 市区町村社会福祉協議会 女性（婦人）相談所  
婦人保護施設 母子福祉センター 一定の要件を満たす独立型社会福祉士事務所 ホームレス自立支援センター

※本学では、病院、診療所は、4年次夏に実施される医療ソーシャルワーク実習（社会福祉専攻）の実習先として規定されている。

## 2. 精神保健福祉援助実習（社会福祉専攻）

「精神保健福祉援助実習」は精神保健福祉士国家試験受験資格取得のための指定科目である。

### (1) 精神保健福祉援助実習要件

精神保健福祉援助実習を含む3年次以降の指定科目の履修者については「精神保健福祉士国家試験受験資格取得履修規程内規」に基づき、選抜を行う。

### (2) 実習の流れ

学年	月	実習種別	学習段階	学習内容
3年次	4月	精神保健福祉援助実習	精神保健福祉援助実習指導Ⅰ (事前学習)	オリエンテーション・心構え 実習施設の役割と機能の理解 実習中の対人関係のあり方 実習課題の検討等
	5月			
	6月			
	7月			
	8月			
	9月			
	10月			
	11月			
	12月			
	1月			
	2月			
	3月		精神保健福祉援助実習Ⅰ・Ⅱ（24日間）	
4年次	4月		精神保健福祉援助実習指導Ⅱ (事後学習)	実習の振り返り 事例検討 総まとめ 実習報告会準備 実習報告会
	5月			
	6月			
	7月			
	8月			
	9月			
	10月			
	11月			
	12月			
	1月			
	2月			
3月				

### (3) 主な実習先

精神保健福祉士国家試験受験資格の要件を満たす実習先は、下記の施設等である。

1. 精神科病院
2. 病院又は診療所（精神病床を有するもの又は精神科若しくは心療内科を広告しているものに限る）
3. 社会復帰施設
4. 精神保健福祉センター
5. 保健所
6. 市町村保健センター等

### 3. 介護実習（介護福祉専攻）

「介護実習」は介護福祉士国家試験受験資格取得のための指定科目である。

**(1) 実習の流れと時間配分**

学年	介護実習			実習指導	
	時期	実習区分	日数（時間）	前期（時間）	後期（時間）
1 年次	8、9 月	介護実習 I - 1	6（48）	介護総合演習 I（30）	介護総合演習 II（30）
	2、3 月	介護実習 I - 2	12（96）		
2 年次	8、9 月	介護実習 II - 1	18（144）	介護総合演習 III（30）	介護総合演習 IV（30）
	2、3 月	介護実習 II - 2	23（184）		
合計			59（472）	介護総合演習（120）	

**(2) 実習施設・事業等**

- 1) 介護実習 I - 1  
通所介護 通所リハビリテーション 障害福祉サービス事業 障害者支援施設
- 2) 介護実習 I - 2  
認知症対応型共同生活介護（認知症高齢者グループホーム） 小規模多機能型居宅介護 介護老人保健施設
- 3) 介護実習 II - 1  
介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム） 介護老人保健施設 救護施設 障害者支援施設 障害児・者入所施設 訪問介護事業所
- 4) 介護実習 II - 2  
介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム） 介護老人保健施設 救護施設 障害者支援施設 障害児・者入所施設

**(3) 実習の履修要件**

実習の単位授与、実習関連科目の履修については田園調布学園大学人間福祉学部社会福祉学科 介護福祉士国家試験受験資格取得履修規程で下記のように定められている。

**(単位の授与)**

**第7条** 学則第24条第1項の規定に定めるもののほか、「介護実習 I - 1」「介護実習 I - 2」「介護実習 II - 1」「介護実習 II - 2」の各科目については、出席すべき時間数の5分の1以上欠席した場合、単位を与えない。

**(介護実習関連科目の履修不許可)**

**第8条** 介護実習関連科目（「介護実習 I - 1」「介護実習 I - 2」「介護実習 II - 1」「介護実習 II - 2」「介護総合演習 I」「介護総合演習 II」「介護総合演習 III」「介護総合演習 IV」「介護事例研究」）については、本人の性行並びに学修状況その他の点から不適格と判断された場合、履修を認めないことがある。

## 4. スクールソーシャルワーク実習（社会福祉専攻）

・「スクールソーシャルワーク実習」は、一般社団法人日本ソーシャルワーク教育学校連盟によるスクールソーシャルワーク教育課程の指定科目である。

### (1) スクールソーシャルワーク実習要件

指定された科目、その他社会福祉学科の定めた要件において一定以上の成績を修めた者。

### (2) 実習の流れ

学年	月	事前・事後学習	配属実習
4 年 次	4月	実習施設の役割と機能の理解	現場実習 [(3)実習指定施設参照] ↓
	5月	実習先についての学習発表	
	6月	実習課題の設定、個人プロフィールの作成	
	7月	実習記録の書き方、活用の仕方 実習の振り返り	
	8月		
	9月		

### (3) 実習指定施設

- ・学校教育法第1条で定める学校のうち原則として18歳未満の児童生徒を対象とした学校（原則としてスクールソーシャルワーカーを置く学校、または教育委員会等に所属するスクールソーシャルワーカーに指導を受けて行う学校実習も含む）。
- ・学校教育法で定める学校に関する施設・機関等、地方教育行政の組織及び運営に関する法律で定める教育委員会等、その他教育基本法及び地方公共団体の条例等で定める学校教育に関する施設・機関・組織その他の施設・機関等。

## 5. 医療ソーシャルワーク実習（社会福祉専攻）

「医療ソーシャルワーク実習」は、3年次夏期に「ソーシャルワーク実習」を終了し、将来医療ソーシャルワーカーを目指している学生が、さらなる実践体験を積むためにプログラムされている、いわばアドバンス実習である。

そのため「医療ソーシャルワーク実習」では、医療現場に福祉職が存在する意義を考え、支援者としての姿勢や視点のみならず、医療ソーシャルワーカーのスキル習得をも実習の課題として設定する。20世紀初頭から現在にいたるまで、数々の実践モデル、アプローチが開発されてきたが、それらモデル、アプローチを実際の場面で検証する機会となることを期待する。

### (1) 医療ソーシャルワーク実習要件

指定された科目、その他社会福祉学科の定めた要件において一定以上の成績を修めた者。

### (2) 医療ソーシャルワーク実習の流れ

学年	月	実習エントリー関係	事前・事後学習	配属実習
3年次	10月～12月	MSW実習希望者にオリエンテーション		
4 年 次	前期	「医療ソーシャルワーク実習指導」 「医療ソーシャルワーク実習」履修登録		
	4月～7月		過去の実習体験の振り返り 医療ソーシャルワーク実習プログラムの理解 医療機関の役割と機能の理解 配属先医療機関の理解 実習課題の設定、個人票の作成 医療ソーシャルワーク実習における実習生の姿勢 医療ソーシャルワーク実習に必要な知識	事前オリエンテーション
	8月～9月			現場実習※※
	10月～11月		事後学習※ グループワーク、個人指導を通して 実習の振り返り	
	12月		医療ソーシャルワーク実習報告会	

※ 後期には3コマ程度事後指導が実施される。

※※ 実習期間は実習先医療機関により異なる（2～3週間）

# 資格取得について

## 資格一覧表

### 1. 卒業と同時に取得できる資格

資格名称	取得可能な学科及び専攻			資格取得に必要な科目等	備考
	社会福祉	介護福祉	心理福祉		
社会福祉士 (国家試験受験資格)	○	○		P. 61 「指定科目と本学開講科目の対比」参照	国家試験合格により資格取得 (合格後登録が必要)
社会福祉主事任用資格	○	○	○	P. 89 「指定科目と本学開講科目比較対照表」参照	卒業と同時に資格取得
児童指導員任用資格	○	○	○	P. 90 参照	卒業と同時に資格取得
ピアヘルパー (受験資格)			○	P. 96 「ピアヘルパー」参照	試験合格によって資格取得

### 2. 必要な科目を修得することにより取得できる資格

資格名称	取得可能な学科及び専攻			資格取得に必要な科目等	備考
	社会福祉	介護福祉	心理福祉		
社会福祉士 (国家試験受験資格)			○	P. 62 「指定科目と本学開講科目の対比」参照	国家試験合格により資格取得 (合格後登録が必要)
介護福祉士 (国家試験受験資格)		○		P. 70 「指定科目と本学開講科目の対比」参照	国家試験合格により資格取得 (合格後登録が必要)
精神保健福祉士 (国家試験受験資格)	○			P. 76 「指定科目と本学開講科目の対比」参照	国家試験合格により資格取得 (合格後登録が必要)
認定心理士 認定心理士 (心理調査)			○	P. 92 ~ 93 「認定心理士取得に必要な科目」参照	
ピアヘルパー (受験資格)	○	○		P. 96 「ピアヘルパー」参照	試験合格によって資格取得
スクールソーシャルワーク 教育課程修了者	○			P. 95 「スクールソーシャルワーク教育 課程指定科目」参照	
アクティビティ・ワーカー		○		P. 97 「アクティビティ・ワーカー」参照	
中学校教諭一種免許 (社会)			○	P. 115 ~ 128 「心理福祉学科教職課程履修規程」参照	
高等学校教諭一種免許 (公民)			○	P. 115 ~ 128 「心理福祉学科教職課程履修規程」参照	
高等学校教諭一種免許 (福祉)			○	P. 115 ~ 128 「心理福祉学科教職課程履修規程」参照	
特別支援学校教諭一種免許 (知的障害者・肢体不自由者)			○	P. 115 ~ 128 「心理福祉学科教職課程履修規程」参照	

### 3. 取得をめざす資格等 ※授業外で対策講座等を実施

資格名称	取得可能な学科及び専攻			備考
	社会福祉	介護福祉	心理福祉	
福祉住環境コーディネーター 2級・3級	○	○	○	
救急法救急員	○	○	○	
幼児安全法支援員	○	○	○	



## 1. 社会福祉士国家試験受験資格（社会福祉専攻、介護福祉専攻、心理福祉学科）

### 1. 「社会福祉士」とは

「社会福祉士」は、社会福祉士及び介護福祉士法（昭和 62 年法律第 30 号）において以下のとおり定義されている。

（定義）

**第 2 条** この法律において「社会福祉士」とは、第 28 条の登録を受け、社会福祉士の名称を用いて、専門的知識及び技術をもって、身体上若しくは精神上の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者の福祉に関する相談に応じ、助言、指導、福祉サービスを提供する者又は医師その他の保健医療サービスを提供する者その他の関係者との連絡及び調整その他援助を行うことを業とする者をいう。

このように「社会福祉士」は、約 30 年の歴史をもつ国家資格であり、なおかつこれからの時代においては、各種の社会福祉施設や相談支援機関だけでなく、独立型社会福祉士として独立した立場でソーシャルワークを実践するなど、幅広い分野でソーシャルワーカーとして活躍することが可能な資格である。

### 2. 「社会福祉士」になるには

「社会福祉士」の資格を取得するには、「社会福祉士国家試験」に合格し、「社会福祉士」として登録することが必要である。

### 3. 「社会福祉士国家試験」の受験資格

社会福祉士受験資格を得るためには、いくつかのルートがあるが、本学社会福祉学科社会福祉専攻、介護福祉専攻、心理福祉学科の学生は、「社会福祉士及び介護福祉士法」第 7 条第 1 号のルートで社会福祉士国家試験受験資格を得ることができる。このルートでの社会福祉士国家試験受験資格は、学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）に基づく大学において文部科学省令・厚生労働省令で定める社会福祉に関する科目（通常「指定科目」と略称されている）を修得し、卒業することによって得られるものである。

「指定科目」は、「社会福祉に関する科目を定める省令」（平成 20 年文部科学省・厚生労働省令第 3 号）により示されているが、本学では、P. 61 表 1 の対照表どおり、授業科目を開講している。

### 4. 社会福祉士国家試験

「社会福祉士国家試験の科目」は、「社会福祉士及び介護福祉士法施行規則」（昭和 62 年厚生省令第 49 号）第 5 条の規定が改正され、P. 61 表 2 のとおり 19 科目となる予定である。

また、社会福祉士国家試験は、昭和 63 年度（平成元年 1 月）の第 1 回目以降、毎年実施されてきているが、かなり狭き門となっている。（例年の合格率は 30% 程度）

本学では、社会福祉士国家試験受験者のための受験対策講座等を開催しているが、社会福祉士国家試験受験を目指す学生は、個々に明確な計画を立てて、早い時期から対策を開始していく必要がある。

### 5. 「社会福祉士国家試験」の受験手続き等

本学で指定科目を修めて卒業（見込）し、社会福祉士国家試験受験資格を得た者が社会福祉士国家試験を受験する場合は、願書に添付する「卒業（見込）証明書」、「指定科目の履修（見込）証明書」の交付を受ける等の手続きが必要である。これらの各種手続きは全て学生生活・進路支援課でできるので、ガイダンス等に出席し、各自の責任において行うこと。要綱等の掲示は行うが、各自漏れのないように注意すること。

また、試験合格者（社会福祉士となる資格を有する者）が「社会福祉士」となるために「社会福祉士登録」を行う際の手続きも、各自で行うことになる。

なお、社会福祉士国家試験、および社会福祉士登録の業務は、いずれも「公益財団法人社会福祉振興・試験センター」が厚生労働省の指定を受けた指定試験機関、指定登録機関として実施している。

表1 指定科目と本学開講科目の対比

(2021年度以降入学者適用)

指定科目		左記に対応する開設授業科目	
科目名	時間数	科目名	時間数
医学概論	30	医学概論	30
心理学と心理的支援	30	心理学	30
社会学と社会システム	30	社会学	30
社会福祉の原理と政策	60	社会福祉の原理と政策 I	30
		社会福祉の原理と政策 II	30
社会福祉調査の基礎	30	社会調査法	30
ソーシャルワークの基盤と専門職	30	ソーシャルワークの基盤と専門職	30
ソーシャルワークの基盤と専門職 (専門)	30	ソーシャルワークの基盤と専門職 (専門)	30
ソーシャルワークの理論と方法	60	ソーシャルワークの理論と方法 I	30
		ソーシャルワークの理論と方法 II	30
ソーシャルワークの理論と方法 (専門)	60	ソーシャルワークの理論と方法 (専門) I	30
		ソーシャルワークの理論と方法 (専門) II	30
地域福祉と包括的支援体制	60	地域福祉論 I	30
		地域福祉論 II	30
福祉サービスの組織と経営	30	福祉サービスの組織と経営	30
社会保障	60	社会保障論 I	30
		社会保障論 II	30
高齢者福祉	30	高齢者福祉論	30
障害者福祉	30	障害者福祉論	30
児童・家庭福祉	30	児童・家庭福祉論	30
貧困に対する支援	30	公的扶助論	30
保健医療と福祉	30	保健医療と福祉	30
権利擁護を支える法制度	30	権利擁護を支える法制度	30
刑事司法と福祉	30	司法福祉論	30
ソーシャルワーク演習	30	ソーシャルワーク演習	30
ソーシャルワーク演習 (専門)	120	ソーシャルワーク演習 (専門) I	30
		ソーシャルワーク演習 (専門) II	30
		ソーシャルワーク演習 (専門) III	30
		ソーシャルワーク演習 (専門) IV	30
ソーシャルワーク実習指導	90	ソーシャルワーク実習指導 I	30
		ソーシャルワーク実習指導 II	60
ソーシャルワーク実習	240	ソーシャルワーク実習	240

表2 社会福祉士及び介護福祉士法施行規則第5条による「社会福祉士国家試験科目」(予定)

(2021年度以降入学者適用)

1	医学概論	11	福祉サービスの組織と経営
2	心理学と心理的支援	12	社会保障
3	社会学と社会システム	13	高齢者福祉
4	社会福祉の原理と政策	14	障害者福祉
5	社会福祉調査の基礎	15	児童・家庭福祉
6	ソーシャルワークの基盤と専門職	16	貧困に対する支援
7	ソーシャルワークの基盤と専門職 (専門)	17	保健医療と福祉
8	ソーシャルワークの理論と方法	18	権利擁護を支える法制度
9	ソーシャルワークの理論と方法 (専門)	19	刑事司法と福祉
10	地域福祉と包括的支援体制		

社会福祉士国家試験受験資格取得に係る指定科目と本学開講科目における教育内容の対応表

厚生労働省指定科目	教育内容		左記に対応する本学開設科目
科目名	ねらい	教育に含むべき事項	授業科目名
医学概論	<ol style="list-style-type: none"> <li>① 人のライフステージにおける心身の変化と健康課題について理解する。</li> <li>② 健康・疾病の捉え方について理解する。</li> <li>③ 人の身体構造と心身機能について理解する。</li> <li>④ 疾病と障害の成り立ち及び回復過程について理解する。</li> <li>⑤ 公衆衛生の観点から、人々の健康に影響を及ぼす要因や健康課題を解決するための対策を理解する。</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>① ライフステージにおける心身の変化と健康課題</li> <li>② 健康及び疾病の捉え方</li> <li>③ 身体構造と心身機能</li> <li>④ 疾病と傷害の成り立ち及び回復過程</li> <li>⑤ 公衆衛生</li> </ol>	医学概論
心理学と心理的支援	<ol style="list-style-type: none"> <li>① 人の心の基本的な仕組みと機能を理解し、環境との相互作用の中で生じる心理的反応を理解する。</li> <li>② 人の成長・発達段階の各期に特有な心理的課題を理解する。</li> <li>③ 日常生活と心の健康との関係について理解する。</li> <li>④ 心理学の理論を基礎としたアセスメントの方法と支援について理解する。</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>① 心理学の視点</li> <li>② 人の心の基本的な仕組みと機能</li> <li>③ 人の心の発達過程</li> <li>④ 日常生活と心の健康</li> <li>⑤ 心理学の理論を基礎としたアセスメントと支援の基本</li> </ol>	心理学
社会学と社会システム	<ol style="list-style-type: none"> <li>① 現代社会の特性を理解する。</li> <li>② 生活の多様性について理解する。</li> <li>③ 人と社会の関係について理解する。</li> <li>④ 社会問題とその背景について理解する。</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>① 社会学の視点</li> <li>② 社会構造と変動</li> <li>③ 市民社会と公共性</li> <li>④ 生活と人生</li> <li>⑤ 自己と他者</li> </ol>	社会学
社会福祉の原理と政策	<ol style="list-style-type: none"> <li>① 社会福祉の原理をめぐり思想・哲学と理論を理解する。</li> <li>② 社会福祉の歴史的發展の過程と社会福祉の理論を踏まえ、欧米との比較によって日本の社会福祉の特性を理解する。</li> <li>③ 社会問題と社会構造の関係の視点から、現代の社会問題について理解する。</li> <li>④ 福祉政策を捉える基本的な視点として、概念や理念を理解するとともに、人々の生活上のニーズと福祉政策の過程を結びつけて理解する。</li> <li>⑤ 福祉政策の動向と課題を踏まえ上段で、関連施策や包括的支援について理解する。</li> <li>⑥ 福祉サービスへの供給と利用の過程について理解する。</li> <li>⑦ 福祉政策の国際比較の視点から、日本の福祉政策の特性について理解する。</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>① 社会福祉の原理</li> <li>② 社会福祉の歴史</li> <li>③ 社会福祉の思想・哲学、理論</li> <li>④ 社会問題と社会構造</li> <li>⑤ 福祉政策の基本的な視点</li> <li>⑥ 福祉政策におけるニーズと資源</li> <li>⑦ 福祉政策の構成要素と過程</li> <li>⑧ 福祉政策の動向と課題</li> <li>⑨ 福祉政策と関連施策</li> <li>⑩ 福祉サービスの供給と利用過程</li> <li>⑪ 福祉政策の国際比較</li> </ol>	社会福祉の原理と政策 I
社会福祉調査の基礎	<ol style="list-style-type: none"> <li>① 社会福祉調査の意義と目的について理解する。</li> <li>② 社会福祉調査と社会福祉の歴史的關係について理解する。</li> <li>③ 社会福祉調査における倫理や個人情報保護について理解する。</li> <li>④ 量的調査の方法及び調査の結果について適切に理解する。</li> <li>⑤ 質的調査の方法及び調査の結果について適切に理解する。</li> <li>⑥ ソーシャルワークにおける評価の意義と方法について理解する。</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>① 社会福祉調査の意義と目的</li> <li>② 社会福祉調査における倫理と個人情報保護</li> <li>③ 社会福祉調査のデザイン</li> <li>④ 量的調査の方法</li> <li>⑤ 質的調査の方法</li> <li>⑥ ソーシャルワークにおける評価</li> </ol>	社会調査法
ソーシャルワークの基礎と専門職	<ol style="list-style-type: none"> <li>① 社会福祉士及び精神保健福祉士の法的な位置づけについて理解する。</li> <li>② ソーシャルワークの基礎となる考え方とその形成過程について理解する。</li> <li>③ ソーシャルワークの価値規範と倫理について理解する。</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>① 社会福祉士及び精神保健福祉士の法的な位置づけ</li> <li>② ソーシャルワークの概念</li> <li>③ ソーシャルワークの基礎となる考え方</li> <li>④ ソーシャルワークの形成過程</li> <li>⑤ ソーシャルワークの倫理</li> </ol>	ソーシャルワークの基礎と専門職

厚生労働省指定科目	教育内容		左記に対応する本学開設科目
科目名	ねらい	教育に含むべき事項	授業科目名
ソーシャルワークの基盤と専門職（専門）	<ol style="list-style-type: none"> <li>① 社会福祉士の職域と求められる役割について理解する。</li> <li>② ソーシャルワークに係る専門職の概念と範囲について理解する。</li> <li>③ ミクロ・メゾ・マクロレベルにおけるソーシャルワークの対象と連関性について理解する。</li> <li>④ 総合的かつ包括的な支援と多職種連携の意義と内容について理解する。</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>① ソーシャルワークに係る専門職の概念と範囲</li> <li>② ミクロ・メゾ・マクロレベルにおけるソーシャルワーク</li> <li>③ 総合的かつ包括的な支援と多職種連携の意義と内容</li> </ol>	ソーシャルワークの基盤と専門職（専門）
ソーシャルワークの理論と方法	<ol style="list-style-type: none"> <li>① 人と環境との交互作用に関する理論とミクロ・メゾ・マクロレベルにおけるソーシャルワーク</li> <li>② ソーシャルワークの様々な実践モデルとアプローチについて理解する。</li> <li>③ ソーシャルワークの過程とそれに係る知識と技術について理解する。</li> <li>④ コミュニティワークの概念とその展開について理解する。</li> <li>⑤ ソーシャルワークにおけるスーパービジョンについて理解する。</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>① 人と環境との交互作用に関する理論とミクロ・メゾ・マクロレベルにおけるソーシャルワーク</li> <li>② ソーシャルワークの実践モデルとアプローチ</li> <li>③ ソーシャルワークの過程</li> <li>④ ソーシャルワークの記録</li> <li>⑤ ケアマネジメント</li> <li>⑥ 集団を活用した支援</li> <li>⑦ コミュニティワーク</li> <li>⑧ スーパービジョンとコンサルテーション</li> </ol>	ソーシャルワークの理論と方法 I ソーシャルワークの理論と方法 II
ソーシャルワークの理論と方法（専門）	<ol style="list-style-type: none"> <li>① 社会福祉士として多様化・複雑化する課題に対応するための、より実践的かつ効果的なソーシャルワークの様々な理論と方法を理解する。</li> <li>② 支援を必要とする人との援助関係の形成やニーズの掘り起こしを行うための、知識と技術について理解する。</li> <li>③ 社会資源の活用を踏まえ、地域における社会資源の開発やソーシャルアクションについて理解する。</li> <li>④ 個別の事例の具体的な解決策及び事例の共通性や一般性を見出すための、事例分析の意義や方法を理解する。</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>① ソーシャルワークにおける援助関係の形成</li> <li>② ソーシャルワークにおける社会資源の活用・調整・開発</li> <li>③ ネットワークの形成</li> <li>④ ソーシャルワークに関連する方法</li> <li>⑤ カンファレンス</li> <li>⑥ 事例分析</li> <li>⑦ ソーシャルワークにおける総合的かつ包括的な支援の実際</li> </ol>	ソーシャルワークの理論と方法（専門） I ソーシャルワークの理論と方法（専門） II
地域福祉と包括的支援体制	<ol style="list-style-type: none"> <li>① 地域福祉の基本的な考え方や展開、動向について理解する。</li> <li>② 地域福祉における主体と対象を理解し、住民の主体形成の概念を理解する。</li> <li>③ 地域福祉を推進するための、福祉行政の実施体制と果たす役割について理解する。</li> <li>④ 地域福祉計画をはじめとした福祉計画の意義・目的及び展開を理解する。</li> <li>⑤ 包括的支援体制の考え方や、多職種及び多機関協働の意義と実際について理解する。</li> <li>⑥ 地域生活課題の変化と現状を踏まえ、包括的支援体制における社会福祉士及び精神保健福祉士の役割を理解する。</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>① 地域福祉の基本的な考え方</li> <li>② 福祉行政システム</li> <li>③ 福祉計画の意義と種類、策定と運用</li> <li>④ 地域社会の変化と多様性・複雑化した地域生活課題</li> <li>⑤ 地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制</li> <li>⑥ 地域共生の実現に向けた多機関協働</li> <li>⑦ 災害時における総合的かつ包括的な支援体制</li> <li>⑧ 地域福祉と包括的支援体制の課題と展望</li> </ol>	地域福祉論 I 地域福祉論 II

厚生労働省指定科目	科目名	ねらい	教育内容	左記に対応する本学開設科目 授業科目名
福祉サービスの組織と経営	福祉サービスの組織と経営	① ソーシャルワークにおいて必要となる、福祉サービスを提供する組織や団体の概要について理解する。 ② 社会福祉士に求められる福祉サービスの組織と沿革、経営の視点と方法を理解する。 ③ 福祉サービスの組織と運営に係る基礎理論、労働者の権利等について理解する。 ④ 福祉サービスに求められる福祉人材マネジメントについて理解する。	① 福祉サービスに係る組織や団体の概要と役割 ② 福祉サービスの組織と運営に係る基礎理論 ③ 福祉サービス提供組織の経営と実際 ④ 福祉人材のマネジメント	福祉サービスの組織と経営
社会保障	社会保障	① 社会保障の概念や対象及びその理念について、社会保障制度の展開過程も含めて理解する。 ② 現代社会における社会保障制度の役割と意義、取り組みべき課題について理解する。 ③ 社会保障制度の財政について理解する。 ④ 公的保険制度と民間保険制度の関係について理解する。 ⑤ 社会保障制度の体系と概要について理解する。 ⑥ 諸外国における社会保障制度の概要について理解する。	① 現代社会における社会保障制度の現状（少子高齢化と社会保障制度の関係を含む。） ② 社会保障の概念や対象及びその理念 ③ 社会保障の財源 ④ 社会保障と社会扶助の関係 ⑤ 公的保険制度と民間保険制度の関係 ⑥ 社会保障制度の体系 ⑦ 諸外国における社会保障制度	社会保障論 I 社会保障論 II
高齢者福祉	高齢者福祉	① 高齢者の定義と特性を踏まえ、高齢者とその家族の生活とこれを取り巻く社会環境について理解する。 ② 高齢者福祉の歴史と高齢者観の変遷、制度の発展過程について理解する。 ③ 高齢者に対する法制度と支援の仕組みについて理解する。 ④ 高齢期における生活課題を踏まえて、社会福祉士としての適切な支援のあり方を理解する。	① 高齢者の定義と特性 ② 高齢者の生活実態とこれを取り巻く社会環境 ③ 高齢者福祉の歴史 ④ 高齢者に対する法制度 ⑤ 高齢者と家族等の支援における関係機関と専門職の役割 ⑥ 高齢者と家族等に対する支援の実際	高齢者福祉論
障害者福祉	障害者福祉	① 障害の概念と特性を踏まえ、障害者とその家族の生活とこれを取り巻く社会環境について理解する。 ② 障害者福祉の歴史と障害者観の変遷、制度の発展過程について理解する。 ③ 障害者に対する法制度と支援の仕組みについて理解する。 ④ 障害による生活課題を踏まえ、社会福祉士及び精神保健福祉士としての適切な支援のあり方を理解する。	① 障害概念と特性 ② 障害者の生活実態とこれを取り巻く社会環境 ③ 障害者福祉の歴史 ④ 障害者に対する法制度 ⑤ 障害者と家族等の支援における関係機関と専門職の役割 ⑥ 障害者と家族等に対する支援の実際	障害者福祉論
児童・家庭福祉	児童・家庭福祉	① 児童が権利の主体であることを踏まえ、児童・家庭及び妊娠婦の生活とこれを取り巻く社会環境について理解する。 ② 児童福祉の歴史と児童観の変遷や制度の発展過程について理解する。 ③ 児童や家庭福祉に係る法制度について理解する。 ④ 児童や家庭福祉領域における支援の仕組みと方法、社会福祉士の役割について理解する。 ⑤ 児童・家庭及び妊娠婦の生活課題を踏まえて、適切な支援のあり方を理解する。	① 児童・家庭の定義と権利 ② 児童・家庭の生活実態とこれを取り巻く社会環境 ③ 児童・家庭福祉の歴史 ④ 児童・家庭に対する法制度 ⑤ 児童・家庭に対する支援における関係機関と専門職の役割 ⑥ 児童・家庭に対する支援の実際	児童・家庭福祉論

厚生労働省指定科目	教育内容		左記に対応する本学開設科目
科目名	ねらい	教育に含むべき事項	授業科目名
貧困に対する支援	<p>① 貧困や公的扶助の概念を踏まえ、貧困状態にある人の生活実態とこれを取り巻く社会環境について理解する。</p> <p>② 貧困の歴史と貧困観の変遷について理解する。</p> <p>③ 貧困に係る法制度と支援の仕組みについて理解する。</p> <p>④ 貧困による生活課題を踏まえ、社会福祉士としての適切な支援のあり方を理解する。</p>	<p>① 貧困の概念</p> <p>② 貧困状態にある人の生活実態とこれを取り巻く社会環境</p> <p>③ 貧困の歴史</p> <p>④ 貧困に対する法制度</p> <p>⑤ 貧困に対する支援における関係機関と専門職の役割</p> <p>⑥ 貧困に対する支援の実態</p>	公的扶助論
保健医療と福祉	<p>① ソーシャルワーク実践において必要となる保健医療の動向を理解する。</p> <p>② 保健医療に係る政策、制度、サービスについて理解する。</p> <p>③ 保健医療領域における社会福祉士の役割と、連携や協働について理解する。</p> <p>④ 保健医療の課題を持つ人に対する、社会福祉士としての適切な支援のあり方を理解する。</p>	<p>① 保健医療の動向</p> <p>② 保健医療に係る政策・制度・サービスの概要</p> <p>③ 保健医療に係る倫理</p> <p>④ 保健医療領域における専門職の役割と連携</p> <p>⑤ 保健医療領域における支援の実態</p>	保健医療と福祉
権利擁護を支える法制度	<p>① 法に共通する基礎的な知識を身につけるとともに、権利擁護を支える憲法、民法、行政法の基礎を理解する。</p> <p>② 権利擁護の意義と支える仕組みについて理解する。</p> <p>③ 権利が侵害されている者や日常生活上の支援が必要な者に対する権利擁護活動の実践について理解する。</p> <p>④ 権利擁護活動を実施する過程で直面しうる問題を、法的観点から理解する。</p> <p>⑤ ソーシャルワークにおいて必要となる成年後見制度について理解する。</p>	<p>① 法の基礎</p> <p>② ソーシャルワークと法の関わり</p> <p>③ 権利擁護の意義と支える仕組み</p> <p>④ 権利擁護活動で直面しうる法的諸問題</p> <p>⑤ 権利擁護に関わる組織、団体、専門職</p> <p>⑥ 成年後見制度</p>	権利擁護を支える法制度
刑事司法と福祉	<p>① 刑事司法の近年の動向と制度の仕組みを理解する。</p> <p>② 刑事司法における社会福祉士及び精神保健福祉士の役割について理解する。</p> <p>③ 刑事司法の制度に関わる関係機関等の役割について理解する。</p>	<p>① 刑事司法における近年の動向とこれを取り巻く社会環境</p> <p>② 刑事司法</p> <p>③ 少年司法</p> <p>④ 更生保護制度</p> <p>⑤ 医療観察制度</p> <p>⑥ 犯罪被害者支援</p>	司法福祉論

厚生労働省指定科目 科目名	ねらい	教育内容	左記に対応する本学開設科目 授業科目名
ソークチャルワーク演習	<p>① ソークチャルワークの知識と技術に係る他の科目との関連性を踏まえ、社会福祉士及び精神保健福祉士として求められる基礎的な能力を涵養する。</p> <p>② ソークチャルワークの価値規範と倫理を実践的に理解する。</p> <p>③ ソークチャルワークの実践に必要なコミュニケーション能力を養う。</p> <p>④ ソークチャルワークの展開過程において用いられる、知識と技術を実践的に理解する。</p>	<p>個別指導並びに集団指導を通して、具体的な援助場面を想定した実技指導（ロールプレイング等）を中心とする演習形態により行うこと。</p> <p>① 自己覚知</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自己理解と他者理解</li> </ul> <p>② 基本的なコミュニケーション技術</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・言語的技術（質問、促し、言い換え、感情の反映、繰り返し、要約等）</li> <li>・非言語技術（表情、態度、身振り、位置取り等）</li> </ul> <p>③ 基本的な面接技術</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・面接の構造化</li> <li>・場の設定（面接室、生活場面、自宅等）</li> <li>・ツールの活用（電話、e-mail 等）</li> </ul> <p>④ ソークチャルワークの展開過程</p> <p>事例を用いて、次に掲げる具体的なソークチャルワークの場面と過程を想定した実技指導を行うこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ケースの発見</li> <li>・インタビュー</li> <li>・アセスメント</li> <li>・プランニング</li> <li>・支援の実施</li> <li>・モニタリング</li> <li>・支援の終結と事後評価</li> <li>・アフターケア</li> </ul> <p>⑤ ソークチャルワークの記録</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・支援経過の把握と管理</li> </ul> <p>⑥ グループダイナミクスの活用</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・グループワークの構成（グループリーダー・コリーダー・グルーパーメンバ）</li> <li>・グループワークの展開過程（準備期・開始期・作業期・終結期）</li> </ul> <p>⑦ プレゼンテーション技術</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・個人プレゼンテーション</li> <li>・グループプレゼンテーション</li> </ul>	ソークチャルワーク演習

厚生労働省指定科目 科目名	ねらい	教育内容	左記に対応する本学開設科目 授業科目名
<p>① ソーシャルワークの実践に必要な知識と技術の統合を行い、専門的援助技術として概念化し理論化し体系立てていくことができる能力を習得する。</p> <p>② 社会福祉士に求められるソーシャルワークの価値規範を理解し、倫理的な判断能力を養う。</p> <p>③ 支援を必要とする人を中心とした分野横断的な総合的かつ包括的な支援について実践的に理解する。</p> <p>④ 地域の特性や課題を把握し解決するための、地域アセスメントや評価等の仕組みを実践的に理解する。</p> <p>⑤ ミクロ・メゾ・マクロレベルにおけるソーシャルワークの対象と展開過程、実践モデルとアプローチについて実践的に理解する。</p> <p>⑥ 実習を通じて体験した事例について、事例検討や事例研究を実際に行い、その意義や方法を具体的に理解する。</p> <p>⑦ 実践の質の向上を図るため、スーパービジョンについて体験的に理解する。</p>	<p>＜ソーシャルワーク実習前に行うこと＞ 個別指導並びに集団指導を通して、実技指導（ロールプレイング等）を中心とする演習形態により行うこと。</p> <p>① 次に掲げる具体的な事例等（集団に対する事例含む。）を活用し、支援を必要とする人が抱える複合的な課題に対する総合的かつ包括的な支援について実践的に習得すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・虐待（児童・障害者・高齢者等）</li> <li>・ひきこもり</li> <li>・貧困</li> <li>・認知症</li> <li>・終末期ケア</li> <li>・災害時</li> <li>・その他の危機状態にある事例</li> </ul> <p>② ①に掲げた事例等を題材として、次に掲げる具体的なソーシャルワークの場面及び過程を想定した実技指導を行うこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ケースの発見</li> <li>・インテーク</li> <li>・アセスメント</li> <li>・プランニング</li> <li>・支援の実施</li> <li>・モニタリング</li> <li>・支援の集結と事後評価</li> <li>・アフターケア</li> </ul> <p>③ ②の実技指導に当たっては、次に掲げる内容を含めること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・アウトリーチ</li> <li>・チームアプローチ</li> <li>・ネットワーキング</li> <li>・コアディネーション</li> <li>・ネゴシエーション</li> <li>・ファシリテーション</li> <li>・プレゼンテーション</li> <li>・ソーシャルアクション</li> </ul> <p>④ 地域福祉の基盤整備と開発に係る事例を活用し、次に掲げる事項について実技指導を行うこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域住民に対するアウトリーチとニーズ把握</li> <li>・地域アセスメント</li> <li>・地域福祉の計画</li> <li>・組織化</li> <li>・社会資源の活用・調整・開発</li> <li>・サービスの評価</li> </ul> <p>＜ソーシャルワーク実習後に行うこと＞ ソーシャルワークに係る知識と技術について個別的な体験を一般化し、実践的かつ学術的な知識及び技術として習得できるよう、集団指導並びに個別指導による実技指導を行うこと。</p> <p>① 事例研究、事例検討 ② スーパービジョン</p>	<p>ソーシャルワーク演習 (専門) I</p> <hr/> <p>ソーシャルワーク演習 (専門) II</p> <hr/> <p>ソーシャルワーク演習 (専門) III</p> <hr/> <p>ソーシャルワーク演習 (専門) IV</p>	



厚生労働省指定科目	科目名	ねらい	教育内容	左記に対応する本学開設科目
	ソーシャルワーク実習指導	<p>① ソーシャルワーク実習の意義について理解する。</p> <p>② 社会福祉士として求められる役割を理解し、価値と倫理に基づき専門職としての姿勢を養う。</p> <p>③ ソーシャルワークに係る知識と技術について具体的かつ実践的に理解し、ソーシャルワーク機能を発揮するための基礎的な能力を習得する。</p> <p>④ 実習を振り返り、実習で得た具体的な体験や援助活動を、専門的援助技術として概念化し理論化し体系立てていくことができる総合的な能力を涵養する。</p>	<p>次に掲げる事項について個別指導及び集団指導を行うものとする。</p> <p>① 実習及び実習指導の意義（スーパービジョン含む。）</p> <p>② 多様な施設や事業所における現場体験学習や見学実習</p> <p>③ 実際に実習を行う実習分野（利用者理解含む。）と施設・機関、地域社会等に関する基本的な理解</p> <p>④ 実習先に関わる他の職種専門性や業務に関する基本的な理解</p> <p>⑤ 実習先で必要とされるソーシャルワークの価値規範と倫理・知識及び技術に関する理解</p> <p>⑥ 実習における個人のプライバシーの保護と守秘義務等の理解</p> <p>⑦ 実習記録への記録内容及び記録方法に関する理解</p> <p>⑧ 実習生、実習担当教員、実習先の実習指導者との三者協議を踏まえた実習計画の作成及び実習後の評価</p> <p>⑨ 巡回指導</p> <p>⑩ 実習体験や実習記録を踏まえた課題の整理と実習総括レポートの作成</p> <p>⑪ 実習の評価及び全体総括会</p>	<p>ソーシャルワーク実習指導 I</p> <p>ソーシャルワーク実習指導 II</p>
	ソーシャルワーク実習	<p>① ソーシャルワークの実践に必要な各科目の知識と技術を統合し、社会福祉士としての価値と倫理に基づく支援を行うための実践能力を養う。</p> <p>② 支援を必要とする人や地域の状況を理解し、その生活上の課題（ニーズ）について把握する。</p> <p>③ 生活上の課題（ニーズ）に対応するため、支援を必要とする人の内的資源やフォアーマル・インフォーマルな社会的資源を活用した支援計画の作成、実施及びその評価を行う。</p> <p>④ 施設・機関等が地域社会の中で果たす役割を実践的に理解する。</p> <p>⑤ 総合的かつ包括的な支援における多職種・多機関、地域住民等との連携のあり方及びその具体的内容を実践的に理解する。</p>	<p>次に掲げる事項について実習指導者による指導を受けるものとする。</p> <p>① 利用者やその関係者（家族・親族、友人等）、施設・事業者・機関・団体、住民やボランティア等との基本的なコミュニケーションや円滑な人間関係の形成</p> <p>② 利用者やその関係者（家族・親族、友人等）との援助関係の形成</p> <p>③ 利用者や地域の状況を理解し、その生活上の課題（ニーズ）の把握、支援計画の作成と実施及び評価</p> <p>④ 利用者やその関係者（家族・親族、友人等）への権利擁護活動とその評価</p> <p>⑤ 多職種連携及びチームアプローチの実践的理解</p> <p>⑥ 当該実習先が地域社会の中で果たす役割の理解及び具体的な地域社会への働きかけ</p> <p>⑦ 地域における分野横断的・業種横断的な関係形成と社会資源の活用・調整・開発に関する理解</p> <p>⑧ 施設・事業者・機関・団体等の経営やサービスの管理運営の実際（チームマネジメントや人材管理の理解を含む。）</p> <p>⑨ 社会福祉士としての職業倫理と組織の一員としての役割と責任の理解</p> <p>⑩ ソーシャルワーク実践に求められる以下の技術の実践的理解</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・アウトリーチ</li> <li>・ネットワーキング</li> <li>・コーデイネーション</li> <li>・ネゴシエーション</li> <li>・ファシリテーション</li> <li>・プレゼンテーション</li> <li>・ソーシャルアクション</li> </ul> <p>ソーシャルワーク実習指導担当教員は巡回指導等を通して実習生及び実習指導者との連絡調整を密に行い、実習生の実習状況についての把握とともに実習中の個別指導を十分に行うものとする。</p>	<p>ソーシャルワーク実習</p>

## 2. 介護福祉士国家試験受験資格（介護福祉専攻）

### 1. 「介護福祉士」とは

社会福祉士及び介護福祉士法（昭和 62 年法律第 30 号）により以下のように定義されている。

（定義）

#### 第二条（第 1 項 略）

- 2 この法律において「介護福祉士」とは、第 42 条第 1 項の登録を受け、介護福祉士の名称を用いて、専門的知識及び技術をもって、身体上又は精神上の障害があることにより日常生活を営むのに支障がある者につき心身の状況に応じた介護（喀痰吸引その他のその者が日常生活を営むのに必要な行為であつて、医師の指示の下に行われるもの（厚生労働省令で定めるものに限る。以下「喀痰吸引等」という。）を含む。）を行い、並びにその者及びその介護者に対して介護に関する指導を行うことを業とする者をいう。

このように「介護福祉士」は、高齢者や障害者が生きがいを持って生活していくことを支援する専門性を持った資格である。

さらに平成 23 年 6 月、「社会福祉士及び介護福祉士法」の一部改正が行われ、平成 27 年度より介護福祉士が喀痰吸引、経管栄養という医行為を一定の要件の下に業として行うことが出来るようになった。法改正により、介護福祉士が法令に定める範囲において医療的ケアの一部を担うことは、生活の支援に加えて生命・健康に直接かかわるケアを提供していくものである。

### 2. 「介護福祉士」になるには

「社会福祉士及び介護福祉士法」の改正により、平成 29 年度（第 30 回）から、養成施設ルートが介護福祉士国家試験の受験資格となった。なお、養成施設を令和 8 年度末までに卒業する学生は、卒業後 5 年の間は、国家試験を受験しなくても、または、合格しなくても、介護福祉士になることができる。この間に国家試験に合格するか、卒業後 5 年間続けて介護等の業務に従事することで、5 年経過後も介護福祉士の登録を継続することができる。令和 9 年度以降に養成施設を卒業する学生からは、国家試験に合格しなければ介護福祉士になることはできない。（2021 年 11 月現在）

### 3. 「介護福祉士資格（受験資格）」の取得

本学の場合は、介護福祉専攻が、「田園調布学園大学人間福祉学部社会福祉学科介護福祉専攻」の名称で、社会福祉士及び介護福祉士法第 40 条第 2 項第 1 号の介護福祉士養成施設として指定されており、本学社会福祉学科介護福祉専攻では、学則第 25 条の規定に基づく卒業要件を満たし、介護福祉士指定科目を取得することにより介護福祉士の受験資格を得ることができる。

### 4. 「介護福祉士国家試験」受験手続き等

本学で指定科目を修めて卒業（見込）し、介護福祉士国家試験受験資格を得た者が「介護福祉士国家試験」を受験する場合は、「公益財団法人社会福祉振興・試験センター」へ受験手続きが必要となる。

また、試験合格者が「介護福祉士」となるためには、「公益財団法人社会福祉振興・試験センター」へ登録手続きが必要となる。

指定科目と本学開講科目の対比（令和3年度以降入学者）

指定科目		左記に対応する授業科目			
科目名	時間数	科目名	時間数	授業形態	
人間と社会	人間の尊厳と自立	30以上	倫理学	30	講義
	人間関係とコミュニケーション	60以上	カウンセリング	30	講義
			チームマネジメント論	30	講義
	社会の理解	60以上	生活福祉論	30	講義
			社会保障論Ⅰ	30	講義
			社会保障論Ⅱ	30	講義
			高齢者福祉論	30	講義
			社会福祉の原理と政策Ⅰ	30	講義
権利擁護を支える法制度			30	講義	
介護	介護の基本	180	介護福祉論Ⅰ	30	講義
			介護福祉論Ⅱ	30	講義
			居住環境論	30	講義
			アクティビティ・サービス論	30	演習
			リハビリテーション論	30	講義
			ケアマネジメント論	30	講義
	コミュニケーション技術	60	コミュニケーション技術Ⅰ	30	講義
			コミュニケーション技術Ⅱ	30	演習
	生活支援技術	300	自立に向けた介護Ⅰ	60	演習
			自立に向けた介護Ⅱ	60	演習
			障害に応じた介護Ⅰ	30	演習
			障害に応じた介護Ⅱ	30	演習
			自立に向けた生活環境	60	演習
			自立に向けた家事の介護	60	演習
	介護過程	150	介護過程の基本	30	講義
			介護過程の展開Ⅰ	30	演習
			介護過程の展開Ⅱ	30	演習
			介護過程の展開Ⅲ	30	演習
			介護事例研究	30	演習
	介護総合演習	120	介護総合演習Ⅰ	30	演習
			介護総合演習Ⅱ	30	演習
			介護総合演習Ⅲ	30	演習
			介護総合演習Ⅳ	30	演習
介護実習	450	介護実習Ⅰ-1	48	実習	
		介護実習Ⅰ-2	96	実習	
		介護実習Ⅱ-1	144	実習	
		介護実習Ⅱ-2	184	実習	
こころとからだのしくみ	120	心理学	30	講義	
		身体構造と機能Ⅰ	30	講義	
		身体構造と機能Ⅱ	30	講義	
		身体構造と機能Ⅲ	30	講義	
	発達と老化の理解	60	老年心理学	30	講義
			医学概論	30	講義
	認知症の理解	60	精神保健	30	講義
			認知症ケア論	30	講義
	障害の理解	60	障害者福祉論	30	講義
			障害の理解	30	講義
医療的ケア	50以上	医療的ケアⅠ	60	講義	
		医療的ケアⅡ	30	講義	

介護福祉士国家試験受験資格取得に係る指定科目と本学開講科目における教育内容の対応表

領域		領域の目的	
<p>1 福祉の理念を理解し、尊厳の保持や権利擁護の視点及び専門職としての基盤となる倫理観を養う。                  2 人間関係の形成やチームで働くための、コミュニケーションやチームマネジメントの基礎的な知識を身につける。                  3 対象者の生活を地域の中で支えていく観点から、地域社会における生活とその支援についての基礎的な知識を身につける。                  4 介護実践に必要な知識という観点から、社会保障の制度・施策についての基礎的な知識を身につける。                  5 介護実践を支える教養を高め、総合的な判断力及び豊かな人間性を養う。</p>			
科目群 (教育内容)	本学授業科目名	ねらい	教育に含むべき事項
人間の尊厳と自立 (30 時間以上)	倫理学	人間の理解を基礎として、尊厳の保持と自立について理解し、介護福祉の倫理的課題への対応能力の基礎を養う学習とする。	① 人間の尊厳と人権・福祉理念 ② 自立の概念
人間関係とコミュニケーション (60 時間以上)	カウンセリング チームマネジメント論	(1) 対人援助に必要な人間関係性を理解し、関係形成に必要なコミュニケーションの基礎的な知識を習得する学習とする。 (2) 介護の質を高めるために必要な、チームマネジメントの基礎的な知識を理解し、チームで働くための能力を養う学習とする。	① 人間関係の形成とコミュニケーションの基礎 ② チームマネジメント
人間と社会 (60 時間以上)	生活福祉論	(1) 個や集団、社会の単位で人間を理解する視点を養い、生活と社会の関係性を体系的に捉える学習とする。	① 社会と生活のしくみ ② 地域共生社会の実現に向けた制度や施策 ③ 社会保障制度 ④ 高齢者福祉と介護保険制度 ⑤ 障害者福祉と障害者保健福祉制度 ⑥ 介護実践に関連する諸制度
	社会保障論 I	(2) 対象者の生活の場としての地域という観点から、地域共生社会や地域包括ケアの基礎的な知識を習得する学習とする。	
	社会保障論 II	(3) 日本の社会保障の基本的な考え方、しくみについて理解する学習とする。	
	高齢者福祉論	(4) 高齢者福祉及び権利擁護等の制度・施策について、介護実践に必要な観点から、基礎的な知識を習得する学習とする。	
	社会福祉の原理と政策 I 権利擁護を支える法制度		
人間と社会に関する選択科目	なし	<p>以下の内容のうちから介護福祉士学校ごとに選択して、科目の内容及び時間を設定する。</p> ① 生物や人間等の「生命」の基本的仕組みの学習 (科目例：生物、生命科学) ② 社会生活における数学の活用・論理的思考の学習 (科目例：統計、数学 (基礎)、数学 (経理)) ③ 家族・福祉、衣食住、消費生活等に関する基本的な知識と技術の学習 (科目例：家庭、生活技術、生活文化) ④ 現代社会の基礎的問題を理解し、社会を見つめる感性や現代を生きる人間としての生き方について考える力を養う学習 (科目例：社会、現代社会、憲法論、政治・経済) ⑤ 様々な文化や価値観を背景とする人々と相互に尊重し合いながら共生する社会への理解や、国際的な視野を養う学習 (科目例：国際理解、多文化共生) ⑥ その他の社会保障関連制度についての学習 (科目例：労働法制、住宅政策、教育制度、児童福祉)	

領域		領域の目的				
介護	<p>1 介護福祉士に求められる役割と機能を理解し、専門職としての態度を養う。</p> <p>2 介護を実践する対象、場によらず、様々な場面に必要とされる介護の基礎的な知識・技術を習得する。</p> <p>3 本人、家族等との関係性の構築やチームケアを実践するための、コミュニケーションの基礎的な知識・技術を習得する。</p> <p>4 対象となる人の能力を引き出し、本人主体の生活を地域で継続するための介護過程を展開できる能力を養う。</p> <p>5 介護実践における安全を管理するための基礎的な知識・技術を習得する。</p> <p>6 各領域で学んだ知識と技術を統合し、介護実践に必要な観察力・判断力及び思考力を養う。</p>	<p>1 介護福祉の基本的な理念</p> <p>2 介護福祉士の役割と機能</p> <p>3 介護福祉士の倫理</p> <p>4 自立に向けた介護</p> <p>5 介護を必要とする人の理解</p> <p>6 介護を必要とする人の生活を支えるしくみ</p> <p>7 協働する多職種の役割と機能</p> <p>8 介護における安全の確保とリスクマネジメント</p> <p>9 介護従事者の安全</p>	<p>1 介護福祉の基本的な理念</p> <p>2 介護福祉士の役割と機能</p> <p>3 介護福祉士の倫理</p> <p>4 自立に向けた介護</p> <p>5 介護を必要とする人の理解</p> <p>6 介護を必要とする人の生活を支えるしくみ</p> <p>7 協働する多職種の役割と機能</p> <p>8 介護における安全の確保とリスクマネジメント</p> <p>9 介護従事者の安全</p>			
				<p>1 介護福祉論 I</p> <p>2 介護福祉論 II</p> <p>居住環境論</p> <p>アクティビティ・サービス論</p> <p>リハビリテーション論</p> <p>ケアマネジメント論</p>	<p>介護福祉の基本的な理念や、地域を基盤とした生活の継続性を支援するためのしくみを理解し、介護福祉の専門職としての能力と態度を養う学習とする。</p>	
				<p>コミュニケーション技術</p> <p>(60 時間)</p>	<p>コミュニケーション技術 I</p> <p>コミュニケーション技術 II</p>	<p>対象者との支援関係の構築やチームケアを実践するためのコミュニケーション能力を養う学習とする。</p>
				<p>生活支援技術</p> <p>(300 時間)</p>	<p>自立に向けた介護 I</p> <p>自立に向けた介護 II</p> <p>障害に応じた介護 I</p> <p>障害に応じた介護 II</p> <p>自立に向けた生活環境</p> <p>自立に向けた家事の介護</p>	<p>生活支援の理解</p> <p>2 自立に向けた居住環境の整備</p> <p>3 自立に向けた移動の介護</p> <p>4 自立に向けた身じたくの介護</p> <p>5 自立に向けた食事の介護</p> <p>6 自立に向けた入浴・清潔保持の介護</p> <p>7 自立に向けた排泄の介護</p> <p>8 自立に向けた家事の介護</p> <p>9 休息・睡眠の介護</p> <p>10 人生の最終段階における介護</p> <p>11 福祉用具の意義と活用</p>
				<p>介護過程</p> <p>(150 時間)</p>	<p>介護過程の基本</p> <p>介護過程の展開 I</p> <p>介護過程の展開 II</p> <p>介護過程の展開 III</p> <p>介護事例研究</p>	<p>本人の望む生活の実現に向けて、生活課題の分析を行い、根拠に基づいた介護実践を伴う課題解決の思考過程を習得する学習とする。</p>
				<p>介護総合演習</p> <p>(120 時間)</p>	<p>介護総合演習 I</p> <p>介護総合演習 II</p> <p>介護総合演習 III</p> <p>介護総合演習 IV</p>	<p>介護実践に必要な知識と技術の統合を行うとともに、介護観を形成し、専門職としての態度を養う学習とする。</p>

介護	介護実習 (450時間)	介護実習Ⅰ-Ⅰ 介護実習Ⅰ-Ⅱ 介護実習Ⅱ-Ⅰ 介護実習Ⅱ-Ⅱ	(1) 地域における様々な場において、対象者の生活を理解し、本人や家族とのコミュニケーションや生活支援を行う基礎的な能力を習得する学習とする。 (2) 本人の望む生活の実現に向けて、多職種との協働の中で、介護過程を実践する能力を養う学習とする。	① 介護過程の実践的展開 ② 多職種協働の実践 ③ 地域における生活支援の実践
<b>領域の目的</b>				
介護	1 介護実践に必要な根拠となる、心身の構造や機能及び発達段階とその課題について理解し、対象者の生活を支援するという観点から、身体的・心理的・社会的側面を統合的に捉えるための知識を身につける。 2 認知症や障害のある人の生活を支えるという観点から、医療職と連携し支援を行うための、心身の機能及び関連する障害や疾病の基礎的な知識を身につける。 3 認知症や障害のある人の心身の機能が生活に及ぼす影響について理解し、本人と家族が地域で自立した生活を継続するために必要とされる心理・社会的な支援について基礎的な知識を身につける。	領域の目的	ねらい	教育に含むべき事項
介護	こことからだのしくみ (120時間)	心理学 身体構造と機能Ⅰ 身体構造と機能Ⅱ 身体構造と機能Ⅲ	介護を必要とする人の生活支援を行うため、介護実践の根拠となる人間の心理、人体の構造や機能を理解する学習とする。	① こことからだのしくみⅠ ア こことからだのしくみの理解 イ からだのしくみの理解 ② こことからだのしくみⅡ ア 移動に関連したこことからだのしくみ イ 身じたくに関連したこことからだのしくみ ウ 食事に関連したこことからだのしくみ エ 入浴・清潔保持に関連したこことからだのしくみ オ 排泄に関連したこことからだのしくみ カ 休息・睡眠に関連したこことからだのしくみ キ 人生の最終段階のケアに関連したこことからだのしくみ
介護	発達と老化の理解 (60時間)	老年心理学 医学概論	人間の成長と発達の過程における、身体的・心理的・社会的変化及び老化が生活に及ぼす影響を理解し、ライフサイクルの特徴に応じた生活支援するために必要な基礎的な知識を習得する学習とする。	① 人間の成長と発達の基礎的理解 ② 老化に伴うこことからだの変化と生活
介護	認知症の理解 (60時間)	精神保健 認知症ケア論	認知症の人の心理や身体機能、社会的側面に関する基礎的な知識を習得するとともに、認知症の人を中心に据え、本人や家族、地域の力を活かした認知症ケアについて理解するための基礎的な知識を習得する学習とする。	① 認知症を取り巻く状況 ② 認知症の医学的・心理的側面の基礎的理解 ③ 認知症に伴う生活への影響と認知症ケア ④ 連携と協働 ⑤ 家族への支援
介護	障害の理解 (60時間)	障害者福祉論 障害の理解	障害のある人の心理や身体機能、社会的側面に関する基礎的な知識を習得するとともに、障害のある人の地域での生活を理解し、本人のみならず家族や地域を含めた周囲の環境への支援を理解するための基礎的な知識を習得する学習とする。	① 障害の基礎的理解 ② 障害の医学的・心理的側面の基礎的理解 ③ 障害のある人の生活と障害の特性に応じた支援 ④ 連携と協働 ⑤ 家族への支援
<b>領域の目的</b>				
医療的ケア	医療的ケアが必要な人の安全で安楽な生活を支えるという観点から、医療職との連携との連携のもとで医療的ケアを安全・適切に実施できるよう、必要な知識・技術を習得する。	領域の目的	ねらい	教育に含むべき事項
医療的ケア	医療的ケア (50時間以上)	医療的ケアⅠ 医療的ケアⅡ	医療的ケアを安全・適切に実施するために必要な知識・技術を習得する学習とする。	① 医療的ケア実施の基礎 ② 喀痰吸引（基礎的知識・実施手順） ③ 経管栄養（基礎的知識・実施手順） ④ 演習

## 3. 精神保健福祉士国家試験受験資格（社会福祉専攻）

### 1. 「精神保健福祉士」とは

「精神保健福祉士」は、精神保健福祉士法（平成9年法律第131号）において以下のとおり定義されている。  
（定義）

**第2条** この法律において「精神保健福祉士」とは、第28条の登録を受け、精神保健福祉士の名称を用いて、精神障害者の保健及び福祉に関する専門的知識及び技術をもって、精神科病院その他の医療施設において精神障害の医療を受け、又は精神障害者の社会復帰の促進を図ることを目的とする施設を利用している者の地域相談支援の利用に関する相談その他の社会復帰に関する相談に応じ、助言、指導、日常生活への適応のために必要な訓練その他の援助を行うこと（以下「相談援助」という。）を業とする者をいう。

このように「精神保健福祉士」は、医療的なケア以外の観点から、精神障害者の社会復帰を支援するワーカーとして働いていく際の基礎的な資格である。

### 2. 「精神保健福祉士」になるには

「精神保健福祉士」の資格を取得するには、P.75図1のとおり、11のルートがあるが、いずれにしても「精神保健福祉士国家試験」に合格し、「精神保健福祉士」として登録することが必要である。

### 3. 「精神保健福祉士国家試験」の受験資格

社会福祉学科社会福祉専攻の学生は、「精神保健福祉士法」第7条第1号（図1の一番左）のルートで精神保健福祉士国家試験受験資格を得ることができる。このルートでの精神保健福祉士国家試験受験資格は、学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく大学において文部科学省令・厚生労働省令で定める精神障害者の保健及び福祉に関する科目（通常「指定科目」と略称されている）を修得し、卒業することによって得られるものである。

「指定科目」は、「精神障害者の保健及び福祉に関する科目を定める省令」（平成23年文部科学省・厚生労働省令第3号）により示されているが、本学科では、P.76の対照表どおり、授業科目を開講している。

### 4. 精神保健福祉士国家試験

精神保健福祉士国家試験は、平成10年度（平成11年1月）の第1回目以降、毎年実施されてきている（例年の合格率は60%程度）。但し、平成19年11月28日、「社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律」が成立したことにより、社会福祉士国家試験の試験科目が平成22年1月に実施された国家試験から一部変更されることに伴い、社会福祉士と共通の試験科目が、同じく平成22年1月に実施された試験から変更になった。

さらに平成22年12月に精神保健福祉士法が改正され平成24年4月からカリキュラムが変更になり、第15回国家試験から変更後カリキュラムに基づく試験となった。また、令和3年4月から社会福祉士、精神保健福祉士のカリキュラムの見直しが行われたことにもない、令和6年度（令和7年2月）実施分から出題内容が変更される予定である。

精神保健福祉士試験受験を目指す学生は、個々に明確な計画を立てて、早い時期から対策を開始していく必要がある。

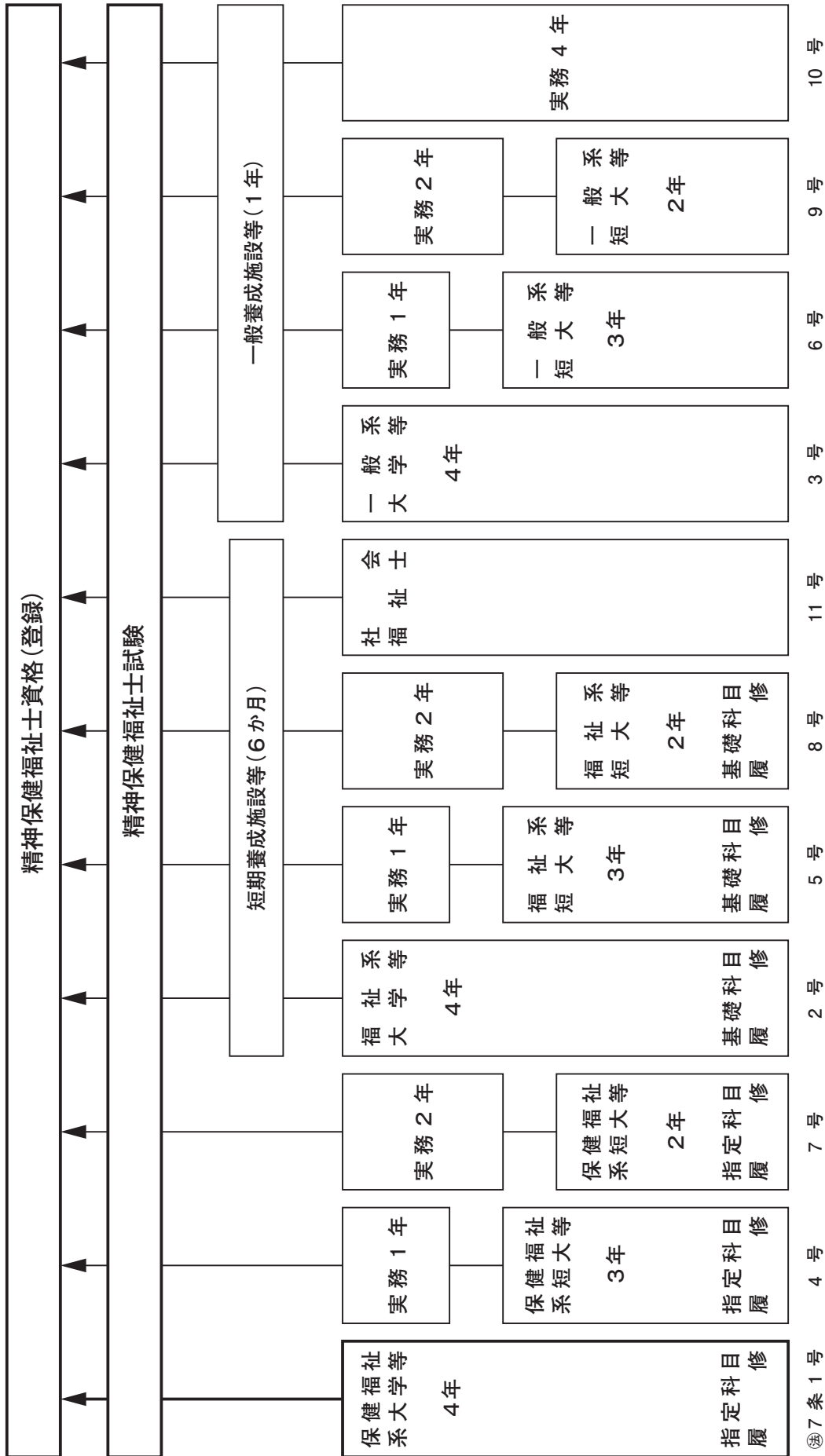
### 5. 「精神保健福祉士国家試験」の受験手続き等

本学で指定科目に対応する授業科目を修めて卒業（見込）し、精神保健福祉士国家試験受験資格を得た（見込）者が精神保健福祉士国家試験を受験する場合は、願書に添付する「卒業（見込）証明書」、「指定科目の履修（見込）証明書」の交付を受ける等の手続きが必要である。これらの各種手続きは全て学生生活・進路支援課でできるので、各自の責任において行うこと。

また、試験合格者（精神保健福祉士となる資格を有する者）が「精神保健福祉士」となるために「精神保健福祉士登録」を行う際の手続きも各自で行うことになる。

なお、精神保健福祉士国家試験、精神保健福祉士登録は、いずれも「公益財団法人社会福祉振興・試験センター」が厚生労働省の指定を受けた指定試験機関、指定登録機関として実施している。

図1 精神保健福祉士の資格要件



⑦7条1号

4号

7号

2号

5号

8号

11号

3号

6号

9号

10号

凡例

⑧……………精神保健福祉士法 (平成9年法律第131号)



精神保健福祉士国家試験受験資格取得に係る指定科目と本学開講科目の対比

(令和3年度以降入学者適用)

指定科目		左記に対応する開設授業科目	
科目名	時間数	科目名	時間数
医学概論	30	医学概論	30
心理学と心理的支援	30	心理学	30
社会学と社会システム	30	社会学	30
社会福祉の原理と政策	60	社会福祉の原理と政策 I	30
		社会福祉の原理と政策 II	30
地域福祉と包括的支援体制	60	地域福祉論 I	30
		地域福祉論 II	30
社会保障	60	社会保障論 I	30
		社会保障論 II	30
障害者福祉	30	障害者福祉論	30
権利擁護を支える法制度	30	権利擁護を支える法制度	30
刑事司法と福祉	30	司法福祉論	30
社会福祉調査の基礎	30	社会調査法	30
精神医学と精神医療	60	精神医学	60
現代の精神保健の課題と支援	60	精神保健学	60
ソーシャルワークの基盤と専門職	30	ソーシャルワークの基盤と専門職	30
精神保健福祉の原理	60	精神保健福祉の原理 I	30
		精神保健福祉の原理 II	30
ソーシャルワークの理論と方法	60	ソーシャルワークの理論と方法 I	30
		ソーシャルワークの理論と方法 II	30
ソーシャルワークの理論と方法 (専門)	60	精神保健福祉援助論 I	30
		精神保健福祉援助論 II	30
精神障害リハビリテーション論	30	精神障害リハビリテーション論	30
精神保健福祉制度論	30	精神保健福祉制度論	30
ソーシャルワーク演習	30		30 ※ 1
ソーシャルワーク演習 (専門)	90	精神保健福祉援助演習 I	60
		精神保健福祉援助演習 II	30
ソーシャルワーク実習指導	90	精神保健福祉援助実習指導 I	60
		精神保健福祉援助実習指導 II	30
ソーシャルワーク実習	210	精神保健福祉援助実習 I	120 ※ 2
		精神保健福祉援助実習 II	90

※ 1. 社会福祉士及び介護福祉士法第7条第1号に規定する社会福祉に関する科目の「ソーシャルワーク演習」を履修した者については、「ソーシャルワーク演習」の履修が免除される。

※ 2. 「精神保健福祉援助実習 I」(120 時間)のうち 30 時間が、社会福祉士及び介護福祉士法第7条第1号に規定する社会福祉に関する科目の「ソーシャルワーク実習」の履修により免除される。

精神保健福祉士国家試験受験資格取得に係る指定科目と本学開講科目における教育内容の対応表

厚生労働省指定科目	教育内容		左記に対応する本学開設科目
科目名	ねらい (目標)	教育に含むべき事項 (内容)	授業科目名
医学概論	<ol style="list-style-type: none"> <li>① 人のライフステージにおける心身の変化と健康課題について理解する。</li> <li>② 健康・疾病の捉え方について理解する。</li> <li>③ 人の身体構造と心身機能について理解する。</li> <li>④ 疾病と障害の成り立ち及び回復過程について理解する。</li> <li>⑤ 公衆衛生の観点から、人々の健康に影響を及ぼす要因や健康課題を解決するための対策を理解する。</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>① ライフステージにおける心身の変化と健康課題</li> <li>② 健康及び疾病の捉え方</li> <li>③ 身体構造と心身機能</li> <li>④ 疾病と傷害の成り立ち及び回復過程</li> <li>⑤ 公衆衛生</li> </ol>	医学概論
心理学と心理的支援	<ol style="list-style-type: none"> <li>① 人の心の基本的な仕組みと機能を理解し、環境との相互作用の中で生じる心理的反応を理解する。</li> <li>② 人の成長・発達段階の各期に特有な心理的課題を理解する。</li> <li>③ 日常生活と心の健康との関係について理解する。</li> <li>④ 心理学の理論を基礎としたアセスメントの方法と支援について理解する。</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>① 心理学の視点</li> <li>② 人の心の基本的な仕組みと機能</li> <li>③ 人の心の発達過程</li> <li>④ 日常生活と心の健康</li> <li>⑤ 心理学の理論を基礎としたアセスメントと支援の基本</li> </ol>	心理学
社会学と社会システム	<ol style="list-style-type: none"> <li>① 現代社会の特性を理解する。</li> <li>② 生活の多様性について理解する。</li> <li>③ 人と社会の関係について理解する。</li> <li>④ 社会問題とその背景について理解する。</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>① 社会学の視点</li> <li>② 社会構造と変動</li> <li>③ 市民社会と公共性</li> <li>④ 生活と人生</li> <li>⑤ 自己と他者</li> </ol>	社会学
社会福祉の原理と政策	<ol style="list-style-type: none"> <li>① 社会福祉の原理をめぐり、哲学と理論を理解する。</li> <li>② 社会福祉の歴史的發展の過程と社会福祉の理論を踏まえ、欧米との比較によって日本の社会福祉の特性を理解する。</li> <li>③ 社会問題と社会構造の関係の視点から、現代の社会問題について理解する。</li> <li>④ 福祉政策を捉える基本的な視点として、概念や理念を理解するとともに、人々の生活上のニーズと福祉政策の過程を結びつけて理解する。</li> <li>⑤ 福祉政策の動向と課題を踏まえ、関連施策や包括的支援について理解する。</li> <li>⑥ 福祉サービスの供給と利用の過程について理解する。</li> <li>⑦ 福祉政策の国際比較の視点から、日本の福祉政策の特性について理解する。</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>① 社会福祉の原理</li> <li>② 社会福祉の歴史</li> <li>③ 社会福祉の思想・哲学、理論</li> <li>④ 社会問題と社会構造</li> <li>⑤ 福祉政策の基本的な視点</li> <li>⑥ 福祉政策におけるニーズと資源</li> <li>⑦ 福祉政策の構成要素と過程</li> <li>⑧ 福祉政策の動向と課題</li> <li>⑨ 福祉政策と関連施策</li> <li>⑩ 福祉サービスの供給と利用過程</li> <li>⑪ 福祉政策の国際比較</li> </ol>	社会福祉の原理と政策 I           社会福祉の原理と政策 II
地域福祉と包括的支援体制	<ol style="list-style-type: none"> <li>① 地域福祉の基本的な考え方、展開・動向について理解する。</li> <li>② 地域福祉における主体と対象を理解し、住民の主体形成の概念を理解する。</li> <li>③ 地域福祉を推進するための、福祉行政の実施体制と果たす役割について理解する。</li> <li>④ 地域福祉計画をはじめとした福祉計画の意義・目的及び展開を理解する。</li> <li>⑤ 包括的支援体制の考え方と、多職種及び多機関協働の意義と実際について理解する。</li> <li>⑥ 地域生活課題の変化と現状を踏まえ、包括的支援体制における社会福祉士及び精神保健福祉士の役割を理解する。</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>① 地域福祉の基本的な考え方</li> <li>② 福祉行政システム</li> <li>③ 福祉計画の意義と種類、策定と運用</li> <li>④ 地域社会の変化と多様性・複雑化した地域生活課題</li> <li>⑤ 地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制</li> <li>⑥ 地域共生の実現に向けた多機関協働</li> <li>⑦ 災害時における総合的かつ包括的な支援体制</li> <li>⑧ 地域福祉と包括的支援体制の課題と展望</li> </ol>	地域福祉論 I           地域福祉論 II

厚生労働省指定科目	教育内容		左記に対応する本学開設科目
科目名	ねらい（目標）	教育に含むべき事項（内容）	授業科目名
社会保障	① 社会保障の概念や対象及びその理念について、社会保障制度の展開過程も含めて理解する。 ② 現代社会における社会保障制度の役割と意義、取り組むべき課題について理解する。 ③ 社会保障制度の財政について理解する。 ④ 公的保険制度と民間保険制度の関係について理解する。 ⑤ 社会保障制度の体系と概要について理解する。 ⑥ 諸外国における社会保障制度の概要について理解する。	① 現代社会における社会保障制度の現状（少子高齢化と社会保障制度の関係を含む） ② 社会保障の概念や対象及びその理念 ③ 社会保障の財源 ④ 社会保険と社会扶助の関係 ⑤ 公的保険制度と民間保険制度の関係 ⑥ 社会保障制度の体系 ⑦ 諸外国における社会保障制度	社会保障論 I  社会保障論 II
障害者福祉	① 障害の概念と特性を踏まえ、障害者とその家族の生活とこれを取り巻く社会環境について理解する。 ② 障害者福祉の歴史と障害観の変遷、制度の発展過程について理解する。 ③ 障害者に対する法制度と支援の仕組みについて理解する。 ④ 障害による生活課題を踏まえ、社会福祉士及び精神保健福祉士としての適切な支援のあり方を理解する。	① 障害概念と特性 ② 障害者の生活実態とこれを取り巻く社会環境 ③ 障害者福祉の歴史 ④ 障害者に対する法制度 ⑤ 障害者と家族等の支援における関係機関と専門職の役割 ⑥ 障害者と家族等に対する支援の実際	障害者福祉論
権利擁護を支える法制度	① 法に共通する基礎的な知識を身につけるとともに、権利擁護を支える憲法、民法、行政法の基礎を理解する。 ② 権利擁護の意義と支える仕組みについて理解する。 ③ 権利が侵害されている者や日常生活上の支援が必要な者に対する権利擁護活動の実践について理解する。 ④ 権利擁護活動を実践する過程で直面しうる問題を、法的観点から理解する。 ⑤ ソーシャルワークにおいて必要となる成年後見制度について理解する。	① 法の基礎 ② ソーシャルワークと法の関わり ③ 権利擁護の意義と支える仕組み ④ 権利擁護活動で直面しうる法的諸問題 ⑤ 権利擁護に関わる組織、団体、専門職 ⑥ 成年後見制度	権利擁護を支える法制度
刑事司法と福祉	① 刑事司法の近年の動向と制度の仕組みを理解する。 ② 刑事司法における社会福祉士及び精神保健福祉士の役割について理解する。 ③ 刑事司法の制度に関わる関係機関等の役割について理解する。	① 刑事司法における近年の動向とこれを取り巻く社会環境 ② 刑事司法 ③ 少年司法 ④ 更生保護制度 ⑤ 医療観察制度 ⑥ 犯罪被害者支援	司法福祉論
社会福祉調査の基礎	① 社会福祉調査の意義と目的について理解する。 ② 社会福祉調査と社会福祉の歴史の関係について理解する。 ③ 社会福祉調査における倫理や個人情報保護について理解する。 ④ 量的調査の方法及び調査の結果について適切に理解する。 ⑤ 質的調査の方法及び調査の結果について適切に理解する。 ⑥ ソーシャルワークにおける評価の意義と方法について理解する。	① 社会福祉調査の意義と目的 ② 社会福祉調査における倫理と個人情報保護 ③ 社会福祉調査のデザイン ④ 量的調査の方法 ⑤ 質的調査の方法 ⑥ ソーシャルワークにおける評価	社会調査法

厚生労働省指定科目 科目名	ねらい（目標）	教育内容	左記に対応する本学開設科目 授業科目名
精神医学と精神医療	<p>① 精神疾患の分類を把握するとともに、主な疾患の症状、経過、治療方法などについて理解する。</p> <p>② 精神医療と人権擁護の歴史を学ぶとともに、精神保健福祉法における精神科病院の入院形態や医療観察法について理解し、その中で精神保健福祉士の役割と法制度の課題を理解する。</p> <p>③ 精神科病院等においてチーム医療の一員としての精神保健福祉士の役割を理解する。</p> <p>④ 早期介入、再発予防や地域生活の支援等における地域の多職種連携・多機関連携における精神保健福祉士の役割について理解する。</p> <p>⑤ 現代の精神保健分野の動向と課題を理解する。</p> <p>⑥ 精神保健の基本的考え方を理解する。</p> <p>⑦ 現代社会における精神保健の諸課題の実際を生活環境ごとに理解し、精神保健福祉士の役割について理解する。</p> <p>⑧ 精神保健の保持・増進と発生予防のための支援及び専門機関や関係職種の役割と連携について理解する。</p> <p>⑨ 国際連合の精神保健活動や他の国々における精神保健の現状と対策について理解する。</p>	<p>① 精神疾患総論</p> <p>② 精神疾患の治療</p> <p>③ 精神医療の動向</p> <p>④ 精神科医療機関における治療</p> <p>⑤ 精神医療と保健、福祉の連携の重要性</p>	精神医学
現代の精神保健の課題と支援	<p>① 社会福祉士及び精神保健福祉士の法的な位置づけについて理解する。</p> <p>② ソーシャルワークの基盤となる考え方とその形成過程について理解する。</p> <p>③ ソーシャルワークの価値規範と倫理について理解する。</p> <p>④ 「障害者」に対する思想や障害者の社会的立場の変遷から、障害者福祉の基本的枠組み（理念・視点・関係性）について理解する。</p> <p>⑤ 精神保健福祉士が対象とする「精神障害者」の定義とその障害特性を構造的に理解するとともに、精神障害者の生活実態について学ぶ。</p> <p>⑥ 精神疾患や精神障害をもつ当事者の社会的立場や処遇内容の変遷をふまえ、それに対する問題意識をもつ価値観を体得する。</p> <p>⑦ 精神障害者へのかかわりについて、精神医学ソーシャルワーカーが構築してきた固有の価値を学び、精神保健福祉士の存在意義を理解して職業的アイデンティティの基盤を築く。</p> <p>⑧ 現在の精神保健福祉士の基本的枠組み（理念・視点・関係性）と倫理綱領に基づき職責について理解する。</p> <p>⑨ 精神保健福祉士を規定する法律と倫理綱領を把握し、求められる機能や役割を理解する。</p> <p>⑩ 近年の精神保健福祉の動向を踏まえ、精神保健福祉士の職域と業務特性を理解する。</p>	<p>① 現代の精神保健分野の動向と基本的考え方</p> <p>② 家族に関連する精神保健の課題と支援</p> <p>③ 精神保健の視点から見た学校教育の課題とアプローチ</p> <p>④ 精神保健の視点から見た勤労者の課題とアプローチ</p> <p>⑤ 精神保健の視点から見た現代社会の課題とアプローチ</p> <p>⑥ 精神保健に関する発生予防と対策</p> <p>⑦ 地域精神保健に関する偏見・差別等の課題</p> <p>⑧ 精神保健に関する専門職種（保健師等）と国、都道府県、市町村、団体等の役割及び連携</p> <p>⑨ 諸外国の精神保健活動の現状及び対策</p>	精神保健学
ソーシャルワークの基盤と専門職	<p>① 社会福祉士及び精神保健福祉士の法的な位置づけについて理解する。</p> <p>② ソーシャルワークの基盤となる考え方とその形成過程について理解する。</p> <p>③ ソーシャルワークの価値規範と倫理について理解する。</p> <p>④ 「障害者」に対する思想や障害者の社会的立場の変遷から、障害者福祉の基本的枠組み（理念・視点・関係性）について理解する。</p> <p>⑤ 精神保健福祉士が対象とする「精神障害者」の定義とその障害特性を構造的に理解するとともに、精神障害者の生活実態について学ぶ。</p> <p>⑥ 精神疾患や精神障害をもつ当事者の社会的立場や処遇内容の変遷をふまえ、それに対する問題意識をもつ価値観を体得する。</p> <p>⑦ 精神障害者へのかかわりについて、精神医学ソーシャルワーカーが構築してきた固有の価値を学び、精神保健福祉士の存在意義を理解して職業的アイデンティティの基盤を築く。</p> <p>⑧ 現在の精神保健福祉士の基本的枠組み（理念・視点・関係性）と倫理綱領に基づき職責について理解する。</p> <p>⑨ 精神保健福祉士を規定する法律と倫理綱領を把握し、求められる機能や役割を理解する。</p> <p>⑩ 近年の精神保健福祉の動向を踏まえ、精神保健福祉士の職域と業務特性を理解する。</p>	<p>① 社会福祉士及び精神保健福祉士の法的な位置づけ</p> <p>② ソーシャルワークの概念</p> <p>③ ソーシャルワークの基盤となる考え方</p> <p>④ ソーシャルワークの形成過程</p> <p>⑤ ソーシャルワークの倫理</p> <p>⑥ 障害者福祉の理念</p> <p>⑦ 「障害」と「障害者」の概念</p> <p>⑧ 社会的排除と社会的障壁</p> <p>⑨ 精神障害者の生活実態</p> <p>⑩ 「精神保健福祉士」の資格化の経緯と精神保健福祉の原理と理念</p> <p>⑪ 「精神保健福祉士」の機能と役割</p>	ソーシャルワークの基盤と専門職
精神保健福祉の原理			精神保健福祉の原理 I
			精神保健福祉の原理 II

厚生労働省指定科目 科目名	ねらい（目標）	教育内容	左記に対応する本学開設科目 授業科目名
ソーシャルワークの理論と方法	① 人と環境との交互作用に関する理論とミクロ・メゾ・マクロレベルにおけるソーシャルワークについて理解する。 ② ソーシャルワークの様々な実践モデルとアプローチについて理解する。 ③ ソーシャルワークの過程とそれに係る知識と技術について理解する。 ④ コミュニティワークの概念とその展開について理解する。 ⑤ ソーシャルワークにおけるスーパービジョンについて理解する。	① 人と環境との交互作用に関する理論とミクロ・メゾ・マクロレベルにおけるソーシャルワーク ② ソーシャルワークの実践モデルとアプローチ ③ ソーシャルワークの過程 ④ ソーシャルワークの記録 ⑤ ケアマネジメント ⑥ 集団を活用した支援 ⑦ コミュニティワーク ⑧ スーパービジョンとコンサルテーション	ソーシャルワークの理論と方法Ⅰ  ソーシャルワークの理論と方法Ⅱ
ソーシャルワークの理論と方法（専門）	① 精神障害及び精神保健福祉の課題を持つ人に対するソーシャルワークの過程を理解する。 ② 精神障害及び精神保健福祉の課題を持つ人と家族の関係を理解し、家族への支援方法を理解する。 ③ 精神医療、精神障害者福祉における多職種連携・多機関連携の方法と精神保健福祉士の役割について理解する。 ④ 精神保健福祉士と所属機関の関係を踏まえ、組織運営管理、組織介入・組織活動の展開に関する概念と方法について理解する。 ⑤ 個別支援からソーシャルワークの実践展開をミクロ・メゾ・マクロの連続性・重層性を踏まえて理解する。 ⑥ 精神保健福祉分野における精神保健福祉士の実践展開を理解する。	① 精神保健福祉分野におけるソーシャルワークの概要 ② 精神保健福祉分野におけるソーシャルワークの過程 ③ 精神保健福祉分野における家族支援の実際 ④ 多職種連携・多機関連携（チームアプローチ） ⑤ ソーシャルアドミニストレーションの展開方法 ⑥ コミュニティワーク ⑦ 個別支援からソーシャルワークの展開 ⑧ 関連分野における精神保健福祉士の実践展開	精神保健福祉援助論Ⅰ  精神保健福祉援助論Ⅱ
精神障害 リハビリテーション論	① 精神障害者リハビリテーションの概念とプロセス及び精神保健福祉士の役割について理解し、援助場面で活用できる。 ② 精神障害者リハビリテーションプログラムの知識を援助場面で活用できる。 ③ 精神障害者リハビリテーションの実施機関と精神障害者リハビリテーションプログラムの関連について理解し、援助場面で活用できる。	① 精神障害者リハビリテーションの理念、定義、基本原則 ② 精神障害者リハビリテーションの構成及び展開 ③ 精神障害者リハビリテーションプログラムの内容と実施機関 ④ 精神障害者リハビリテーションの動向と実際	精神障害 リハビリテーション論
精神保健福祉制度論	① 精神障害者に関する法制度の体系について理解する。 ② 精神保健福祉法、医療観察法等の医療に関する制度の概要と課題、制度に規定されている精神保健福祉士の役割について理解する。 ③ 生活支援に関する制度の概要と課題、制度に規定されている精神保健福祉士の役割について理解する。 ④ 生活保護制度や生活困窮者自立支援制度等の経済的支援に関する制度の概要と課題、制度に規定されている精神保健福祉士の役割について理解する。 ⑤ 障害者に関する法制度を適切に活用でき、法制度の限界と課題について考えることができる。	① 精神障害者に関する制度・施策の理解 ② 精神障害者の医療に関する制度 ③ 精神障害者の生活支援に関する制度 ④ 精神障害者の経済的支援に関する制度	精神保健福祉制度論

厚生労働省指定科目	科目名	左記に対応する本学開設科目
<p>ソーシャルワーク演習</p>	<p>ねらい (目標)</p> <p>① ソーシャルワークの知識と技術に係る他の科目との関連性を踏まえ、社会福祉士及び精神保健福祉士として求められる基礎的な能力を涵養する。</p> <p>② ソーシャルワークの価値規範と倫理を実践的に理解する。</p> <p>③ ソーシャルワークの実践に必要なコミュニケーション能力を養う。</p> <p>④ ソーシャルワークの展開過程において用いられる、知識と技術を実践的に理解する。</p>	<p>教育内容</p> <p>個別指導並びに集団指導を通して、具体的な援助場面を想定した実技指導（ロールプレイング等）を中心とする演習形態により行うこと。</p> <p>① 自己覚知</p> <p>② 基本的なコミュニケーション技術</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自己理解と他者理解</li> <li>・言語的技術（質問、促し、言い換え、感情の反映、繰り返し、要約等）</li> <li>・非言語技術（表情、態度、身振り、位置取り等）</li> </ul> <p>③ 基本的な面接技術</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・面接の構造化</li> <li>・場の設定（面接室、生活場面、自宅等）</li> <li>・ツールの活用（電話、e-mail 等）</li> </ul> <p>④ ソーシャルワークの展開過程</p> <p>事例を用いて、次に掲げる具体的なソーシャルワークの場面と過程を想定した実技指導を行うこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ケースの発見</li> <li>・インタビュー</li> <li>・アセスメント</li> <li>・プランニング</li> <li>・支援の実施</li> <li>・モニタリング</li> <li>・支援の終結と事後評価</li> <li>・アフターケア</li> </ul> <p>⑤ ソーシャルワークの記録</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・支援経過の把握と管理</li> </ul> <p>⑥ グループダイナミクスの活用</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・グループワークの構成（グループリーダー・コーリダー・グループメンバー）</li> <li>・グループワークの展開過程（準備期・開始期・作業期・終結期）</li> </ul> <p>⑦ プレゼンテーション技術</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・個人プレゼンテーション</li> <li>・グループプレゼンテーション</li> </ul>
<p>ソーシャルワーク演習 (専門)</p>	<p>① 精神疾患や精神障害、精神保健の課題のある人の状況や環境を、また希望を的確に聞き取り、とりまく状況や環境を含めて理解してソーシャルワークを展開するための精神保健福祉士の専門性（知識、技術、価値）の基礎を獲得する。</p> <p>② 精神疾患や精神障害、精神保健の課題のある人のための話制度、サービスについて、その概念と利用要件や手続きを知り、援助に活用できるようになる。</p> <p>③ 精神疾患や精神障害、精神保健の課題のある人のための関係機関や職種の役割を理解し、本人を中心とした援助を展開するチームが連携する際のコーディネート役を担えるようになる。</p> <p>④ 精神疾患や精神障害、精神保健の課題のある人を取巻く環境や社会を見渡し、こうした人々への差別や偏見を除き、共生社会を実現するための活動を精神保健福祉士の役割として認識し、政策や制度、関係行政や地域住民にわたらせかける方法をイメージできるようにする。</p> <p>⑤ 精神保健福祉士として考え、行動するための基礎を獲得し、職業アイデンティティを構築する意義を理解できる。</p>	<p>教育に含むべき事項 (内容)</p> <p>以下の内容についてはソーシャルワーク実習（専門）を行う前に学習を開始し、十分な学習をしておくこと。</p> <p>以下の①から④に掲げる事項を組み合わせた精神保健福祉援助の事例（集団に對する事例を含む。）を活用し、精神保健福祉としての実際の思考と援助の過程における行為を想定し、精神保健福祉の課題を捉え、その解決に向けた総合的かつ包括的な援助について実践的に習得すること。すべての事例において、精神保健福祉士に共通する原理として「社会的復権と権利擁護」「自己決定」「当事者主体」「社会正義」「ごく当たり前の生活」を実践的に考察することができるとともに指導すること。</p> <p>① 領域</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・医療機関（入院病棟、外来、訪問、デイ・ケア、精神科以外の診療科を含む病棟、診療所）</li> <li>・障害福祉サービス事業所（相談支援、就労支援、生活訓練、地域移行支援、地域定着支援、自立生活援助、地域生活支援等）</li> <li>・行政機関・社会福祉協議会（精神保健福祉センター、保健所、市町村、ハローワーク等）</li> <li>・高齢者福祉施設（地域包括支援センター、介護療養型施設、生活施設等）</li> <li>・教育機関（学校、教育委員会）</li> <li>・司法（刑務所、矯正施設、保護観察所等）</li> </ul>

	<p>精神保健福祉援助演習Ⅰ</p>
<p>精神保健福祉援助演習Ⅱ</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・産業・労働（一般企業、EAP 機関等）</li> <li>・児童（児童相談所、児童養護施設等）</li> <li>・合議体（退院支援委員会、精神医療審査会、障害支援区分認定審査会、自立支援協議会、契約締結審査会、医療観察法審判期日等）</li> <li>・その他（独立開業等）</li> </ul> <p>② 課題</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・社会的排除、社会的孤立</li> <li>・受診・受療、課題発見</li> <li>・退院支援、地域移行支援</li> <li>・地域生活支援</li> <li>・自殺対策</li> <li>・ひきこもり支援</li> <li>・児童虐待への対応</li> <li>・アルコール依存、薬物依存、ギャンブル依存等の予防や回復</li> <li>・家族支援</li> <li>・就労（雇用）支援</li> <li>・職場ストレス、リワーク支援</li> <li>・貧困、低所得、ホームレス支援</li> <li>・災害被災者、犯罪被害者支援、触法精神障害者支援</li> <li>・その他</li> </ul> <p>③ 法制度・サービス</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・精神保健及び精神障害者福祉に関する法律</li> <li>・障害者基本法、障害者総合支援法</li> <li>・障害者差別解消法、障害者虐待防止法</li> <li>・医療観察法</li> <li>・生活保護制度、障害年金制度、各種手当</li> <li>・障害者雇用促進法、労働安全衛生法</li> <li>・介護保険法、老人福祉法、高齢者虐待防止法</li> <li>・児童福祉法、児童虐待防止法</li> <li>・アルコール健康障害対策基本法</li> <li>・刑の一部執行猶予制度、覚せい剤取締法等</li> <li>・当事者活動（自助グループ、ピアサポート）</li> <li>・その他（居住支援制度、生活困窮者自立支援制度、成年後見制度等）</li> </ul> <p>④ 援助技術</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ソーシャルワークの過程を通じた援助（ケースの発見、インタビュー、アセスメント、プランニング、支援の実施、モニタリング、支援の終結と事後評価、アフターケア）</li> <li>・個別面接</li> <li>・グループワークの展開</li> <li>・ケア会議や関係者会議のコーディネートとマネジメント</li> <li>・リハビリテーションプログラムの実施（行動療法、作業療法、回復支援プログラム）</li> <li>・アウトリーチ、コミュニケーションワークの展開</li> <li>・社会福祉調査の実施、計画策定、評価、資源創出、政策提言</li> <li>・普及啓発活動、人材育成（住民への啓発、ボランティア養成、実習生指導）</li> <li>・記録（個別支援記録、公文書作成、業務（日誌・月報等）の記録、スーパービジョンのためのレポート作成等）</li> <li>・その他</li> </ul>

厚生労働省指定科目 科目名	ねらい（目標）	教育内容	左記に対応する本学開設科目 授業科目名
ソーションシャルワーク実習指導	<p>① ソーションシャルワーク（精神保健福祉士）実習の意義について理解する。</p> <p>② 精神疾患や精神障害のある人のおかれている現状を理解し、その生活の実態や生活上の困難について理解する。</p> <p>③ ソーションシャルワーク（精神保健福祉士）実習に係る個別指導及び集団指導を通して、精神保健福祉士が行うソーションシャルワークに係る知識と技術について具体的な実践的に理解し実践的な技術等を体得する。</p> <p>④ 精神保健福祉士として求められる資質、技能、倫理、自己に求められる課題把握等、総合的に対応できる能力を習得する。</p> <p>⑤ 具体的な実習体験を、専門的知識及び技術として概念化し理論化し体承立てていくことができる能力を涵養する。</p>	<p>次に掲げる事項について個別指導及び集団指導</p> <p>ア ソーションシャルワーク実習とソーションシャルワーク実習指導における個別指導及び集団指導の意義</p> <p>イ 精神保健医療福祉の現状（利用者理解を含む。）に関する基本的な理解</p> <p>ウ 実際に実習を行う施設・機関・事業者・団体・地域社会等に関する基本的な理解</p> <p>エ 精神疾患や精神障害のある当事者の語りに触れる体験</p> <p>オ 現場体験学習及び見学実習</p> <p>カ 実習先で必要とされる精神保健福祉士としてのソーションシャルワークに係る専門的知識と技術に関する理解</p> <p>キ 精神保健福祉士に求められる職業倫理と法的責務に関する理解</p> <p>ク 実習における個人のプライバシー保護と守秘義務の理解（精神保健福祉士法及び個人情報保護法の理解を含む。）</p> <p>ケ 「実習記録ノート」への記録内容及び記録方法に関する理解</p> <p>コ 実習生、実習担当教員、実習先の実習指導者との三者協議を踏まえた実習計画の作成</p> <p>サ 巡回指導（訪問指導、スーパービジョン）</p> <p>シ 実習記録や実習体験を踏まえた課題の整理と実習総括レポートの作成</p> <p>ス 実習の評価全体総括会</p>	<p>精神保健福祉援助実習指導Ⅰ</p> <p>精神保健福祉援助実習指導Ⅱ</p>
ソーションシャルワーク実習	<p>① ソーションシャルワーク実習を通して、精神保健福祉士としてのソーションシャルワークに係る専門的知識と技術の理解に基づき精神保健福祉現場での試行と省察の反復により実践的な技術等を体得する。</p> <p>② 精神疾患や精神障害、メンタルヘルスの課題をもつ人びとの現状に関する知識をもとに、その生活の実態や生活上の課題についてソーションシャルワーク実習を行う実習先において調査し具体的に把握する。</p> <p>③ 実習指導者からのスーパービジョンを受け、精神保健福祉士として求められる資質、技能、倫理、自己に求められる課題把握等、総合的に対応できる能力を習得する。</p> <p>④ 総合的かつ包括的な地域生活支援と関連分野の専門職との連携のあり方及びその具体的内容を実践的に理解する。</p>	<p>① 学生は、精神科病院等の病院での実習において、患者への個別支援を経験するとともに、次に掲げる事項を経験し、実習先の実習指導者による指導を受けること。</p> <p>ア 受診前や入院時又は急性期の患者及びその家族への相談援助</p> <p>イ 退院又は地域移行・地域定着支援に向けた、患者及びその家族への相談援助</p> <p>ウ 入院患者と外来患者及びそれらの家族への多職種連携による支援</p> <p>エ 病院外の関係機関・団体及び地域住民との連携を通じたソーションシャルワーク</p> <p>② 学生は、精神科診療所での実習において患者への個別支援を経験するとともに、次に掲げる事項を経験し、実習先の実習指導者による指導を受けること。</p> <p>ア 受診前や治療中の患者及びその家族への相談援助</p> <p>イ 日常生活や社会生活上の問題に関する、患者及びその家族への相談援助</p> <p>ウ 外来患者及びそれらの家族への多職種連携による支援</p> <p>エ 地域の精神科病院や関係機関・団体及び地域住民との連携を通じたソーションシャルワーク</p> <p>③ 学生は、障害福祉サービス事業所及び行政機関等、精神科病院等の医療機関の実習を通して、次に掲げる事項をできる限り経験し、実習先の実習指導者による指導を受けるものとする。</p> <p>ア 利用者やその関係者、施設・機関・事業者・団体・住民やボランティア等との基本的なコミュニケーションや人との付き合い方などの円滑な人間関係の形成</p> <p>イ 利用者理解と相談支援ニーズの把握及び相談支援計画の作成</p> <p>ウ 利用者やその関係者（家族・友人・近隣住民等）との相談支援関係の形成</p> <p>エ 利用者やその関係者（家族・友人・近隣住民等）への権利擁護及び相談支援（エンパワメントを含む。）とその評価</p>	<p>精神保健福祉援助実習Ⅰ</p>



	<p>精神医療・保健・福祉に係る多職種連携をはじめとする相談支援におけるチームアプローチへの参加</p> <p>精神保健福祉士としての職業倫理と法的義務の意味の考察と遵守</p> <p>施設・機関・事業者・団体等の職員の就業などに関する規定の遵守と組織の一員としての役割と責任への自覚</p> <p>施設・機関・事業者・団体等の経営やサービスの管理運営の観察</p> <p>当該実習先が地域社会で果たす役割の考察と具体的な地域社会への働きかけとしてのアウトリーチ、ネットワーキング、社会資源の活用・調整・開発場面の観察</p> <p>実習先施設・機関や所属地域における精神保健福祉向上のための課題発見と政策提言に関する考察</p> <p>実習体験及び学習成果の考察と記述、プレゼンテーション実習総括と精神保健福祉士としての学習課題の明確化、及び研鑽計画の立案</p> <p>④ 学生は、実習体験と考察を記録し、実習指導者による巡回指導及び帰校日指導等を通して、実習事項について個別指導や集団指導を受ける。</p> <p>⑤ 実習指導担当教員は、巡回指導等を通して実習指導者との連絡調整を密に行い、学生の実習状況についての把握とともに実習中の個別指導を十分に行うものとする。</p>	<p>精神保健福祉援助実習 II</p>
--	--	----------------------

## 4. 教職課程（心理福祉学科）

### 1. 教職課程について

教員として職務を行うためには、教育職員免許法に基づいて、学校種や免許教科に対応した教員免許状を取得しなければならない。本学で教員免許状を取得するためには、教職課程を履修し、それぞれの学校種や免許教科ごとに必要な科目の単位を修得しなければならない（以下＜教員免許状取得要件＞参照）。

#### < 教員免許状取得要件（教育職員免許法、教育職員免許法施行規則で定められた単位数等） >

- (1) 学士の学位を有すること。
- (2) 『教育の基礎的理解に関する科目等』を中学校 27 単位、高校 23 単位以上修得すること。  
(教職課程履修規程の教育の基礎的理解に関する科目等一覧を参照)
- (3) 『教科及び教科の指導法に関する科目』を中学校 28 単位、高校 24 単位以上修得すること。  
(教職課程履修規程の教科及び教科の指導法に関する科目一覧を参照)
- (4) 『大学が独自に設定する科目』を中学校 4 単位、高校 12 単位以上修得すること。  
(教職課程履修規程の大学が独自に設定する科目一覧を参照)
- (5) 『特別支援教育に関する科目』を 26 単位以上修得すること。  
(特別支援学校教諭一種免許状のみ)
- (6) 『教育職員免許法施行規則第 66 条の 6 に定める科目』として、以下の科目の単位を修得すること。
  - ・「日本国憲法」(2 単位)
  - ・「スポーツ I (球技)」、「スポーツ II (スポーツ・コミュニケーション)」、「アドベンチャー・スポーツ」、「スキー・スポーツ」、「スノーボード・スポーツ」、「福祉とスポーツ」の 6 科目より 2 単位以上修得すること。
  - ・「英語コミュニケーション」、「実用英語」の 2 科目 (各 2 単位) のうち 1 科目 (2 単位) 以上修得すること。
  - ・「コンピュータ・リテラシー」(2 単位) を修得すること。
- (7) 7 日間の介護等体験を行うこと (本学科では、原則として、特別支援教育実習をもって介護等体験の期間に算入する)。

### 2. 心理福祉学科で取得できる教員免許状の種類

- ① 中学校教諭一種免許状（社会）
- ② 高等学校教諭一種免許状（公民）
- ③ 高等学校教諭一種免許状（福祉）
- ④ 特別支援学校教諭一種免許状（知的障害者・肢体不自由者）※

※特別支援学校教諭一種免許状（知的障害者・肢体不自由者）を取得するためには、基礎資格として、中学校または高校の普通免許を併せて取得しなければならない。

	中 一 種 免 (社) ①	高 一 種 免 (公) ②	高 一 種 免 (福) ③	特 支 一 種 免 ④
中一種免 (社) ①	○	○	×	○
高一種免 (公) ②	○	○	×	○
高一種免 (福) ③	×	×	○	○
特支一種免④	○	○	○	○

左表の通り、本学においては、①と②の両資格は取得できるが、①と③、②と③の両資格は取得できない。④は①、②、③のいずれかの資格を併せて取得しなくてはならない。

### 3. 「教職実践演習（中・高）」及び『履修ファイル』について

4 年次後期に開設する「教職実践演習（中・高）」(2 単位) は、教職課程を履修する学生の教職関連科目の履修状況を踏まえ、教員として必要な知識技能を修得したことを確認するための科目である。

したがって、この「教職実践演習（中・高）」の履修にあたっては、各学生においても教職課程における 4 年次までの履修履歴について、必要な資質能力の指標に対する自己評価を『履修ファイル』（自己評価シート）にまとめ、教職担当教員から指示があった際には提出しなければならない。

#### 4. 教職課程履修継続要件（3・4年次）

3、4年次において教職課程の履修を継続するためには、原則として前述「3.」の「教職実践演習（中・高）」による『履修ファイル』の状況や1、2年次に開講される教職関連科目の単位修得状況のほか、心理福祉学科所定の必修科目の単位を修得していなければならない（心理福祉学科教職課程履修規程第8条も参照すること）。

#### 5. 「教育実習」について

教員免許状を取得するため、4年次において「教育実習」が必修科目として設置されている。「教育実習」は、学校現場での教育実践を通して学生自らが教職への適性や進路を考える貴重な機会である。学校現場の現状をよく理解するとともに、生徒と交流し、指導・援助の実際を習得することを目的とする。「教育実習」は、教職を志す学生による主体的かつ実践的な取り組みが求められる。教育実習校への依頼手続きの開始までに、授与される免許状の教諭にふさわしい教職や教科の知識、指導法の習得が見られない場合は、「教育実習」の実施を認めないことがある。

##### < 「教育実習」の期間及び授業科目 >

- (1) 中学校教諭一種免許状（社会）を取得する場合  
中学校 4 週間（180 時間）「教育実習Ⅰ」及び「教育実習Ⅱ」（各 2 単位）
- (2) 高等学校教諭一種免許状（公民）（福祉）を取得する場合  
高等学校 2 週間（90 時間）「教育実習Ⅰ」（2 単位）
- (3) 特別支援学校教諭一種免許状（知的障害者・肢体不自由者）を取得する場合  
特別支援学校 2 週間（90 時間）「特別支援教育実習」（2 単位）

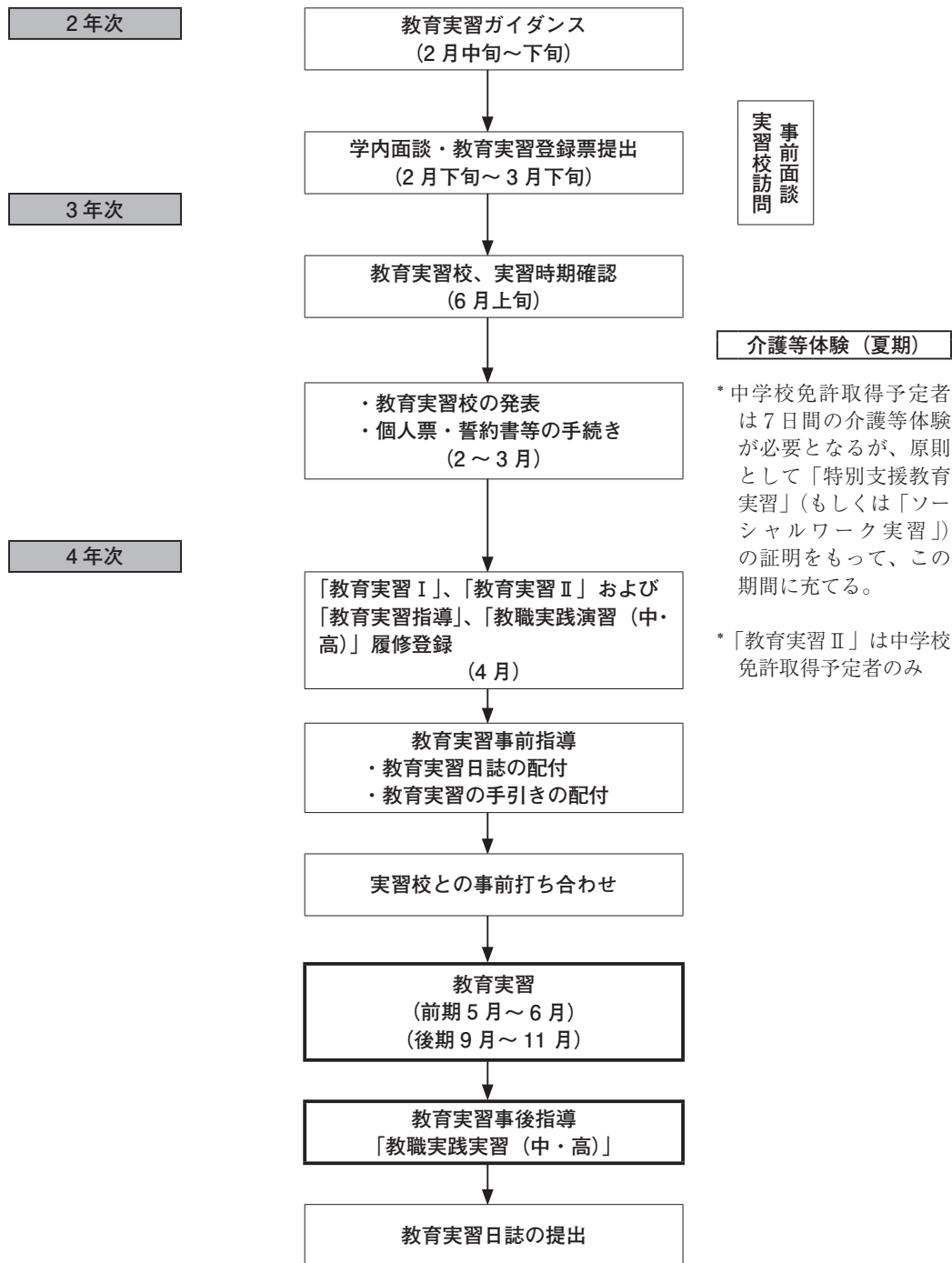
##### < 「教育実習」履修要件 >

本学科では、「教育実習Ⅰ」「教育実習Ⅱ」「特別支援教育実習」の履修要件について、心理福祉学科教職課程履修規程により下記の通り定めている。

**第7条** 第4条別表1に定める「教育実習Ⅰ」、「教育実習Ⅱ」、「特別支援教育実習」及び「教職実践演習（中・高）」については、次のとおり履修要件を定める。

- (1)「教育実習Ⅰ」、「教育実習Ⅱ」及び「特別支援教育実習」については、その履修年次において「教育実習指導」及び「特別支援教育実習指導」を履修し、事前・事後の指導を受けなければならない。
  - (2)「教職実践演習（中・高）」については、その履修年次もしくはそれ以前に「教育実習Ⅰ」、「教育実習Ⅱ」もしくは「特別支援教育実習」の単位を修得済み又は修得見込みでなければならない。
- 2 「教育実習Ⅰ」、「教育実習Ⅱ」及び「特別支援教育実習」については、本人の性行並びに本学科における学修状況その他の点から教育職員を志望する者として不適格と認められた場合、教育実習への参加を認めないことがある。

## < 実習スケジュール > (「教育実習Ⅰ」、「教育実習Ⅱ」)



- \* 「教育実習Ⅰ」および「教育実習Ⅱ」のシラバスも参照すること。
  - \* 「教育実習Ⅰ」および「教育実習Ⅱ」は集中科目であり、成績通知はいずれも学年末となる。
  - \* 日程はあくまでも目安であるので、必ず掲示やオリエンテーション等で確認すること。
  - \* 「特別支援教育実習」の実習校については、大学が一括して教育委員会と調整する。  
「特別支援教育実習」の実習スケジュールについては、履修学生に別途通知する。
- ※一部自治体については、その自治体の定めるシステムに基づいて調整する。

## 6. 教員免許状の申請について

教員免許状は、教育職員免許法に則り、都道府県の教育委員会に申請することにより授与される。

申請方法には、以下の2通りがある。

### (1) 一括申請

本学が窓口となり、教員免許状取得見込者を取りまとめて手続きを行う申請方法であり、本学では原則としてこの方法により申請を行う。この場合、卒業時に教員免許状を取得できる。

### (2) 個人申請

一括申請を行わなかった者及び一括申請の対象外となった者が、卒業後、個人で行う教員免許状申請方法である。申請先は、原則として居住地の都道府県の教育委員会であるが、2月～4月中旬は、個人申請の受付を停止していることが多い。申請から免許状の授与まで、通常1ヶ月程度の時間がかかる。

※ (1)(2)ともに申請時に、別途申請手数料がかかる。

## 【教職課程の履修手続き】

教員免許状の取得に向けて教職課程を履修する学生は、教職課程履修ガイダンス（日程は年度始めに掲示をもって連絡）に出席の上、1年次の後期に行われる教職ガイダンスの指示に従って『教職課程履修登録カード』を提出すること。また、教職課程の履修登録を取り消す場合には、『教職課程履修登録の取消申込書』を提出すること。

なお、教職課程を履修する学生は、認定心理士資格は取得できない。

## 【教職課程履修者の「履修キャップ制」上限単位数】

本学科において、複数種の教員免許状取得を目的とした履修を行う学生については、「心理福祉学科教職課程履修規程」第6条第5項を適用し、学修状況を勘案の上、教職課程の授業科目に係る登録単位数を上限単位数から除外するものとして認める場合がある。

## 5. 社会福祉主事任用資格

「社会福祉主事任用資格」は、社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）に規定される「福祉に関する事務所」（通常「福祉事務所」と略称されている）において、社会福祉関係諸法令を施行（福祉サービスを提供）していくに際して、生活困窮者、老人、児童、障害者などの生活上の課題を抱えた方々の相談に応じたり、助言や指導を行う「現業を行う所員」（現業員）、および現業員の「指導監督を行う所員」（査察指導員）として任用される際に必要な資格としてスタートした。その後、ソーシャルワークの活動の領域が拡大する一方で、社会福祉の分野において、長い間国家資格制度が存在しなかったため、行政機関のほか、特別養護老人ホームや知的障害者更生施設などの施設において、生活相談員として採用されるための要件として社会福祉主事であることが求められるなど、長年にわたり社会福祉の分野で働く人々の基礎的な資格として認められてきた。

下記のとおり、基本的には、社会福祉行政の第一線の現業機関において活躍するための「任用資格」、つまり、公務員が福祉事務所の現業員等に任用される場合に必要となる資格が、「社会福祉主事任用資格」である。

### 社会福祉法

（資格等）

**第 19 条** 社会福祉主事は、都道府県知事又は市町村長の補助機関である職員とし、年齢 20 年以上の者であつて、人格が高潔で、思慮が円熟し、社会福祉の増進に熱意があり、かつ、次の各号のいずれかに該当するもののうちから任用しなければならない。

- 一 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）に基づく大学、旧大学令（大正 7 年勅令第 388 号）に基づく大学、旧高等学校令（大正 7 年勅令第 389 号）に基づく高等学校又は旧専門学校令（明治 36 年勅令第 61 号）に基づく専門学校において、厚生労働大臣の指定する社会福祉に関する科目を修めて卒業した者

二～五（略）

社会福祉学科、心理福祉学科では、下記のとおり、社会福祉主事任用資格に係る科目（資格の取得要件は指定科目 34 の中から 3 科目以上を履修すること。ただし、科目名の後に「Ⅰ」「Ⅱ」等が付され複数の科目に区分されているものについては、そのすべてを修める必要がある）を開講している。なお、社会福祉学科、心理福祉学科では、卒業要件を満たすと同時にこの資格が得られる。

[社会福祉学科・心理福祉学科] 主な指定科目と本学開講科目比較対照表

指定科目	左記に対応する開設授業科目
社会保障論	社会保障論Ⅰ・Ⅱ
心理学	心理学
児童家庭福祉論	児童・家庭福祉論

## 6. 児童指導員任用資格

「児童指導員」は、児童養護施設、母子生活支援施設、障害児施設などで生活する子どもたちを支援、育成、指導する職種である。児童福祉施設で生活する子どもたちの生活を支援し、自立支援計画を立案したり、学校や児童相談所など関係機関や児童の家庭との連絡、児童を取り巻く地域社会との連絡調整をはかることを主な職務としている。

「児童指導員任用資格」とは、児童福祉施設のほとんどに置かれている児童指導員の任用に伴って求められる資格である。児童指導員の職場は、児童養護施設、母子生活支援施設、障害児入所施設、児童発達支援センターなどである。

### 児童指導員の資格（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第43条 抜粋）

児童指導員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

- 一 都道府県知事の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設を卒業した者
- 二 社会福祉士の資格を有する者
- 三 精神保健福祉士の資格を有する者
- 四 学校教育法の規定による大学（短期大学を除く。次号において同じ。）において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
- 五 学校教育法の規定による大学において、社会福祉学、心理学、教育学又は社会学に関する科目の単位を優秀な成績で修得したことにより、同法第百二条第二項の規定により大学院への入学を認められた者

## 7. 認定心理士資格（心理福祉学科）

### 1. 「認定心理士」とは

「認定心理士」とは、正式には「公益社団法人日本心理学会認定心理士」という資格の名称である。

この「認定心理士」の資格は、「公益社団法人日本心理学会」がその資格取得希望者に対して、“この人物は心理学に関する標準的な基礎知識と基礎技術とを正規の課程において修得している”ということを確認するもので、「公益社団法人日本心理学会」が心理学に関して認定している資格である。この資格は、心理学の専門家としての業務にこれから携わりたいと考えている人にとって、有用な意味を持つ。

「認定心理士」の認定母体である「日本心理学会」は、日本の心理学の歴史において最も早い時期に設立された学会のひとつである。日本心理学会は、現在活動している30余りの全国規模の心理学関連学会のなかでは基礎領域から応用領域まで幅広い専門領域にわたって会員を擁している最大規模の総合学会で、日本の心理学の発展に中心的役割を果たしてきた伝統をもつ。

### 2. 「認定心理士」になるには

認定心理士になるには、次の要件を満たした上で、公益社団法人日本心理学会に認定の申請をする必要がある。

#### < 認定心理士資格認定細則（抜粋） >

1 認定心理士資格認定制度規程第3条に基づく資格認定は、本細則の定めるところによる。

2 資格認定の条件は次の各号を満たすものとする。

(1) 16歳以降通算2年以上日本国に滞在した経験を有する者。

(2) 学校教育法により定められた大学、または大学院における心理学専攻、教育心理学専攻、または心理学関連専攻の学科において、別表に掲げる科目を履修し、必要単位を修得し、卒業または修了した者及びそれと同等以上の学力を有すると認められた者。

上記の条件を卒業見込みの学年度において満たしている者は、申請することができる。

ここでの別表1に掲げる科目については、本学では認定心理士科目表P.92～93に定めるとおりである。これらの科目を履修し、認定心理士の認定を希望する場合は、卒業年次に公益社団法人日本心理学会に申請しなければならない。

申請の手続きについては、改めて指示する。なお、申請にあたっては、次のとおり、別途費用が必要となる。

審査料 11,000円

認定料 30,000円

(令和3年1月現在の金額、以後、改定されることがある。)

### 3. 「認定心理士（心理調査）」について

認定心理士取得に必要な科目に加えて、心理学を専攻する教員の「専門演習Ⅰ」、「専門演習Ⅱ」を修得し、心理学的な調査ないし実験とその解析を内容とした「卒業研究」を提出すると、「心理調査に関連する専門科目を履修した認定心理士」である「認定心理士（心理調査）」の資格が取得可能になる。

### 4. 「認定心理士」、「認定心理士（心理調査）」資格取得のための科目履修について

「認定心理士」、「認定心理士（心理調査）」資格取得が可能なカリキュラムは、人間福祉学部心理福祉学科において設定されている。

心理福祉学科における「認定心理士」、「認定心理士（心理調査）」資格取得のための科目一覧をP.92～93に示す。



認定心理士取得に必要な科目（心理福祉学科）

基礎科目

領域	科目名	必修・ 選択の別	単位	開講 年次	開講期	内容
a 心理学概論	心理学	必修	2	1	前期	心理学の入門講義
	教育心理学	選択	2	1	後期	教育心理学の概説講義
b 心理学研究法	心理学研究法	選択	2	2	前期	心理学研究法の概説講義
	教育心理学研究法	選択	2	3	前期	教育心理学領域における研究法の概説講義
	心理的アセスメント	選択	2	2	後期	心理アセスメントに関する概説講義
	心理学統計法	選択	2	2	後期	心理統計法に関する概説講義
	心理調査計画法	選択	2	3	前期	心理調査計画法に関する概説講義
c 心理学実験	心理学実験	選択	1	3	前期	基礎心理学に関する小グループによる実験実習（演習）
	心理学応用実験	選択	1	3	後期	応用心理学に関する小グループによる実験実習（演習）
	心理データ分析	選択	2	3	後期	心理調査の計画・実施・分析・報告書作成
修得すべき単位数小計			18 単位			

選択科目

領域	科目名	必修・ 選択の別	単位	学年	期間	内容
d 学習心理学	知覚・認知心理学	選択	2	3	後期	認知心理学における基本的主題を中心とした講義
	学習心理学	選択	2	2	後期	学習心理学の理論と方法を中心とした講義
e 比較心理学	開講せず					
f 発達心理学	発達心理学	必修	2	1	後期	人間の生涯における発達に関する概説講義
	児童心理学	選択	2	1	後期	児童期を中心とした発達心理学の講義
g 臨床心理学	臨床心理学概論	選択	2	1	後期	臨床心理学の概説講義
	教育相談	選択	2	2	後期	学校における教育相談についての概説講義
	カウンセリング	必修	2	2	前期	カウンセリングの諸理論についての概説講義
	感情・人格心理学	選択	2	2	前期	感情心理学・人格心理学に関する概説講義
	福祉心理学	選択	2	3	前期	福祉心理学に関する概説講義
h 産業心理学	グループダイナミックス	選択	2	3	前期	集団力動に関する概説講義
	産業・組織心理学	選択	2	3	前期	産業心理学および組織における心理学に関する概説講義
修得すべき単位数小計			22 単位			
修得すべき単位数総計			40 単位			

※日本心理学会の方針の変更にもない、認定心理士資格取得に必要な科目に一部変更が生じることが起こり得る。その場合は、判明し次第、資格取得を希望する学生に大学からその旨ととるべき対応を連絡する。

認定心理士（心理調査）取得に必要な追加科目（心理福祉学科）

領域	科目名	必修・ 選択の別	単位	学年	期間	備考
心理調査 （基本主題 含む2単位以上）	心理調査計画法	選択	2	3	前期	
心理学統計 （2単位以上）	心理学統計法	選択	2	2	後期	
	心理データ分析	選択	2	3	後期	
発展・展開研究 （6単位以上）	専門演習Ⅰ	必修	2	3	通年	心理系教員
	専門演習Ⅱ	必修	1	4	通年	
	卒業研究	選択	4	4	—	
修得すべき単位数小計			13		単位	

## 8. スクールソーシャルワーク教育課程修了者（社会福祉専攻）

### 1. 「スクールソーシャルワーカー」とは

「スクールソーシャルワーカー」とは、学校現場等において、学校及び日常の生活を営む上で課題の解決を要する児童生徒とその家庭及びその児童を取り巻く環境・学校・社会・制度等を対象としたソーシャルワークの業務を行う者をいう。さらに、児童・生徒の発達権・学習権を保障し、貧困の連鎖、社会的排除を是正し、一人ひとりの発達の可能性を信頼し、多様な社会生活の場において、とりわけ学校生活を充実させ、児童生徒とその家庭の自己実現を図るために人と環境の関わりに介入して支援を行う者である。

### 2. 「スクールソーシャルワーカー」になるには

社会福祉士指定科目の他、次に示す一般社団法人日本ソーシャルワーク教育学校連盟によるスクールソーシャルワーク教育課程の指定科目を履修しなければならない。本学における開講科目は、次頁の表のとおりである。

- ・スクール（学校）ソーシャルワーク論
- ・スクール（学校）ソーシャルワーク演習
- ・スクール（学校）ソーシャルワーク実習指導
- ・スクール（学校）ソーシャルワーク実習
- ・「教育の基礎的理解に関する科目」のうち「教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む）」と「教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）」を含む科目
- ・「教育の基礎的理解に関する科目」のうち「幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程」と「特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解」を含む科目、及び「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」のうち「生徒指導の理論及び方法」「教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法」「進路指導及びキャリア教育の理論及び方法」を含む科目
- ・「精神保健の課題と支援」又は「現代の精神保健の課題と支援」
- ・「児童や家庭に対する支援と児童・家庭福祉制度」又は「児童・家庭福祉」
- ・「貧困に対する支援」

### 3. スクールソーシャルワーク教育課程修了の認定を希望する場合

これらの科目を履修し、スクールソーシャルワーク教育課程修了の認定を希望する場合は、卒業年次に一般社団法人日本ソーシャルワーク教育学校連盟に申請しなければならない。申請の手続きについては、改めて指示する。

なお、申請にあたっては、社会福祉士または精神保健福祉士の国家資格を有していることが条件となる。

スクールソーシャルワーク教育課程指定科目

指定科目	本学における開講科目	授業時間	開講年次
スクール（学校）ソーシャルワーク論	スクールソーシャルワーク論	30時間	3年
スクール（学校）ソーシャルワーク演習	スクールソーシャルワーク演習	30時間	3年
スクール（学校）ソーシャルワーク実習指導	スクールソーシャルワーク実習指導	30時間	4年
スクール（学校）ソーシャルワーク実習	スクールソーシャルワーク実習	80時間	4年
「教育の基礎的理解に関する科目」のうち「教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）」と「教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）」を含む科目の教育内容	教育社会学	30時間	2年
「教育の基礎的理解に関する科目」のうち「幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程」と「特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解」を含む科目、「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」のうち「生徒指導の理論及び方法」「教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法」「進路指導及びキャリア教育の理論及び方法」を含む科目の教育内容	発達心理学	30時間	2年
「精神保健の課題と支援」又は「現代の精神保健の課題と支援」	精神保健学	60時間	3年
「児童や家庭に対する支援と児童・家庭福祉制度」又は「児童・家庭福祉」	児童・家庭福祉論 児童・家庭福祉論詳説	30時間 30時間	1年 2年
「貧困に対する支援」	公的扶助論	30時間	1年
その他追加して設置する科目			

## 9. ピアヘルパー（社会福祉専攻、介護福祉専攻、心理福祉学科）

### 1. 「ピアヘルパー」とは

「ピアヘルパー」は、心の専門援助者をめざすためのパスポートであると考えられる。ピアヘルパーを直訳すると、仲間を助ける人ということになる。仲間を助けるとは、年上・年下を問わず、対等な立場で、人間なら誰でも出会う問題の相談相手になることである。

### 2. 「ピアヘルパー」の認定を受けると……

- \* カウンセリングや関連する心理学の理論方法について学習し、教育・福祉・保育などの実際場面で人とかかわるために必要な基本的な力を身につけた者であることが証明される。
- \* 教育カウンセラーなど専門家に協力して次のような実践をすることができる。
  - ・ 同年代の学生の相談にのる。
  - ・ 年少の者の学業や進路、人間関係について一緒に考える。
  - ・ 不登校や障害をもった子どもをサポートする。
- \* 資格がいきる主な活動分野
  - ・ 教師、保育士、心の教室相談員など教育の分野での活動
  - ・ 家庭教師、メンタルフレンド、教育・福祉ボランティアなどの活動
- \* 自分自身にとってのメリット
  - ・ 自己理解や他者理解が深まる。
  - ・ 適切な自己開示・自己主張ができるようになり、自己肯定感が向上する。
  - ・ 周囲と協調し、必要に応じてリーダーシップを発揮できる能力が向上する。
- \* 特定非営利活動法人日本教育カウンセラー協会の一般会員になることができるので、卒業後も継続的に学習する機会が得られる。
- \* 教育・福祉・保育などの分野での実践経験を積むことで、初級教育カウンセラーあるいは中級・上級教育カウンセラーの資格を取得することが可能である。

### 3. 「ピアヘルパー」の受験資格

- \* 対象・受験資格  
加盟短大・大学・専門学校（以下「加盟校」と表記する）の学生でピアヘルパー教育内容を含む、講義・演習または特別研修コース（集中講義等）を2科目4単位以上取得した者、または取得見込みの者
- \* 筆記試験  
マークシート選択肢式+記述式 計90分の筆記試験を所属する加盟校で受験する。
- \* 認定要件
  - 1 加盟校が指定する2科目4単位以上を取得する（本学では、「発達心理学」、「カウンセリング」）。
  - 2 筆記試験に合格する。
- \* 合格証・資格証  
合格者には全員に合格証が発行される。なお、希望者には資格証（IDカード・写真入）が有料で発行される。
- \* 資格認定試験受験料 4,800円
- \* ピアヘルパー資格取得のための筆記試験に合格しても、認定要件になっている科目の単位を取得できなかった場合は、当該科目の単位を取得するまで合格証を大学で預かることになるので、留意すること。

## 10. アクティビティ・ワーカー（介護福祉専攻）

### 1. 「アクティビティ・ワーカー」とは

特定非営利活動法人アクティビティ・サービス協議会より付与される協議会認定資格である。「アクティビティ・ワーカー」とは、基本的な日常生活を自立して行うことが難しい、心身機能の低下した高齢者や疾病・障害等で福祉サービスを利用している方々に対して、その人らしくいきいきと生活することができるように、一人一人のニーズに応じた援助関係を築き、環境を整え、日常生活の中で個と人の楽しみや喜び、生きがいを感じ、安心した生活が送れるようにサポートする資格である。

### 2. 資格を取得する方法、認定および登録

本学は、特定非営利活動法人アクティビティ・サービス協議会認定のアクティビティ・ワーカー養成課程認定校であり、協議会が定めるアクティビティ・ワーカー養成カリキュラムを実施する大学となっている。

アクティビティ・ワーカーの資格認定は、協議会が定めた所定の科目および単位（本学読み替え科目）を修得後、申請手続を経て卒業時に協議会よりアクティビティ・ワーカーの「登録証」が交付される。

資格登録料等 15,000 円（資格登録料：10,000 円、初年度年会費：5,000 円）

### 3. アクティビティ・ワーカー取得に必要な科目

#### 本学における開講科目

アクティビティ・サービス協議会指定科目	本学における開講科目（単位）	年次	開講期
アクティビティ・サービス論	アクティビティ・サービス論 (1)	1	前期
アクティビティ・サービス支援論			
アクティビティ・サービス支援技術論	自立に向けた介護Ⅰ (2)	1	前期
①環境整備に関すること	自立に向けた介護Ⅱ (2)	1	後期
②終末ケアに関すること	介護実習Ⅰ－Ⅰ (1)	1	集中
③計画論と演習			

# 田園調布学園大学 履修規程

## (目的及び定義)

**第1条** この規程は、田園調布学園大学学則（以下、「学則」という。）に基づき、本学の教育課程並びに学生の履修及び単位認定における諸手続に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

## (教育課程)

**第2条** 本学の教育課程は、総合教育科目、専門基礎科目、専門基幹科目、専門発展科目に区分し、各学科及び専攻における教育研究上の目的を達成するため、科目区分ごとに必要な授業科目を配置する。

2 前項に定めるもののほか、人間福祉学部心理福祉学科において、学則第25条別表第二によらず、教育職員免許法に定める教科及び教職に関する科目及び特別支援教育に関する科目として必要な授業科目を配置する。

## (授業科目の履修区分)

**第3条** 前条に定める授業科目は、その履修方法により、次のとおり区分する。

- (1) 必修科目 卒業までに必ず履修し、その単位を修得しなければならない科目
  - (2) 選択必修科目 指定する複数の授業科目の中から選択して履修し、卒業までに所定の単位数を修得しなければならない科目
  - (3) 選択科目 各科目区分の中から自由に授業科目を選択して履修し、卒業までに所定の単位数を修得しなければならない科目
- 2 前項第3号に定める授業科目の内、授業の方法及び内容並びにその性質により履修者数の定員を設け、あらかじめ人数を調整して履修者を決定する授業科目（以下、「人数調整選択科目」という。）を置くことがある。

## (各授業科目の授業期間)

**第4条** 各授業科目は、学則第22条及び第23条に基づき、当該科目の授業の方法及び単位数に応じて授業を行う期間を定め、次のように区分する。

- (1) 通年科目 1年間にわたって授業を行う科目
  - (2) 半期科目 前期又は後期の半年間で授業を行う科目
  - (3) 集中科目 授業の方法及び内容により、一定の期間に集中して授業を行う科目
- 2 前項にかかわらず、通常の授業の方法によらず、多様なメディアの利用又は科目担当者による教育指導の方法により、学年の適切な時期に授業を行うことがある。

## (別に定める時間の授業)

**第4条の2** 学則第23条第3号の別に定める時間の授業は、別表に掲げるものとする。

## (履修登録)

**第5条** 学生は、その学年で履修しようとする授業科目について、原則として毎学年始めの所定の期間に本学の全学ネットワークシステム『でんでんぱん』を用い、登録及びその確認を行うものとする。

- 2 前項にかかわらず、前条第1項第3号及び第2項による科目について、学期中の適切な時期に登録期間を設け、別途定める方法によって履修登録を行う授業科目がある。
- 3 履修登録は、必修科目等、大学が履修を指定する授業科目を除き、すべて自己の責任において行うものとし、正当な理由なく他人に代行させることはできない。
- 4 履修登録の手続において、本人の責に帰すべき不備や誤りがあった場合、当該授業科目の登録は無効とする。
- 5 所定の期間内に履修登録をしていない科目については、履修並びに定期試験の受験を認めない。
- 6 前2項に定めるもののほか、次の各号による科目及び第11条に規定する履修登録の上限単位数を超えて登録しようとする科目の履修は認めない。
  - (1) 自己の学年が履修を希望する科目の配当学年に達していない科目
  - (2) 同一時限に開設される複数の授業科目
  - (3) 同年度に開設される同一科目
  - (4) 単位修得済みの科目
- 7 納付金の納入が滞っている学生は、その状況により履修登録を認めない場合がある。
- 8 第1項のシステムの運営、管理に関することは、「田園調布学園大学 学内ネットワークシステム管理運営規程」において定める。

## (登録科目の変更)

**第6条** 学生は、次条に定める必修科目の再履修等、やむを得ない理由により既登録科目を変更しようとするときは、各学期始めの指定された期間内に限り、所定の手続をもって届け出ることができる。

**(必修科目の再履修)**

**第7条** 学生は、自己の学年に配当された必修科目の単位認定を受けることができなかったときは、原則として翌年次に当該科目を再履修しなければならない。

**(人数調整選択科目の登録手続)**

**第8条** 学生は、第3条第2項に定める人数調整選択科目の履修を希望するときは、当該科目の登録に際し、別途定める方法によりあらかじめその申込みを行うものとする。

2 人数調整選択科目の履修許可は、抽選又は先着順その他の方法によって決定する。

**(資格希望申請手続)**

**第9条** 各学科専攻において取得可能な資格のうち、当該資格の取得に係る授業科目の登録に際し、別途定める方法によりあらかじめその申請を行わなければならないものがある。

**(選択科目の閉講)**

**第10条** 第3条第1項第3号に定める選択科目について、授業科目の履修登録を行った学生が5名未満の場合、授業運営の都合により当該科目を閉講とすることがある。

**(履修登録の上限単位数)**

**第11条** 単位取得に必要な学修時間を確保するため、「履修キャップ制」と称し、学科専攻ごとに学生が一年間に履修登録できる総単位数に次のとおり上限を設ける。

社会福祉学科	社会福祉専攻	48 単位
社会福祉学科	介護福祉専攻	48 単位
心理福祉学科		48 単位
子ども未来学科		46 単位
心理学科		48 単位

2 前項にかかわらず、次の各号による単位は履修上限単位数に含めない。

- (1) 実習科目の単位
- (2) 学則第27条から第29条に定める単位
- (3) 卒業要件に算入されない単位
- (4) 第5条第2項に該当する科目の単位
- (5) 前4号に定めるもののほか、学生の事情を勘案し、履修の必要を認めた科目の単位

3 第16条に規定するGPAが3.2以上の学生は、第1項に定める上限単位数を緩和する。

4 前3項にかかわらず、本規定は編入学生には適用しない。

**(履修登録の異議申し立て)**

**第12条** 履修登録に対する異議申し立ては、その事情を具体的に示し、書面をもって本人が行うものとする。

**(試験)**

**第13条** 授業科目を履修した者に対して、学修到達度を測るため、学則第24条第1項に基づき試験を行う。

2 試験に関する事は、田園調布学園大学試験規程において定める。

**(成績評価)**

**第14条** 学則第24条第2項による成績評価の点数区分及び単位認定に係る合否の判定は、次のとおりとする。

成績評価	点数区分	合否判定
S	100～90点	合格(単位認定)
A	89～80点	合格(単位認定)
B	79～70点	合格(単位認定)
C	69～60点	合格(単位認定)
D	59点以下	不合格(単位不認定)

2 前項に定める「D」の評価に、定期試験未受験及びレポート未提出並びに授業出席不良等を含む。

**(単位認定科目)**

**第15条** 前条第1項にかかわらず、授業の性質等により、段階評価及び点数区分によらず、合否の判定を行う科目がある。

2 前項による科目は、「単位認定科目」と称し、合格の場合の成績評価の表示は「認」として単位を認定し、不合格の場合の表示は「否」として単位の認定は行わないものとする。



(GPA)

**第 16 条** 本学は、学生の学修状況に関する総合的な評価を示すため、履修科目の成績評価を点数化する GPA（グレード・ポイント・アベレージ）を採用する。

2 各評価のポイント及び GPA の算出方法は次のとおりとする。

① 各評価のポイント

成績評価	ポイント
S	4 点
A	3 点
B	2 点
C	1 点
D	0 点

② GPA の算出方法

履修科目の成績評価に対するポイントに当該科目の単位数を乗じてグレード・ポイントを算出し、その数値の合計を総履修単位数で除してグレード・ポイント・アベレージを算出する（小数点第 3 位以下四捨五入）。

3 GPA は、前期及び後期の各学期末に算出し、次条による成績通知の際に表示する。

4 GPA の算出に当たり、前条に規定する単位認定科目及び「卒業研究」並びに第 2 条第 2 項による卒業要件単位数に含まれない科目の単位は除外する。

5 GPA は、「専門演習」及び「ゼミナール」の配属並びに奨学金、優秀学生等の選抜その他学長が必要と認める場合において、その数値を参考とする。

6 当年度の GPA が 1.2 未満で、かつ、年次ごとの総修得単位数が 30 単位未満、当年度履修科目の授業出席率が平均 40% 未満の場合、当該学生に対し段階的に注意、指導を行い、なお学修状況の改善が見られない時は、退学等の勧告を行うことがある。

(成績通知の方法及び時期)

**第 17 条** 学生に対する成績評価の通知は、学期末ごとに第 5 条第 1 項のシステムにおいて行い、その時期は授業科目の区分により、次のとおりとする。

前期で終了する半期科目の成績 8 月下旬

後期で終了する半期科目及び通年科目の成績 2 月下旬

2 前項にかかわらず、授業の方法及び内容並びにその性質により、授業科目の一部について、別途学期の途中又は次の学期末に成績評価の通知を行うことがある。

3 納付金の納入が滞っている学生は、その状況により成績通知及び各種証明書の発行を行わない場合がある。

(成績評価に関する照会)

**第 18 条** 学生は、通知を受けた成績評価に対する疑義があるときは、各学期末の所定の期間内にその照会を行うことができる。ただし、照会の対象は、当該学期に通知を受けた授業科目に限るものとする。

(学外学修等による単位認定手続)

**第 19 条** 学生は、学則第 27 条から第 29 条に定める学外学修等による単位の認定を希望するときは、前期履修登録期間中その他大学が指定する期間において、本人自ら学修内容を証する書類を添付し、所定の様式をもって願出しなければならない。

(委任)

**第 20 条** この規程に定めるもののほか、各学科専攻における各種資格等の取得に係る科目の履修に関することは、別に定める。

2 この規程の施行に関して必要な事項は学長が定める。

附 則

この規程は、平成 28 年 3 月 28 日から施行し、平成 27 年 4 月 1 日に遡及して適用する。

附 則

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

ただし、改正後の第 2 条及び第 11 条は、施行日以前に在籍する学生及び平成 31 年度及び平成 32 年度に入学する編入学生には適用せず、なお従前の例による。

附 則

この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

ただし、改正後の第 11 条第 1 項は、施行日以前に在籍する学生には適用せず、なお従前の例による。

附 則

この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

## 田園調布学園大学 授業に関する規程

### (目的)

**第1条** この規程は、田園調布学園大学学則（以下、「学則」という。）及び田園調布学園大学履修規程（以下、「履修規程」という。）に基づき、本学の授業の実施に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

### (授業期間)

**第2条** 学則第21条による授業期間は、毎年度の学年暦で定めるところによる。

2 履修規程第4条に定める各授業科目の授業は、前項による学年暦の授業期間において、当該授業科目の授業計画に基づいて行うものとする。ただし、同条第1項第3号及び第2項による授業科目について、学則第7条に定める休業日において授業を行う場合がある。

### (授業時間)

**第3条** 本学の通常の授業時間は、次のとおりとする。

時限	授業時間
第1時限	9:00～10:30
第2時限	10:40～12:10
第3時限	13:00～14:30
第4時限	14:40～16:10
第5時限	16:20～17:50
第6時限	18:00～19:30

2 前項によるもののほか、履修規程第4条第1項第3号及び第2項による授業科目について、変則的に授業時間を編成して行う場合がある。

### (休講及び補講)

**第4条** 科目担当者のやむを得ない理由又は第6条に定めるところにより、授業が休講となった場合、原則として補講を実施する。

2 補講は、原則として学年暦に定める補講日のほか学期中の通常授業日に行う。

### (振替授業)

**第5条** 授業は、科目担当者及び学科長が相当と認めた場合、当該授業科目の学外での研修又は各学科専攻が主催する特別授業に振り替えることがある。

2 前項による授業の振替は、補講の授業に準用する。

### (緊急事態発生時における授業の取り扱い)

**第6条** 災害その他緊急事態の発生にともない、交通機関の運行に支障が生じている場合の授業の取り扱いは、次の各号に定めるところとする。

(1) 午前6時の時点で、NHK ニュースにより、小田急電鉄(新宿－本厚木)、東急電鉄(渋谷－中央林間)及び横浜市営地下鉄(横浜－あざみ野)のうち、2社以上の電車が、ストライキ、災害、異常気象等で全面的に運転を停止している場合、当日の授業の取り扱いは以下のとおりとする。ただし、バス等による振替輸送が実施されている場合は運行しているものとする。

① 午前9時までに復旧した場合

当日第1、第2時限の授業を臨時休講とし、第3時限より開講する。

② 午前9時を過ぎても運休している場合

当日の授業に関する情報は、大学ホームページ、全学ネットワークシステム『でんでんぱん』等を通じて学生に伝達する。

(2) 学生の居住地又はその周辺地域の交通機関の運休、遅延のために、やむを得ず授業に遅刻、欠席した場合は、駅で発行される遅延証明書をもって、すみやかにその旨を科目担当者に届け出るものとする。

2 前項第1号による授業の取り扱いは、交通機関の運行状況にかかわらず、学長が、気象予報その他の状況により学生の通学が困難と認めた場合に準用し、その際の授業に関する情報は、②の方法によって学生に伝達する。

### (出欠席確認)

**第7条** 各授業科目について、科目担当者の定める方法により、毎回の授業において履修学生の出欠席確認を行う。

### (欠席超過による措置)

**第8条** 各授業科目について、正当な理由がなく出席回数が当該授業科目の全授業回数の3分の2に満たない場合は、田園調

布学園大学試験規程第7条第1項第3号及び学則第24条第1項に定めるところにより、期末試験の受験を認めず、原則として当該授業科目の単位を与えない。

**(出席率の算出方法)**

**第9条** 前条による各授業科目における出席率の算出は、授業に出席した回数に第11条に定める公認欠席の回数を加え、その数を当該科目の全授業回数に除して得られた数字を採用するものとする。

**(授業出欠席に関する照会)**

**第10条** 学生は、第7条による出欠席確認の状況に対する疑義があるときは、授業の実施日から4週間以内に限り、当該授業科目の担当者にその照会を行うことができる。

**(公認欠席)**

**第11条** 学生は、次の各号のいずれかに該当する場合、所定の手続をもって公認欠席（以下、「公欠」という。）を願い出ることができる。ただし、人間福祉学部社会福祉学科介護福祉専攻及び子ども未来学科に在籍する学生には、公欠を適用しない。

- (1) 忌引
  - (2) 実習
  - (3) 進路活動
  - (4) 課外活動
  - (5) 感染症（出席停止による公欠）
  - (6) その他大学が特に必要と認めた場合
- 2 公欠が承認された場合、授業の欠席回数に算入しない。
- 3 公欠が認められる場合の日数及び手続は、別表のとおりとする。

**(委任)**

**第12条** この規程の施行に関して必要な事項は学長が定める。

**附 則**

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

**附 則**

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

別表（第11条第3項関係 公欠の日数及び手続）

公欠の種類	公欠が認められる日数	手 続	届出時必要書類等・[提出先]												
(1) 忌 引	忌引の扱いは3親等以内とし、忌引日数は下表のとおりとする。 <table border="1" data-bbox="331 280 651 452"> <thead> <tr> <th>亡くなった人</th> <th>忌引日数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>父 母</td> <td>7日</td> </tr> <tr> <td>配 偶 者</td> <td>7日</td> </tr> <tr> <td>兄弟・姉妹</td> <td>3日</td> </tr> <tr> <td>祖 父 母</td> <td>3日</td> </tr> <tr> <td>おじ・おば</td> <td>1日</td> </tr> </tbody> </table>	亡くなった人	忌引日数	父 母	7日	配 偶 者	7日	兄弟・姉妹	3日	祖 父 母	3日	おじ・おば	1日	「忌引届」及び「欠席届」に必要事項を記入し、死亡日より10日以内に教学支援課へ提出する。科目ごとの「欠席届」は承認印を得た後、各自が科目担当教員に提出する。	会葬礼状等（コピーも可とする） [教学支援課]
亡くなった人	忌引日数														
父 母	7日														
配 偶 者	7日														
兄弟・姉妹	3日														
祖 父 母	3日														
おじ・おば	1日														
(2) 実 習	実習期間及び実習施設との事前（事後）打ち合わせ日 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ソーシャルワーク実習（介護福祉専攻を除く）</li> <li>・精神保健福祉援助実習</li> <li>・教育実習（子ども未来学科を除く）</li> <li>・スクールソーシャルワーク実習</li> <li>・医療ソーシャルワーク実習</li> <li>・心理実習</li> <li>・社会教育実習</li> </ul>	実習に関する公欠は、原則として手続不要。ただし、事前打ち合わせ日等の場合に必要に応じて「公欠願」及び「欠席届」を提出する。科目ごとの「欠席届」は教学支援課の承認印を得た後に各自が各科目担当教員へ提出する。	必要に応じて適宜証明できる書類等 [教学支援課]												
(3) 進路活動	進路活動（就職活動、就職試験及び内定式、入学試験等）による公欠が認められる日数は、年間を通じて原則として3日間とする。	「公欠願」及び「欠席届」に必要事項を記入し学生生活・進路支援課に提出する。科目ごとの「欠席届」は、学生生活・進路支援課の承認印を得た後、各自が科目担当教員に提出する。	就職の場合は来社証明書、入学試験の場合は受験票の写し [学生生活・進路支援課]												
(4) 課外活動	公式試合の出場、公式研究会への参加など、大学が承認したものに限り認める。原則として科目ごとに3日間とする。	あらかじめ顧問の承認印を得た「公欠願」に必要事項を記入し、「欠席届」とともに学生生活・進路支援課に提出する（各部・各サークルの責任者が取りまとめて学生生活・進路支援課に提出すること）。科目ごとの「欠席届」は、学生生活・進路支援課の承認を得た後、各自が科目担当教員に提出する。	試合、大会等の主催者が配付した開催内容を示す印刷物等（コピーも可とする） [学生生活・進路支援課]												
(5) 感染症	学校保健安全法施行規則第18条第1項に規定する感染症にり患した場合のみ、公欠とする。なお、日数は学校保健安全法施行規則第19条に定める「出席停止の期間の基準」に定める期間とする。	学校保健安全法施行規則第18条第1項に規定する感染症にり患した（その疑いも含む）場合は、教学支援課へ電話連絡し、指示を受けること（ただし、インフルエンザにり患した場合は、教学支援課への連絡は不要とし、保健委員会へメール(hoken@dcu.ac.jp)でその旨を連絡するとともにアドバイザーへ報告すること）。なお、自己判断による登校は禁ずる。	病気にり患したことを証明する医師による診断書等（インフルエンザの場合は、薬局で受け取った薬袋、抗インフルエンザ薬（タミフル、リレンザ等）の説明書、薬手帳のコピー等で可） [教学支援課]												
(6) その他大学が特に必要と認めた場合	本人の申し出により、大学が特に必要と認めたものについては当該日（期間）を公欠として取り扱うことがある。	欠席事由を教学支援課に申し出、適宜指示を受けること。	必要に応じて適宜証明できる書類等 [関連部署]												

注：表中の手続は、あらかじめ予定が判明しているものについては事前に行う必要がある。又、欠席後に手続を行う場合は、忌引による公欠を除き、当該日以後1週間以内に完了するものとする。なお、公欠が承認された後は、科目担当者へ1週間以内に届け出ること。これを越えた場合、公欠は認められない。

# 田園調布学園大学 試験規程

## (趣旨)

**第1条** この規程は、田園調布学園大学学則第24条第1項に基づき実施する試験に関し必要な事項を定める。

## (種類)

**第2条** 試験の種類は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 期末試験 前期・後期の各期末の試験期間中に実施する試験をいう。
- (2) 追試験 期末試験を第9条各号に規定する理由で受験できなかった者に、当該科目について実施する試験をいう。
- (3) 再試験 4年生の前期・後期の各期末成績で不合格となった科目に対して実施する試験をいう。

## (再試験実施科目及び評価)

**第2条の2** 前条第3号に規定する再試験は、同号で定める科目について、科目担当者が再試験の必要を認めた場合において実施する。

2 前項の再試験を受験し合格した者の評価は「C」とする。

## (試験方法)

**第3条** 試験は、筆記、口述又は実技によるものとする。ただし、レポートをもってこれに替えることができる。

## (試験時間)

**第4条** 試験時間は、原則として90分間とする。

## (試験監督)

**第5条** 試験監督は、当該科目の担当教員が行う。ただし、必要に応じて補助者を加えることがある。

2 試験監督者は、試験場において試験を厳正かつ円滑に実施する権限とこれに伴う義務を有する。

## (試験の実施)

**第6条** 教務委員会は、試験の実施を統括する権限と義務を有する。

## (受験資格の取得)

**第7条** 受験資格は、次の各号を満たすことにより取得する。

- (1) 履修科目登録の手続完了
- (2) 学費等納入の手続完了
- (3) 2/3以上の出席完了
- (4) その他所定の手続完了及び科目担当者が受験を認めた場合

2 前項各号の規定にかかわらず、試験時において休学又は停学中の者は、受験資格を有しない。

## (受験資格の喪失)

**第8条** 次の各号の一に該当する者は、当該科目の受験資格を失う。

- (1) 学生証を携帯していない者
- (2) 試験開始後20分を超えて、遅刻した者
- (3) 試験監督者の指示に従わない者
- (4) 試験において不正行為を行った者

2 前項第1号に該当する者に対しては、当日のみ有効とする仮学生証による受験を認めることがある。

3 前項に定める仮学生証の交付を受けようとする者は、当該試験受験前に、総務・経理課窓口に出なければならぬ。

## (追・再試験受験手続)

**第9条** 第2条第2号による追試験の受験者は、所定の期日までに追試験受験願及び次の各号に定める期末試験欠席理由を証明する書類を提出し、受験許可を得なければならない。

- (1) 忌引き（3親等以内の親族）
- (2) 実習（ソーシャルワーク実習、介護実習、精神保健福祉援助実習、教育実習、特別支援教育実習、保育所実習、施設実習、心理実習、スクールソーシャルワーク実習、医療ソーシャルワーク実習、社会教育実習）
- (3) 進路活動（就職試験及び内定式、編入学試験）
- (4) 公共交通機関の事故等
- (5) 本人の病気又はケガ
- (6) その他大学がやむを得ない理由と認めた事項

2 第2条第3号による再試験の受験者は、所定の期日までに受験手数料を添えて再試験・再評価申込書を提出し、受験許可を得なければならない。

#### (受験者の義務)

**第10条** 受験者は、次の各号に定める事項を厳守しなければならない。

- (1) 試験場においては、試験監督者の指示に従うこと
- (2) 試験開始後20分以内の遅刻者は、試験監督者の入室許可を得ること
- (3) 学生証を机上に提示すること
- (4) 試験開始後30分以内は、退場しないこと
- (5) 試験場においては、認められたもの以外机上に置かず、机の中に入れてはいけないこと

#### (無効答案)

**第11条** 次の各号に該当する答案は、無効とする。

- (1) 第7条に定める受験資格を有していない者の答案
- (2) 第8条に定める受験資格を失った者の答案
- (3) 学籍番号及び氏名が記入されていない答案
- (4) 科目の担当教員、曜日又は時限を間違えて受験した者の答案
- (5) 定められた時間内に提出されなかった答案
- (6) 解答の有無に関らず試験場外に持ち出された答案

#### (不正行為)

**第12条** 試験における不正行為とは、次の各号の一に該当する場合をいう。

- (1) 代人が受験したとき（依頼した者・受験した者の両者）
- (2) 答案を交換したとき（交換した者・交換を受けた者の両者）
- (3) カンニングのために所持品（電子機器を含む）その他の物品へ事前に書き込みをして、それを使用したとき（未遂を含む）
- (4) 他人の答案を写したとき（見せた者・見た者の両者）
- (5) 言語・動作・電子機器等で連絡したとき（連絡した者・連絡を受けた者の両者）
- (6) 使用が許可されていない参考書・電子機器その他の物品を使用したとき
- (7) 他人の学生証で受験したとき（貸した者・借りた者の両者）
- (8) 偽名答案を提出したとき
- (9) 使用が許可された参考書等の試験場における貸借をしたとき（貸した者・借りた者の両者）
- (10) その他試験監督者が不正と認めるとき

#### (不正行為の確認)

**第13条** 試験監督者は、不正行為を発見した場合、その受験者の受験を直ちに中止させ、学生証・答案・証拠品等を取り上げ、当該受験者に同行して教学支援課に通報するものとする。

2 教務委員会は、試験監督者立ち会いのもとに、直ちに当該受験者の不正行為の事実確認を行う。

3 不正行為が確認された場合、教務委員会は、その受験者に不正行為事実の確認書を提出させ、速やかに学部長に報告するものとする。

#### (不正行為者の処分)

**第14条** 不正行為を行った者（以下「不正行為者」という）は、学則第47条第2項による訓告処分とし、併せて当該不正行為の内容及び本人の態度を勘案し次の各号のいずれかによる処分を行う。

- (1) 不正行為を行った科目を不合格（「D」評価）とする。
- (2) 当該試験期間におけるすべての試験について無効（0点）とする。

2 前項に定めるもののほか、学長が必要と認めるときは、不正行為者に対し次の各号又はいずれかによる付加処分を行う。

- (1) 大学が指定する奨学金受給資格の喪失
- (2) 前項による処分内容の学内掲示
- (3) 保証人への当該処分に関する文書通知

#### (試験終了後における処分)

**第14条の2** 不正行為が試験の受験後に発覚した場合においても、前条に定める処分を行うものとする。

2 前項及び前条に定めるもののほか、不正行為者の処分に関する事は、田園調布学園大学 学生の懲戒に関する規程の定める

ところによる。

(委任)

**第 15 条** この規程の施行に関して必要な事項は、学長が定める。

(規程の改廃)

**第 16 条** この規程の改廃は、教授会における審議を経て学長が決定する。

**附 則**

この規程は、平成 15 年 12 月 18 日から施行する。

**附 則**

この規程は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

**附 則**

この規程は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

**附 則**

この規程は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

**附 則**

この規程は、平成 22 年 5 月 27 日から施行する。

**附 則**

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

**附 則**

1 この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

2 本規程の施行に伴い、田園調布学園大学 試験における不正行為者処分規程を廃止する。

**附 則**

この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

# 田園調布学園大学 社会福祉士国家試験受験資格取得履修規程

## (目的)

**第1条** この規程は、社会福祉士及び介護福祉士法第7条第1号及び田園調布学園大学（以下「本学」という。）履修規程第20条第1項の規定に基づき、社会福祉士国家試験受験資格（以下「受験資格」という。）取得に必要な授業科目の履修方法等に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

## (受験資格の取得に係る授業科目の開設学科等)

**第2条** 田園調布学園大学学則（以下「学則」という。）第3条に規定する学部、学科及び専攻のうち、文部科学省令・厚生労働省令で定める社会福祉に関する科目（以下「指定科目」という。）に対応する授業科目を開設する学科、専攻は次のとおりとする。

人間福祉学部 社会福祉学科 社会福祉専攻

人間福祉学部 社会福祉学科 介護福祉専攻

人間福祉学部 心理福祉学科

## (社会福祉士国家試験受験資格取得要件)

**第3条** 受験資格を取得しようとする者は、学則第25条に規定する卒業認定の要件を満たし、かつ前条の学科、専攻ごとに別表に定める授業科目を履修し、所定の単位を取得しなければならない。

(1) 社会福祉学科社会福祉専攻における受験資格取得に必要な授業科目及びその履修方法・時間数は別表1のとおりとする。

(2) 社会福祉学科介護福祉専攻における受験資格取得に必要な授業科目及びその履修方法・時間数は別表2のとおりとする。

(3) 心理福祉学科における受験資格取得に必要な授業科目及びその履修方法・時間数は別表3のとおりとする。

2 前項によるもののほか、各学科、専攻における授業科目の履修に関することは別に定める。

## (編入学生の履修)

**第4条** 前条にかかわらず、学則第13条第1項により3年次に編入学した者については、当該学科、専攻の別表に掲げる授業科目のうち、学則第29条に基づき認定された授業科目の単位の修得を要しないものとする。

2 受験資格取得に係る編入学生の入学前の既修得単位の認定に関することは、別に定める。

## (委任)

**第5条** この規程の施行に関し、必要な事項は学長が定める。

## 附 則

1 この規程は、平成28年4月1日から施行し、平成26年度入学生から適用する。

2 この規程の適用前に在学する学生については、なお従前の例による。

## 附 則

1 この規程は、平成31年4月1日から施行する。

2 この規程前に在学する学生並びに平成31年度及び平成32年度に入学する編入生には適用せず、なお従前の例による。

## 附 則

1 この規程は、令和3年4月1日から施行する。

2 この規程の適用前に在学する学生並びに令和3年度及び令和4年度に入学する編入学生には適用せず、なお従前の例による。

## 附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行し、令和3年度入学生から適用する。ただし、令和3年度及び令和4年度に入学する編入学生には適用せず、なお従前の例による。

## 田園調布学園大学 社会福祉士国家試験受験資格取得履修規程 内規

田園調布学園大学 社会福祉士国家試験受験資格取得履修規程第3条第2項に基づき、社会福祉学科、心理福祉学科における授業科目の履修登録及び単位認定に関して、以下のとおり定める。

1 「ソーシャルワーク実習指導Ⅱ」は、原則として「ソーシャルワーク実習指導Ⅰ」の単位を修得した者について履修登録を認める。

2 「ソーシャルワーク実習」は、原則として「ソーシャルワーク実習指導Ⅰ」の単位を修得した者について履修登録を認める。



3. 科目の性質上、「ソーシャルワーク実習」（3年次配当）を修了しない限り、事後指導を含む「ソーシャルワーク実習指導Ⅱ」（3年次配当）の単位認定は原則として行わないこととする。

### 附 則

この内規は、平成 28 年 4 月 1 日から施行し、平成 28 年度入学生から適用する。

この内規は、平成 30 年 5 月 24 日から施行し、平成 28 年度入学生から適用する。

### 別表 1

#### 社会福祉士国家試験受験資格取得に係る授業科目

#### 人間福祉学部 社会福祉学科 社会福祉専攻（令和 3 年度以降入学者適用）

指定科目		左記に対応する開設授業科目					
科目名	時間数	科目名	授業形態	履修方法 単位数		時間数	配当 学年
				必修	選択		
医学概論	30	医学概論	講義	2		30	2
心理学と心理的支援	30	心理学	講義	2		30	1
社会学と社会システム	30	社会学	講義	2		30	2
社会福祉の原理と政策	60	社会福祉の原理と政策Ⅰ	講義	2		30	2
		社会福祉の原理と政策Ⅱ	講義	2		30	3
社会福祉調査の基礎	30	社会調査法	講義	2		30	3
ソーシャルワークの基盤と専門職	30	ソーシャルワークの基盤と専門職	講義	2		30	3
ソーシャルワークの基盤と専門職（専門）	30	ソーシャルワークの基盤と専門職（専門）	講義	2		30	3
ソーシャルワークの理論と方法	60	ソーシャルワークの理論と方法Ⅰ	講義	2		30	1
		ソーシャルワークの理論と方法Ⅱ	講義	2		30	1
ソーシャルワークの理論と方法（専門）	60	ソーシャルワークの理論と方法（専門）Ⅰ	講義	2		30	2
		ソーシャルワークの理論と方法（専門）Ⅱ	講義	2		30	3
地域福祉と包括的支援体制	60	地域福祉論Ⅰ	講義	2		30	2
		地域福祉論Ⅱ	講義	2		30	2
福祉サービスの組織と経営	30	福祉サービスの組織と経営	講義	2		30	3
社会保障	60	社会保障論Ⅰ	講義	2		30	2
		社会保障論Ⅱ	講義	2		30	2
高齢者福祉	30	高齢者福祉論	講義	2		30	1
障害者福祉	30	障害者福祉論	講義	2		30	1
児童・家庭福祉	30	児童・家庭福祉論	講義	2		30	1
貧困に対する支援	30	公的扶助論	講義	2		30	1
保健医療と福祉	30	保健医療と福祉	講義	2		30	3
権利擁護を支える法制度	30	権利擁護を支える法制度	講義	2		30	3
刑事司法と福祉	30	司法福祉論	講義	2		30	3
ソーシャルワーク演習	30	ソーシャルワーク演習	演習	1		30	2
ソーシャルワーク演習（専門）	120	ソーシャルワーク演習（専門）Ⅰ	演習	1		30	2
		ソーシャルワーク演習（専門）Ⅱ	演習	1		30	3
		ソーシャルワーク演習（専門）Ⅲ	演習	1		30	3
		ソーシャルワーク演習（専門）Ⅳ	演習	1		30	4
ソーシャルワーク実習指導	90	ソーシャルワーク実習指導Ⅰ	演習	1		30	2
		ソーシャルワーク実習指導Ⅱ	演習	2		60	3
ソーシャルワーク実習	240	ソーシャルワーク実習	実習	6		240	3

「指定科目」：社会福祉士及び介護福祉士法第 7 条第 1 号に規定する社会福祉に関する科目

別表 2

## 社会福祉士国家試験受験資格取得に係る授業科目

## 人間福祉学部 社会福祉学科 介護福祉専攻 (令和3年度以降入学者適用)

指定科目		左記に対応する開設授業科目					
科目名	時間数	科目名	授業形態	履修方法 単位数		時間数	配当 学年
				必修	選択		
医学概論	30	医学概論	講義	2		30	2
心理学と心理的支援	30	心理学	講義	2		30	1
社会学と社会システム	30	社会学	講義	2		30	2
社会福祉の原理と政策	60	社会福祉の原理と政策 I	講義	2		30	2
		社会福祉の原理と政策 II	講義	2		30	3
社会福祉調査の基礎	30	社会調査法	講義	2		30	3
ソーシャルワークの基盤と専門職	30	ソーシャルワークの基盤と専門職	講義	2		30	3
ソーシャルワークの基盤と専門職 (専門)	30	ソーシャルワークの基盤と専門職 (専門)	講義	2		30	3
ソーシャルワークの理論と方法	60	ソーシャルワークの理論と方法 I	講義	2		30	1
		ソーシャルワークの理論と方法 II	講義	2		30	1
ソーシャルワークの理論と方法 (専門)	60	ソーシャルワークの理論と方法 (専門) I	講義	2		30	2
		ソーシャルワークの理論と方法 (専門) II	講義	2		30	3
地域福祉と包括的支援体制	60	地域福祉論 I	講義	2		30	2
		地域福祉論 II	講義	2		30	2
福祉サービスの組織と経営	30	福祉サービスの組織と経営	講義	2		30	3
社会保障	60	社会保障論 I	講義	2		30	2
		社会保障論 II	講義	2		30	2
高齢者福祉	30	高齢者福祉論	講義	2		30	1
障害者福祉	30	障害者福祉論	講義	2		30	1
児童・家庭福祉	30	児童・家庭福祉論	講義	2		30	1
貧困に対する支援	30	公的扶助論	講義	2		30	1
保健医療と福祉	30	保健医療と福祉	講義	2		30	3
権利擁護を支える法制度	30	権利擁護を支える法制度	講義	2		30	3
刑事司法と福祉	30	司法福祉論	講義	2		30	3
ソーシャルワーク演習	30	ソーシャルワーク演習	演習	1		30	2
ソーシャルワーク演習 (専門)	120	ソーシャルワーク演習 (専門) I	演習	1		30	2
		ソーシャルワーク演習 (専門) II	演習	1		30	3
		ソーシャルワーク演習 (専門) III	演習	1		30	3
		ソーシャルワーク演習 (専門) IV	演習	1		30	4
ソーシャルワーク実習指導	90	ソーシャルワーク実習指導 I	演習	1		30	2
		ソーシャルワーク実習指導 II	演習	2		60	3
ソーシャルワーク実習	240	ソーシャルワーク実習	実習	6		240※	3

「指定科目」：社会福祉士及び介護福祉士法第7条第1号に規定する社会福祉に関する科目

※「ソーシャルワーク実習」(240時間)のうち60時間が、社会福祉士及び介護福祉士法第40条第2項第1号に規定する介護福祉士として必要な知識及び技能を修得するための教育内容の「介護実習」(本学の開講科目は「介護実習Ⅰ-1」「介護実習Ⅰ-2」「介護実習Ⅱ-1」「介護実習Ⅱ-2」)の履修により免除される。

別表 3

## 社会福祉士国家試験受験資格取得に係る授業科目

## 人間福祉学部 心理福祉学科 (令和3年度以降入学者適用)

指定科目		左記に対応する開設授業科目					
科目名	時間数	科目名	授業形態	履修方法 単位数		時間数	配当 学年
				必修	選択		
医学概論	30	医学概論	講義		2	30	2
心理学と心理的支援	30	心理学	講義	2		30	1
社会学と社会システム	30	社会学	講義		2	30	2
社会福祉の原理と政策	60	社会福祉の原理と政策 I	講義		2	30	2
		社会福祉の原理と政策 II	講義		2	30	3
社会福祉調査の基礎	30	社会調査法	講義	2		30	3
ソーシャルワークの基盤と専門職	30	ソーシャルワークの基盤と専門職	講義		2	30	3
ソーシャルワークの基盤と専門職 (専門)	30	ソーシャルワークの基盤と専門職 (専門)	講義		2	30	3
ソーシャルワークの理論と方法	60	ソーシャルワークの理論と方法 I	講義	2		30	1
		ソーシャルワークの理論と方法 II	講義	2		30	1
ソーシャルワークの理論と方法 (専門)	60	ソーシャルワークの理論と方法 (専門) I	講義		2	30	2
		ソーシャルワークの理論と方法 (専門) II	講義		2	30	3
地域福祉と包括的支援体制	60	地域福祉論 I	講義		2	30	2
		地域福祉論 II	講義		2	30	2
福祉サービスの組織と経営	30	福祉サービスの組織と経営	講義		2	30	3
社会保障	60	社会保障論 I	講義	2		30	2
		社会保障論 II	講義	2		30	2
高齢者福祉	30	高齢者福祉論	講義	2		30	1
障害者福祉	30	障害者福祉論	講義	2		30	1
児童・家庭福祉	30	児童・家庭福祉論	講義	2		30	1
貧困に対する支援	30	公的扶助論	講義		2	30	1
保健医療と福祉	30	保健医療と福祉	講義		2	30	3
権利擁護を支える法制度	30	権利擁護を支える法制度	講義		2	30	3
刑事司法と福祉	30	司法福祉論	講義		2	30	3
ソーシャルワーク演習	30	ソーシャルワーク演習	演習	1		30	2
ソーシャルワーク演習 (専門)	120	ソーシャルワーク演習 (専門) I	演習	1		30	2
		ソーシャルワーク演習 (専門) II	演習		1	30	3
		ソーシャルワーク演習 (専門) III	演習		1	30	3
		ソーシャルワーク演習 (専門) IV	演習		1	30	4
ソーシャルワーク実習指導	90	ソーシャルワーク実習指導 I	演習		1	30	2
		ソーシャルワーク実習指導 II	演習		2	60	3
ソーシャルワーク実習	240	ソーシャルワーク実習	実習		6	240	3

「指定科目」：社会福祉士及び介護福祉士法第7条第1号に規定する社会福祉に関する科目

# 田園調布学園大学 精神保健福祉士国家試験受験資格取得履修規程

## (目的)

**第1条** この規程は、精神保健福祉士法第7条第1号及び田園調布学園大学（以下「本学」という。）履修規程第20条第1項の規定に基づき、精神保健福祉士国家試験受験資格（以下「受験資格」という。）取得に必要な授業科目の履修方法等に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

## (受験資格の取得に係る授業科目の開設学科等)

**第2条** 田園調布学園大学学則（以下「学則」という。）第3条に規定する学部、学科及び専攻のうち、文部科学省令・厚生労働省令で定める精神障害者の保健及び福祉に関する科目（以下「指定科目」という。）に対応する授業科目を開設する学科、専攻は次のとおりとする。

人間福祉学部 社会福祉学科 社会福祉専攻

## (精神保健福祉士国家試験受験資格取得要件)

**第3条** 受験資格を取得しようとする者は、学則第25条に規定する卒業認定の要件を満たし、かつ前条の学科、専攻において別表に定める授業科目を必修・選択の別にかかわらずすべて履修し、単位を取得しなければならない。

2 前項によるもののほか、学科、専攻における授業科目の履修に関することは別に定める。

## (履修者の選抜及び許可)

**第4条** 受験資格取得希望者が厚生労働省届出の収容定員を超えた場合は、別に定める方法により指定科目の履修者を選抜し、学科会における審議結果に基づき学部長が履修を許可するものとする。

## (編入学生の履修)

**第5条** 第3条にかかわらず、学則第13条第1項により3年次に編入学した者については、当該学科、専攻の別表に掲げる授業科目のうち、学則第29条に基づき認定された授業科目の単位の修得を要しないものとする。

2 受験資格取得に係る編入学生の入学前の既修得単位の認定に関することは、別に定める。

## (委任)

**第6条** この規程の施行に関し、必要な事項は学長が定める。

## 附 則

1 この規程は、平成28年4月1日から施行し、平成26年度入学生から適用する。

2 この規程の適用前に在学する学生については、なお従前の例による。

## 附 則

1 この規程は、令和3年4月1日から施行する。

2 この規程の適用前に在学する学生並びに令和3年度及び令和4年度に入学する編入学生には適用せず、なお従前の例による。

## 田園調布学園大学 精神保健福祉士国家試験受験資格取得履修規程 内規

田園調布学園大学 精神保健福祉士国家試験受験資格取得履修規程第4条に基づき、指定科目の履修者選抜方法について、以下のとおり定める。

1. 精神保健福祉士国家試験受験資格の取得を希望する者は、2年次までに「精神医学」「精神保健福祉の原理Ⅰ」「精神保健福祉の原理Ⅱ」の3科目の単位を修得し、2年次後期の定められた期限までにアドバイザーに申し出ることとする。
2. 選抜方法は、「精神医学」「精神保健福祉の原理Ⅰ」「精神保健福祉の原理Ⅱ」の3科目に重きをおいたGPA（以下、m-GPAという。）および小論文とする。評価の比重は、m-GPA 50%、小論文 50%とし、合計点数に基づいて選抜を行う。
3. 社会福祉学科会における審議結果に基づき、学部長が履修を許可する。

## 附 則

この内規は、平成31年4月1日から施行し、平成31年度入学生から適用する。

## 附 則

1 この内規は、令和3年4月1日から施行する。

2 施行日の前日に在籍する学生並びに令和3年度及び令和4年度に入学する編入学生には適用せず、なお従前の例による。

別表

精神保健福祉士国家試験受験資格取得に係る授業科目

人間福祉学部 社会福祉学科 社会福祉専攻 (令和3年度以降入学者適用)

指定科目		左記に対応する開設授業科目					
科目名	時間数	科目名	授業形態	履修方法 単位数		時間数	配当 学年
				必修	選択		
医学概論	30	医学概論	講義	2		30	2
心理学と心理的支援	30	心理学	講義	2		30	1
社会学と社会システム	30	社会学	講義	2		30	2
社会福祉の原理と政策	60	社会福祉の原理と政策 I	講義	2		30	2
		社会福祉の原理と政策 II	講義	2		30	3
地域福祉と包括的支援体制	60	地域福祉論 I	講義	2		30	2
		地域福祉論 II	講義	2		30	2
社会保障	60	社会保障論 I	講義	2		30	2
		社会保障論 II	講義	2		30	2
障害者福祉	30	障害者福祉論	講義	2		30	1
権利擁護を支える法制度	30	権利擁護を支える法制度	講義	2		30	3
刑事司法と福祉	30	司法福祉論	講義	2		30	3
社会福祉調査の基礎	30	社会調査法	講義	2		30	3
精神医学と精神医療	60	精神医学	講義		4	60	2
現代の精神保健の課題と支援	60	精神保健学	講義		4	60	3
ソーシャルワークの基盤と専門職	30	ソーシャルワークの基盤と専門職	講義	2		30	3
精神保健福祉の原理	60	精神保健福祉の原理 I	講義		2	30	2
		精神保健福祉の原理 II	講義		2	30	2
ソーシャルワークの理論と方法	60	ソーシャルワークの理論と方法 I	講義	2		30	1
		ソーシャルワークの理論と方法 II	講義	2		30	1
ソーシャルワークの理論と方法 (専門)	60	精神保健福祉援助論 I	講義		2	30	3
		精神保健福祉援助論 II	講義		2	30	3
精神障害リハビリテーション論	30	精神障害リハビリテーション論	講義		2	30	3
精神保健福祉制度論	30	精神保健福祉制度論	講義		2	30	3
ソーシャルワーク演習	30					30※1	
ソーシャルワーク演習 (専門)	90	精神保健福祉援助演習 I	演習		2	60	3
		精神保健福祉援助演習 II	演習		1	30	4
ソーシャルワーク実習指導	90	精神保健福祉援助実習指導 I	演習		2	60	3
		精神保健福祉援助実習指導 II	演習		1	30	4
ソーシャルワーク実習	210	精神保健福祉援助実習 I	実習		2	120※2	3
		精神保健福祉援助実習 II	実習		2	90	3

〔指定科目〕：精神保健福祉士法第7条第1号に規定する精神障害者の保健及び福祉に関する科目

- ※1. 社会福祉士及び介護福祉士法第7条第1号に規定する社会福祉に関する科目の「ソーシャルワーク演習」を履修した者については、「ソーシャルワーク演習」の履修が免除される。
- ※2. 「精神保健福祉援助実習 I」(120時間)のうち30時間が、社会福祉士及び介護福祉士法第7条第1号に規定する社会福祉に関する科目の「ソーシャルワーク実習」の履修により免除される。

# 田園調布学園大学 人間福祉学部社会福祉学科 介護福祉士国家試験受験資格取得履修規程

## (目的)

**第1条** この規程は、田園調布学園大学履修規程第20条第1項の規定に基づき、「田園調布学園大学人間福祉学部社会福祉学科介護福祉専攻（以下「介護福祉専攻」という。）」における介護福祉士国家試験受験資格取得に係る事項について定める。

## (位置)

**第2条** 介護福祉専攻は、神奈川県川崎市麻生区東百合丘三丁目4番1号に置く。

## (学級数)

**第3条** 介護福祉専攻の学級数は、1学年1学級とする。

## (国家試験受験資格取得要件)

**第4条** 介護福祉専攻を修了し、介護福祉士国家試験受験資格を取得するには、田園調布学園大学学則（以下「学則」という。）第21条第2項に規定する授業科目を修得し、同第25条に規定する卒業要件を満たし、かつ、別表に掲げる科目をすべて修得しなければならない。

## (実習の実施時期)

**第5条** 介護福祉専攻における学外で実施する介護実習は、学則第7条に規定する休業日であっても、実施することがある。

## (転入学)

**第6条** 学則第14条の規定にかかわらず、介護福祉専攻には転入学を許可しない。

## (単位の授与)

**第7条** 学則第24条第1項の規定に定めるもののほか、「介護実習Ⅰ－1」「介護実習Ⅰ－2」「介護実習Ⅱ－1」「介護実習Ⅱ－2」の各科目については、出席すべき時間数の5分の1以上欠席した場合、単位を与えない。

## (介護実習関連科目の履修不許可)

**第8条** 介護実習関連科目（「介護実習Ⅰ－1」「介護実習Ⅰ－2」「介護実習Ⅱ－1」「介護実習Ⅱ－2」「介護総合演習Ⅰ」「介護総合演習Ⅱ」「介護総合演習Ⅲ」「介護総合演習Ⅳ」「介護事例研究」）については、本人の性行並びに学修状況その他の点から不適格と判断された場合、履修を認めないことがある。

## (他の養成施設等及び学校等における履修単位)

**第9条** 学則第27条、第28条及び第29条の規定により、他の介護福祉士養成施設等で修得した単位については、教育内容が本学における開講科目の教育内容と同等であると認められた場合、本学における授業科目の履修により修得したものとして認定することがある。

2 前項の規定にかかわらず、他の学校等（他の介護福祉士養成施設等を除く）で修得した単位については、別表の領域「介護」に区分する授業科目として認定しない。

## (科目等履修生及び聴講生等)

**第10条** 学則第40条、第42条及び第43条の規定にかかわらず、別表の領域「介護」に区分する授業科目のうち、演習及び実習の科目は、科目等履修生、単位互換履修生の履修及び社会人聴講生の聴講を許可しない。

## (委任)

**第11条** この規程の施行に関し、必要な事項は学長が定める。

## (改廃)

**第12条** この規程の改廃は、社会福祉学科における審議を経て、教授会の意見を聴いて学長が決定する。

## 附 則

この規程は、平成14年4月1日から施行する。

## 附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

## 附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

## 附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

## 附 則

1 この規程は、平成31年4月1日から施行する。

2 改正後の第4条に規定する別表は、施行日の前日に在籍する学生には適用せず、なお従前の例による。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、令和3年4月1日から施行する。

2 改正後の第4条に規定する別表は、施行日の前日に在籍する学生には適用せず、なお従前の例による。

別表 〈令和3年度以降入学者対象〉

領域	科目名称	授業形態	学年	単位数	時間数
人間と社会	倫理学	講義	1	2	30
	カウンセリング	講義	2	2	30
	チームマネジメント論	講義	3	2	30
	生活福祉論	講義	1	2	30
	社会保障論Ⅰ	講義	2	2	30
	社会保障論Ⅱ	講義	2	2	30
	高齢者福祉論	講義	1	2	30
	社会福祉の原理と政策Ⅰ	講義	2	2	30
	権利擁護を支える法制度	講義	3	2	30
	時間数計				270
介護	介護福祉論Ⅰ	講義	1	2	30
	介護福祉論Ⅱ	講義	1	2	30
	居住環境論	講義	1	2	30
	アクティビティ・サービス論	演習	1	1	30
	リハビリテーション論	講義	3	2	30
	ケアマネジメント論	講義	4	2	30
	コミュニケーション技術Ⅰ	講義	1	2	30
	コミュニケーション技術Ⅱ	演習	1	1	30
	自立に向けた介護Ⅰ	演習	1	2	60
	自立に向けた介護Ⅱ	演習	1	2	60
	障害に応じた介護Ⅰ	演習	2	1	30
	障害に応じた介護Ⅱ	演習	2	1	30
	自立に向けた生活環境	演習	2	2	60
	自立に向けた家事の介護	演習	3	2	60
	介護過程の基本	講義	1	2	30
	介護過程の展開Ⅰ	演習	1	1	30
	介護過程の展開Ⅱ	演習	2	1	30
	介護過程の展開Ⅲ	演習	2	1	30
	介護事例研究	演習	3	1	30
	介護総合演習Ⅰ	演習	1	1	30
	介護総合演習Ⅱ	演習	1	1	30
	介護総合演習Ⅲ	演習	2	1	30
	介護総合演習Ⅳ	演習	2	1	30
	介護実習Ⅰ-1	実習	1	1	48
	介護実習Ⅰ-2	実習	1	2	96
	介護実習Ⅱ-1	実習	2	3	144
介護実習Ⅱ-2	実習	2	4	184	
時間数計				1282	

領域	科目名称	授業形態	学年	単位数	時間数
こころとからだのしくみ	心理学	講義	1	2	30
	身体構造と機能Ⅰ	講義	1	2	30
	身体構造と機能Ⅱ	講義	1	2	30
	身体構造と機能Ⅲ	講義	2	2	30
	老年心理学	講義	3	2	30
	医学概論	講義	2	2	30
	精神保健	講義	2	2	30
	認知症ケア論	講義	2	2	30
	障害者福祉論	講義	1	2	30
	障害の理解	講義	2	2	30
	時間数計				300
	医療的ケア	医療的ケアⅠ	講義	2	4
医療的ケアⅡ		講義	3	2	30
時間数計				90	

# 田園調布学園大学 人間福祉学部心理福祉学科 教職課程履修規程（2022年度以降入学者）

## （目的）

**第1条** この規程は、田園調布学園大学学則（以下、「学則」という。）第21条第3項及び田園調布学園大学履修規程（以下、「履修規程」という。）第20条の規定に基づき、人間福祉学部心理福祉学科（以下、「本学科」という。）における教職課程の履修に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

## （取得できる免許状の種類）

**第2条** 本学科において取得することができる教育職員免許状の種類及び教科又は領域は、次のとおりとする。

免許状の種類	教科又は領域
中学校教諭一種免許状	社会
高等学校教諭一種免許状	公民
	福祉
特別支援学校教諭一種免許状	知的障害者・肢体不自由者

## （教育職員免許状授与の資格要件）

**第3条** 本学科に所属し、教育職員免許状授与の資格（以下、「所要資格」という。）を得ようとする者は、学則第25条に規定する卒業の要件を満たし、かつ、教育職員免許法（平成28年法律第87号）及び同法施行規則（平成29年文部科学省令第41号）の定めに従い、所定の単位を修得しなければならない。

2 前項に定めるもののほか、所要資格を得ようとする者は、教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目を履修し、所定の単位を修得しなければならない。

## （教職課程における授業科目）

**第4条** 前条に定める所要資格を得るために必要とする授業科目及び単位数並びに履修方法については、別表1及び別表2に定めるところによる。

## （介護等体験）

**第5条** 第2条に規定する中学校教諭一種免許状を取得しようとする者は、「小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律」（平成27年法律第46号）に定める介護等の体験を実施しなければならない。

2 本学科において社会福祉士国家試験受験資格を得るために実施した「ソーシャルワーク実習」もしくは特別支援教諭一種免許状を取得するために実施した「特別支援教育実習」の期間は、介護等の体験の期間に算入することができる。

## （履修登録）

**第6条** 教職課程の授業科目を履修するためには、毎学年始めの所定の期間内に本学の全学ネットワークシステム『でんでんぱん』により、履修規程第5条に規定する手続をもって必要な授業科目の履修登録を行わなければならない。

2 社会福祉士国家試験受験資格を除き、本学科における他の資格課程の履修を希望する者は、教職課程の履修を認めないことがある。

3 教職課程を履修しようとする者は、原則として1年次学年末の所定の期間内に『教職課程履修登録カード』の提出をもって届け出なければならない。

4 2年次までに教職課程を履修している者の内、教育実習の実施を予定するものは、2年次学年末の所定の期間内に教職課程担当教員の面談を受けた上、『教育実習Ⅰ・Ⅱ実習登録票』を提出しなければならない。

5 第1項により教職課程の授業科目の履修登録を行う際に、履修規程第11条第1項に規定する上限単位数を超える者について、学長は、当該学生の本学科における教職課程を含む学修状況を勘案の上、同条第2項第5号の規定により、教職課程の授業科目に係る登録単位数を上限単位数から除外するものとして認める場合がある。

## （履修要件を有する科目）

**第7条** 第4条別表1に定める「教育実習Ⅰ」、「教育実習Ⅱ」、「特別支援教育実習」及び「教職実践演習（中・高）」については、次のとおり履修要件を定める。

(1) 「教育実習Ⅰ」、「教育実習Ⅱ」及び「特別支援教育実習」については、その履修年次において「教育実習指導」及び「特別支援教育実習指導」を履修し、事前・事後の指導を受けなければならない。

(2) 「教職実践演習（中・高）」については、その履修年次もしくはそれ以前に「教育実習Ⅰ」、「教育実習Ⅱ」もしくは「特別支援教育実習」の単位を修得済み又は修得見込みでなければならない。



- 2 「教育実習Ⅰ」、「教育実習Ⅱ」及び「特別支援教育実習」については、本人の性行並びに本学科における学修状況その他の点から教育職員を志望する者として不適格と認められた場合、教育実習への参加を認めないことがある。

**(教職課程継続履修の不許可及び履修取消手続)**

**第8条** 第4条別表1に定める授業科目の内、1年次及び2年次に開設する必修科目その他教職課程における授業科目の単位修得状況その他の点から教育職員を志望する者として不適格と認められた場合、3年次以降における教職課程の継続履修を認めないことがある。

- 2 前項に該当する者及び教職課程の履修登録を取り消す場合は、速やかに『教職課程履修登録の取消申込書』を提出するものとする。ただし、当該申込書を提出する時期が履修規程第5条第1項に定める期間外にあっては、既登録科目の登録を取り消すことはできない。

**(教育職員免許状の申請手続)**

**第9条** 教育職員免許状は、この規程の定めるところにより所要資格を得た者が都道府県の教育委員会に申請することによって授与される。

- 2 本学科に正規学生として所属する者に係る教育職員免許状の申請は、本学事務局で取りまとめの上、神奈川県教育委員会へ一括して申請を行う。

**(委任)**

**第10条** この規程の施行に関し、必要な事項は学長が定める。

**(改廃)**

**第11条** この規程の改廃は、心理福祉学科会議及び教職課程委員会における審議を経て、教授会の意見を聴いて学長が決定する。

**附 則**

- 1 この規程は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 第3条に規定する教育職員免許法及び同法施行規則及び第4条に規定する別表1及び別表2は、施行日の前日に在籍する学生には適用せず、なお従前の例による。

**附 則**

- 1 この規程は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第4条に規定する別表1及び別表2は、施行日の前日に在籍する学生並びに令和3年度及び令和4年度に入学する編入学生には適用せず、なお従前の例による。

**附 則**

- 1 この規程は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第4条に規定する別表1及び別表2は、施行日の前日に在籍する学生並びに令和4年度及び令和5年度に入学する編入学生には適用せず、なお従前の例による。

別表1 (第4条関係)

1. 教科及び教科の指導法に関する科目

① 中学校教諭一種免許状 (社会)

施行規則に定める科目区分等		左記に対応する開設授業科目			備 考
科目区分	各科目に含めることが必要な事項	授業科目	単位数		
			必修	選択	
教科及び教科の指導法に関する科目	日本史・外国史	日本史	2		
		世界史	2		
	地理学 (地誌を含む。)	地理学	2		
		「法学、政治学」	法学	2	
	政治学		2		
	国際関係論			2	
	「社会学、経済学」	社会学	2		
		家族社会学	2		
		経済学	2		
		社会調査法	2		
		社会保障論Ⅰ	2		
		社会保障論Ⅱ	2		
		国際福祉論		2	
		共生社会論	2		
	「哲学、倫理学、宗教学」	現代社会と人間関係		2	
		宗教学	2		
		倫理学	2		
	各教科の指導法 (情報通信技術の活用を含む。)	伝統宗教と日本社会		2	
社会科教育法		2			
社会科指導法		2			
公民科教育法		2			
教員免許状取得のための最低修得単位数 28 単位		教員免許状取得のための必修科目 36 単位 教員免許状取得のための選択科目 8 単位			

② 高等学校教諭一種免許状 (公民)

施行規則に定める科目区分等		左記に対応する開設授業科目			備 考
科目区分	各科目に含めることが必要な事項	授業科目	単位数		
			必修	選択	
教科及び教科の指導法に関する科目	「法学 (国際法を含む。)、 政治学 (国際政治を含む。)」	法学	2		
		政治学	2		
		民族と国家	2		
		国際関係論		2	
		主権者教育総論		2	
	「社会学、経済学 (国際経済を含む。)」	社会学	2		
		家族社会学	2		
		経済学	2		
		社会調査法	2		
		社会保障論Ⅰ	2		
		社会保障論Ⅱ	2		
		国際福祉論		2	
		共生社会論	2		
	「哲学、倫理学、宗教学、心理学」	現代社会と人間関係		2	
		宗教学	2		
		倫理学	2		
		心理学	2		
	各教科の指導法 (情報通信技術の活用を含む。)	伝統宗教と日本社会		2	
公民科教育法		2			
教員免許状取得のための最低修得単位数 24 単位		教員免許状取得のための必修科目 30 単位 教員免許状取得のための選択科目 10 単位			

③ 高等学校教諭一種免許状（福祉）

施行規則に定める科目区分等		左記に対応する開設授業科目			備 考
科目区分	各科目に含めることが必要な事項	授業科目	単位数		
			必修	選択	
教科及び教科の指導法に関する科目	社会福祉学（職業指導を含む。）	社会福祉の原理と政策Ⅰ	2		
		社会福祉の原理と政策Ⅱ	2		
		公的扶助論	2		
		地域福祉論Ⅰ		2	
		地域福祉論Ⅱ		2	
	高齢者福祉・児童福祉・障害者福祉	高齢者福祉論	2		
		高齢者福祉論詳説	2		
		児童・家庭福祉論	2		
		児童・家庭福祉論詳説		2	
		障害者福祉論	2		
	社会福祉援助技術	障害者福祉論詳説		2	
		ソーシャルワークの理論と方法Ⅰ	2		
		ソーシャルワークの理論と方法Ⅱ	2		
		ソーシャルワークの理論と方法（専門）Ⅰ		2	
		ソーシャルワーク演習	1		
		ソーシャルワーク演習（専門）Ⅰ	1		
	介護理論・介護技術	ソーシャルワーク演習（専門）Ⅱ	1		
		介護技術	1		
	社会福祉総合実習 （社会福祉援助実習及び社会福祉施設等における介護実習を含む。）	介護福祉論	1		
		ソーシャルワーク実習指導Ⅰ	1		
ソーシャルワーク実習指導Ⅱ		2			
人体構造に関する理解・日常生活行動に関する理解	ソーシャルワーク実習	6			
	人体の機能と日常生活	2			
加齢に関する理解・障害に関する理解	加齢・障害の理解	2			
	各教科の指導法 （情報通信技術の活用を含む。）	福祉科教育法	2		
各教科の指導法 （情報通信技術の活用を含む。）		福祉科指導法	2		
	教員免許状取得のための最低修得単位数 24 単位		教員免許状取得のための必修科目 40 単位 教員免許状取得のための選択科目 10 単位		

2. 教育の基礎的理解に関する科目等

中学校教諭一種免許状（社会）、高等学校教諭一種免許状（公民、福祉）

施行規則に定める科目区分等			左記に対応する開設授業科目			備 考
科目	各科目に含めることが必要な事項	単位数	授業科目	単位数		
				必修	選択	
教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	10	教育原理	2		
	教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応含む。）		教職概論	2		
	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）		学校経営論	2		
	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程		教育心理学	2		
	特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解		特別支援教育概論	1		
	教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）		教育課程論	2		
道徳、総合的な学習の指導、教育相談等に関する科目	道徳の理論及び指導法	中 10 高 8	道徳の理論及び指導法		2	中免は必修  情報通信技術を活用した教育の理論及び方法を含む
	総合的な学習の時間の指導法		総合的な学習の時間の指導法	1		
	特別活動の指導法		特別活動の指導法	1		
	教育の方法及び技術		教育の方法及び技術（情報通信技術の活用含む）	2		
	情報通信技術を活用した教育の理論及び方法		生徒指導論	2		
	生徒指導の理論及び方法		教育相談	2		
	教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法		進路指導論	1		
進路指導及びキャリア教育の理論及び方法						
教育実践に関する科目	教育実習	中 5 高 3	教育実習指導	1		事前事後指導を含む  中免は必修
			教育実習Ⅰ	2		
			教育実習Ⅱ		2	
	教職実践演習	2	教職実践演習（中・高）	2		
教員免許状取得のための最低修得単位数 中 27 単位、高 23 単位			教員免許状取得のための必修科目 中 29 単位 高 25 単位 教員免許状取得のための選択科目 中 0 単位 高 4 単位			

### 3. 大学が独自に設定する科目

#### ① 中学校教諭一種免許状（社会）

施行規則に定める科目区分等	左記に対応する開設授業科目		備考
	科目区分	授業科目	
必修			選択
大学が独自に設定する科目	福祉マインド実践講座	2	
教員免許状取得のための最低修得単位数 4 単位	教員免許状取得のための必修科目 2 単位 教員免許状取得のための選択科目 0 単位		

#### ② 高等学校教諭一種免許状（公民）

施行規則に定める科目区分等	左記に対応する開設授業科目		備考
	科目区分	授業科目	
必修			選択
大学が独自に設定する科目	福祉マインド実践講座	2	
教員免許状取得のための最低修得単位数 12 単位	教員免許状取得のための必修科目 2 単位 教員免許状取得のための選択科目 0 単位		

#### ③ 高等学校教諭一種免許状（福祉）

施行規則に定める科目区分等	左記に対応する開設授業科目		備考
	科目区分	授業科目	
必修			選択
大学が独自に設定する科目	福祉マインド実践講座	2	
教員免許状取得のための最低修得単位数 12 単位	教員免許状取得のための必修科目 2 単位 教員免許状取得のための選択科目 0 単位		

4. 特別支援教育に関する科目

特別支援学校教諭一種免許状（知的障害者・肢体不自由者）

施行規則に定める科目区分等		単位数	左記に対応する開設授業科目			備考
			授業科目	単位数		
				必修	選択	
特別支援教育の基礎理論に関する科目		2	障害児教育論	2		
特別支援教育領域に関する科目	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目	16	知的障害者の心理	2		
			知的障害者の生理・病理	2		
			肢体不自由者の心理	2		
			肢体不自由者の生理・病理	2		
	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目		知的障害児教育Ⅰ	2		
			知的障害児教育Ⅱ	2		
			肢体不自由児教育Ⅰ	2		
・心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目 ・心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目						
免許状に定められることとなる特別支援教育領域以外の領域に関する科目	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目	5	障害児の心理・生理・病理	2		
	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目		病弱教育論	1		
			視覚障害者指導法	1		
			聴覚障害者指導法	1		
	・心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目		LD・ADHD児等教育総論	1		言語・情緒・LD・ADHD
・心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目	重複障害者教育指導法	1		重複・言語		
心身に障害のある幼児、児童又は生徒についての教育実習	3	特別支援教育実習指導	1		事前事後指導含む	
		特別支援教育実習	2			
教員の免許状取得のための最低修得単位数 26 単位			教員の免許状取得のための必修科目 28 単位			

別表 2（第 4 条関係）

教育職員免許法施行規則第 66 条の 6 に定める科目

- ① 中学校教諭一種免許状（社会）
- ② 高等学校教諭一種免許状（公民）
- ③ 高等学校教諭一種免許状（福祉）

施行規則に定める科目区分等		単位数	左記に対応する開設授業科目			備考	
			科目区分	授業科目	単位数		
					必修		選択
日本国憲法	2	日本国憲法	2				
体育	2	スポーツⅠ（球技）		1	6科目より2単位選択必修		
		スポーツⅡ（スポーツ・コミュニケーション）		1			
		アドベンチャー・スポーツ		1			
		スキー・スポーツ		1			
		スノーボード・スポーツ		1			
		福祉とスポーツ		2			
外国語コミュニケーション	2	英語コミュニケーション		2	2科目より1科目選択必修		
		実用英語		2			
数理、データ活用及び人工知能に関する科目又は情報機器の操作	2	コンピュータ・リテラシー	2				

# 田園調布学園大学 人間福祉学部心理福祉学科 教職課程履修規程（2021年度以前入学者）

## （目的）

**第1条** この規程は、田園調布学園大学学則（以下、「学則」という。）第21条第3項及び田園調布学園大学履修規程（以下、「履修規程」という。）第20条の規定に基づき、人間福祉学部心理福祉学科（以下、「本学科」という。）における教職課程の履修に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

## （取得できる免許状の種類）

**第2条** 本学科において取得することができる教育職員免許状の種類及び教科又は領域は、次のとおりとする。

免許状の種類	教科又は領域
中学校教諭一種免許状	社会
高等学校教諭一種免許状	公民
	福祉
特別支援学校教諭一種免許状	知的障害者・肢体不自由者

## （教育職員免許状授与の資格要件）

**第3条** 本学科に所属し、教育職員免許状授与の資格（以下、「所要資格」という。）を得ようとする者は、学則第25条に規定する卒業の要件を満たし、かつ、教育職員免許法（平成28年法律第87号）及び同法施行規則（平成29年文部科学省令第41号）の定めに従い、所定の単位を修得しなければならない。

2 前項に定めるもののほか、所要資格を得ようとする者は、教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目を履修し、所定の単位を修得しなければならない。

## （教職課程における授業科目）

**第4条** 前条に定める所要資格を得るために必要とする授業科目及び単位数並びに履修方法については、別表1及び別表2に定めるところによる。

## （介護等体験）

**第5条** 第2条に規定する中学校教諭一種免許状を取得しようとする者は、「小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律」（平成27年法律第46号）に定める介護等の体験を実施しなければならない。

2 本学科において社会福祉士国家試験受験資格を得るために実施した「ソーシャルワーク実習」もしくは特別支援教諭一種免許状を取得するために実施した「特別支援教育実習」の期間は、介護等の体験の期間に算入することができる。

## （履修登録）

**第6条** 教職課程の授業科目を履修するためには、毎学年始めの所定の期間内に本学の全学ネットワークシステム『でんでんぱん』により、履修規程第5条に規定する手続をもって必要な授業科目の履修登録を行わなければならない。

2 社会福祉士国家試験受験資格を除き、本学科における他の資格課程の履修を希望する者は、教職課程の履修を認めないことがある。

3 教職課程を履修しようとする者は、原則として1年次学年末の所定の期間内に『教職課程履修登録カード』の提出をもって届け出なければならない。

4 2年次までに教職課程を履修している者の内、教育実習の実施を予定するものは、2年次学年末の所定の期間内に教職課程担当教員の面談を受けた上、『教育実習Ⅰ・Ⅱ実習登録票』を提出しなければならない。

5 第1項により教職課程の授業科目の履修登録を行う際に、履修規程第11条第1項に規定する上限単位数を超える者について、学長は、当該学生の本学科における教職課程を含む学修状況を勘案の上、同条第2項第5号の規定により、教職課程の授業科目に係る登録単位数を上限単位数から除外するものとして認める場合がある。

## （履修要件を有する科目）

**第7条** 第4条別表1に定める「教育実習Ⅰ」、「教育実習Ⅱ」、「特別支援教育実習」及び「教職実践演習（中・高）」については、次のとおり履修要件を定める。

(1) 「教育実習Ⅰ」、「教育実習Ⅱ」及び「特別支援教育実習」については、その履修年次において「教育実習指導」及び「特別支援教育実習指導」を履修し、事前・事後の指導を受けなければならない。

(2) 「教職実践演習（中・高）」については、その履修年次もしくはそれ以前に「教育実習Ⅰ」、「教育実習Ⅱ」もしくは「特別支援教育実習」の単位を修得済み又は修得見込みでなければならない。

- 2 「教育実習Ⅰ」、「教育実習Ⅱ」及び「特別支援教育実習」については、本人の性行並びに本学科における学修状況その他の点から教育職員を志望する者として不適格と認められた場合、教育実習への参加を認めないことがある。

**(教職課程継続履修の不許可及び履修取消手続)**

**第8条** 第4条別表1に定める授業科目の内、1年次及び2年次に開設する必修科目その他教職課程における授業科目の単位修得状況その他の点から教育職員を志望する者として不適格と認められた場合、3年次以降における教職課程の継続履修を認めないことがある。

- 2 前項に該当する者及び教職課程の履修登録を取り消す場合は、速やかに『教職課程履修登録の取消申込書』を提出するものとする。ただし、当該申込書を提出する時期が履修規程第5条第1項に定める期間外にあっては、既登録科目の登録を取り消すことはできない。

**(教育職員免許状の申請手続)**

**第9条** 教育職員免許状は、この規程の定めるところにより所要資格を得た者が都道府県の教育委員会に申請することによって授与される。

- 2 本学科に正規学生として所属する者に係る教育職員免許状の申請は、本学事務局で取りまとめの上、神奈川県教育委員会へ一括して申請を行う。

**(委任)**

**第10条** この規程の施行に関し、必要な事項は学長が定める。

**(改廃)**

**第11条** この規程の改廃は、心理福祉学科会議及び教職課程委員会における審議を経て、教授会の意見を聴いて学長が決定する。

**附 則**

- 1 この規程は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 第3条に規定する教育職員免許法及び同法施行規則及び第4条に規定する別表1及び別表2は、施行日の前日に在籍する学生には適用せず、なお従前の例による。

**附 則**

- 1 この規程は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第4条に規定する別表1及び別表2は、施行日の前日に在籍する学生並びに令和3年度及び令和4年度に入学する編入学生には適用せず、なお従前の例による。



別表1 (第4条関係)

1. 教科及び教科の指導法に関する科目

① 中学校教諭一種免許状 (社会)

施行規則に定める科目区分等		左記に対応する開設授業科目			備 考
科目区分	各科目に含めることが必要な事項	授業科目	単位数		
			必修	選択	
教科及び教科の指導法に関する科目	日本史・外国史	日本史	2		
		世界史	2		
	地理学 (地誌を含む。)	地理学	2		
		「法学、政治学」	法学	2	
	政治学		2		
	国際関係論			2	
	「社会学、経済学」	社会学	2		
		家族社会学	2		
		経済学	2		
		社会調査法	2		
		社会保障論Ⅰ	2		
		社会保障論Ⅱ	2		
		国際福祉論		2	
		共生社会論	2		
	「哲学、倫理学、宗教学」	現代社会と人間関係		2	
		宗教学	2		
		倫理学	2		
各教科の指導法 (情報機器及び教材の活用を含む。)	伝統宗教と日本社会		2		
	社会科教育法	2			
	社会科指導法	2			
	公民科教育法	2			
教員免許状取得のための最低修得単位数 28 単位		教員免許状取得のための必修科目 36 単位 教員免許状取得のための選択科目 8 単位			

② 高等学校教諭一種免許状 (公民)

施行規則に定める科目区分等		左記に対応する開設授業科目			備 考
科目区分	各科目に含めることが必要な事項	授業科目	単位数		
			必修	選択	
教科及び教科の指導法に関する科目	「法学 (国際法を含む。)、 政治学 (国際政治を含む。)」	法学	2		
		政治学	2		
		民族と国家	2		
		国際関係論		2	
		主権者教育総論		2	
	「社会学、経済学 (国際経済を含む。)」	社会学	2		
		家族社会学	2		
		経済学	2		
		社会調査法	2		
		社会保障論Ⅰ	2		
		社会保障論Ⅱ	2		
		国際福祉論		2	
		共生社会論	2		
	「哲学、倫理学、宗教学、心理学」	現代社会と人間関係		2	
		宗教学	2		
		倫理学	2		
		心理学	2		
各教科の指導法 (情報機器及び教材の活用を含む。)	伝統宗教と日本社会		2		
	公民科教育法	2			
教員免許状取得のための最低修得単位数 24 単位		公民科指導法			
教員免許状取得のための最低修得単位数 24 単位		公民科指導法			教員免許状取得のための必修科目 30 単位 教員免許状取得のための選択科目 10 単位

③ 高等学校教諭一種免許状（福祉）

施行規則に定める科目区分等		左記に対応する開設授業科目			備 考
科目区分	各科目に含めることが必要な事項	授業科目	単位数		
			必修	選択	
教科及び教科の指導法に関する科目	社会福祉学（職業指導を含む。）	社会福祉の原理と政策Ⅰ	2		
		社会福祉の原理と政策Ⅱ	2		
		公的扶助論	2		
		地域福祉論Ⅰ		2	
		地域福祉論Ⅱ		2	
	高齢者福祉・児童福祉・障害者福祉	高齢者福祉論	2		
		高齢者福祉論詳説	2		
		児童・家庭福祉論	2		
		児童・家庭福祉論詳説		2	
		障害者福祉論	2		
	社会福祉援助技術	障害者福祉論詳説		2	
		ソーシャルワークの理論と方法Ⅰ	2		
		ソーシャルワークの理論と方法Ⅱ	2		
		ソーシャルワークの理論と方法（専門）Ⅰ		2	
		ソーシャルワーク演習	1		
		ソーシャルワーク演習（専門）Ⅰ	1		
	介護理論・介護技術	ソーシャルワーク演習（専門）Ⅱ	1		
		介護技術	1		
	社会福祉総合実習 （社会福祉援助実習及び社会福祉施設等における介護実習を含む。）	介護福祉論	1		
		ソーシャルワーク実習指導Ⅰ	1		
ソーシャルワーク実習指導Ⅱ		2			
人体構造に関する理解・日常生活行動に関する理解	ソーシャルワーク実習	6			
	人体の機能と日常生活	2			
加齢に関する理解・障害に関する理解	加齢・障害の理解	2			
	各教科の指導法 （情報機器及び教材の活用を含む。）	福祉科教育法	2		
教員免許状取得のための最低修得単位数 24 単位		福祉科指導法	2		
			教員免許状取得のための必修科目 40 単位		
		教員免許状取得のための選択科目 10 単位			

2. 教育の基礎的理解に関する科目等

中学校教諭一種免許状（社会）、高等学校教諭一種免許状（公民、福祉）

施行規則に定める科目区分等			左記に対応する開設授業科目			備 考
科目	各科目に含めることが必要な事項	単位数	授業科目	単位数		
				必修	選択	
教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	10	教育原理	2		
	教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応含む。）		教職概論	2		
	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）		学校経営論	2		
	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程		教育心理学	2		
	特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解		特別支援教育概論	1		
	教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）		教育課程論	2		
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	道徳の理論及び指導法	中 10 高 8	道徳の理論及び指導法		2	中免は必修
	総合的な学習の時間の指導法		総合的な学習の時間の指導法	1		
	特別活動の指導法		特別活動の指導法	1		
	教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）		教育方法と技術	2		
	生徒指導の理論及び方法		生徒指導論	2		
	教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法		教育相談	2		
進路指導及びキャリア教育の理論及び方法	進路指導論	1				
教育実践に関する科目	教育実習	中 5 高 3	教育実習指導	1		事前事後指導を含む
			教育実習Ⅰ	2		
			教育実習Ⅱ		2	
	教職実践演習	2	教職実践演習（中・高）	2		中免は必修
教員免許状取得のための最低修得単位数 中 27 単位、高 23 単位			教員免許状取得のための必修科目 中 29 単位 高 25 単位 教員免許状取得のための選択科目 中 0 単位 高 4 単位			

### 3. 大学が独自に設定する科目

#### ① 中学校教諭一種免許状（社会）

施行規則に定める科目区分等	左記に対応する開設授業科目		備考
	科目区分	授業科目	
必修			選択
大学が独自に設定する科目	福祉マインド実践講座	2	
教員免許状取得のための最低修得単位数 4 単位	教員免許状取得のための必修科目 2 単位 教員免許状取得のための選択科目 0 単位		

#### ② 高等学校教諭一種免許状（公民）

施行規則に定める科目区分等	左記に対応する開設授業科目		備考
	科目区分	授業科目	
必修			選択
大学が独自に設定する科目	福祉マインド実践講座	2	
教員免許状取得のための最低修得単位数 12 単位	教員免許状取得のための必修科目 2 単位 教員免許状取得のための選択科目 0 単位		

#### ③ 高等学校教諭一種免許状（福祉）

施行規則に定める科目区分等	左記に対応する開設授業科目		備考
	科目区分	授業科目	
必修			選択
大学が独自に設定する科目	福祉マインド実践講座	2	
教員免許状取得のための最低修得単位数 12 単位	教員免許状取得のための必修科目 2 単位 教員免許状取得のための選択科目 0 単位		

4. 特別支援教育に関する科目

特別支援学校教諭一種免許状（知的障害者・肢体不自由者）

施行規則に定める科目区分等		単位数	左記に対応する開設授業科目			備考
			授業科目	単位数		
				必修	選択	
特別支援教育の基礎理論に関する科目		2	障害児教育論	2		
特別支援教育領域に関する科目	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目	16	知的障害者の心理	2		
			知的障害者の生理・病理	2		
			肢体不自由者の心理	2		
			肢体不自由者の生理・病理	2		
	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目		知的障害児教育Ⅰ	2		
			知的障害児教育Ⅱ	2		
			肢体不自由児教育Ⅰ	2		
・心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目 ・心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目	/	/	/	/	/	
						/
免許状に定められることとなる特別支援教育領域以外の領域に関する科目	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目	5	障害児の心理・生理・病理	2		
			病弱教育論	1		
			視覚障害者指導法	1		
			聴覚障害者指導法	1		
			LD・ADHD児等教育総論	1		言語・情緒・LD・ADHD
・心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目 ・心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目	/	/	重複障害者教育指導法	1		重複・言語
心身に障害のある幼児、児童又は生徒についての教育実習	3	特別支援教育実習指導	1		事前事後指導含む	
		特別支援教育実習	2			
教員の免許状取得のための最低修得単位数 26 単位		教員の免許状取得のための必修科目 28 単位				

別表 2（第 4 条関係）

教育職員免許法施行規則第 66 条の 6 に定める科目

- ① 中学校教諭一種免許状（社会）
- ② 高等学校教諭一種免許状（公民）
- ③ 高等学校教諭一種免許状（福祉）

施行規則に定める科目区分等		単位数	左記に対応する開設授業科目			備考	
			科目区分	授業科目	単位数		
					必修		選択
日本国憲法		2	日本国憲法	2			
体育	2	スポーツⅠ（球技）		1	6 科目より 2 単位選択必修		
		スポーツⅡ（スポーツ・コミュニケーション）		1			
		アドベンチャー・スポーツ		1			
		スキー・スポーツ		1			
		スノーボード・スポーツ		1			
		福祉とスポーツ		2			
外国語コミュニケーション	2	英語コミュニケーション		2	2 科目より 1 科目選択必修		
		実用英語		2			
情報機器の操作		2	コンピュータ・リテラシー	2			

# 田園調布学園大学「卒業研究（卒業論文）」倫理指針

## 1. 指針の目的

卒業研究（卒業論文）における知的誠実さを涵養し、卒業研究（卒業論文）の倫理的なあり方を示すために、本指針をおく。

## 2. 指針の内容

### (1) 引用について

論文作成にあたっては自説と他説とを峻別することが重要である。これを怠ると、最も重大な倫理違反の一つである盗作もしくは剽窃<sup>ひょうせつ</sup>となることを強く自覚しなければならない。そこで、先行研究の引用は厳格に行い、原著者名・文献・出版社・出版年・引用箇所を明示すること。

### (2) 事例研究について

事例および諸実践等の既存データを論文に利用する場合は、対象者（当事者）を特定できないように匿名化して使用しなければならない。その際、事例を加工した場合は、その旨を記述しなければならない。また、論文作成者自身が事例調査を実施した場合は、原則として、前もって事例調査結果の使用について、対象者に承諾を得なければならない。

### (3) 調査研究について

必要がある場合には、調査対象者・地域・団体等の匿名性が守られなければならない。また、調査票（質問紙）の文言は、対象者の名誉やプライバシー等の人権を侵害するものであってはならない。

調査研究の過程は、詳細に示されなければならない。もし他者が作成・使用した調査票（質問紙）の全部または一部を利用する場合には、その旨を論文中に明示しなければならない。また、調査結果を改竄<sup>かいざん</sup>してはならない。

### (4) 差別的表現とされる用語や社会的に不適切とされる用語について

論文作成また口頭等で発表する場合には、社会的に不適切と考えられる用語を使用してはならない。ただし、引用文中の語についてはこの限りではない。

## 2022年度 授業担当教員一覧

職名	氏名	研究分野
学 長	生 田 久美子	教育哲学、認知教育学
副 学 長	伊 東 秀 幸	精神保健福祉
副 学 長	安 村 清 美	舞踊教育学、保育学
学 長 補 佐	米 山 光 儀	近代日本教育史、社会教育史
人間福祉学部長	村 井 祐 一	福祉情報、地域福祉
子ども未来学部長	内 藤 知 美	保育学、児童文化
人間科学部長兼学科長(心理)	渡 邊 由 己	コミュニティへの心理学的アプローチ
学科長(社会福祉)	川 名 正 昭	福祉工学
学科長(心理福祉)	小 山 望	心理・教育
学科長(子ども未来)	斉 木 美紀子	ピアノ、音楽教育
教 授	山 本 博 之	医療保健領域におけるソーシャルワーク
教 授	中 川 正 俊	精神医学
教 授	隅河内 司	障害者福祉、ソーシャルワーク、地域福祉
教 授	長 友 祐 三	社会学
教 授	小 田 敏 雄	精神保健福祉
教 授	浦 尾 和 江	介護福祉学、介護技術
教 授	山 崎 さゆり	生活環境学、住生活学、家政学
教 授	相 澤 哲	社会学
教 授	藤 原 亮 一	社会学、社会学方法論
教 授	引 馬 知 子	社会福祉政策、国際社会福祉、就労支援
教 授	藤 森 智 子	東アジア地域研究、政治学
教 授	新 井 雅 明	障害児教育、特別支援教育、授業のユニバーサルデザイン
教 授	小 泉 和 博	教育課程
教 授	染 谷 裕 子	日本語学、日本語史
教 授	犬 塚 典 子	教育学、公共政策
教 授	茗 井 香保里	健康・スポーツ科学、こども学、教育学
教 授	番 匠 一 雅	福祉現場の情報化
教 授	伊 東 正 裕	臨床心理学、精神保健学、社会福祉学
教 授	寺 沢 英理子	臨床心理学
准 教 授	松 本 葉 子	医療ソーシャルワーク
准 教 授	和 秀 俊	地域福祉、社会福祉学
准 教 授	高 柳 瑞 穂	障害福祉、児童福祉、社会福祉史
准 教 授	小 野 孝 嘉	社会福祉学、政治学
准 教 授	鈴 木 剛	精神保健福祉、自殺予防
准 教 授	増 田 いづみ	老年学、介護福祉学
准 教 授	竹 田 幸 司	生活支援技術(移動)、実習教育
准 教 授	島 田 今白子	高齢者の心身の健康、介護予防活動
准 教 授	國 見 真理子	法学、経済学、会計学を巡る学際的研究
准 教 授	温 泉 美 雪	行動療法、臨床発達心理学
准 教 授	小 平 隆 雄	社会福祉原論

職名	氏名	研究分野
准教授	新名 正 弥	社会保障、社会政策（社会サービス分野）
准教授	長谷川 洋 昭	児童福祉、司法福祉
准教授	清水 道 代	保育学
准教授	吉 國 陽 一	教育学、発達心理学
准教授	岩 本 圭 子	保健学、保育学
准教授	横 尾 暁 子	発達心理学、健康心理学
准教授	仙 田 考 子	子ども環境学
准教授	長 岡 智 寿 子	社会学、教育学、ジェンダー
准教授	筒 井 順 子	臨床心理学、コンサルテーション・リエゾン
准教授	五 島 史 子	心理学、認知心理学、実験心理学
准教授	櫻 井 優 太	実験心理学、生理心理学、感情心理学
講 師	岩 本 親 憲	教育哲学、スクールカウンセリング
講 師	江 島 尚 俊	宗教学、大学史研究
講 師	望 月 隆 之	障害者福祉、ソーシャルワーク
講 師	三 政 洋 一	人体塑像、近代日本彫刻史
助 教	高 谷 明 子	介護福祉学・高齢者福祉・心理学
助 教	舟 生 直 美	表現
助 教	恒 川 丹 子	保育学、保育方法
助 教	新 井 貴 子	保育学、幼児教育学
助 教	新 井 彩 加	臨床心理学
兼任講師	青 木 宏 心	障害児福祉、介護福祉、国家試験対策
兼任講師	青 山 誠 子	保育実践研究（言葉）
兼任講師	阿 部 廣 二	心理学、教育学、認知科学
兼任講師	安 齊 順 子	心理学
兼任講師	安 藤 公 美	日本近代文学
兼任講師	飯 田 千 夏	音楽
兼任講師	石 川 円 子	家族社会学、家族支援
兼任講師	石 川 由 美	介護福祉学、高齢者福祉
兼任講師	伊 藤 綾 香	人間情報学、社会学、文化人類学
兼任講師	稲 葉 隆 子	社会教育、生涯学習、教育行政
兼任講師	入 江 薫 子	音楽
兼任講師	岩 崎 美 奈 子	発達臨床心理学
兼任講師	植 村 格 明	キャリア形成支援
兼任講師	生 方 克 之	障害者福祉
兼任講師	浦 城 直 子	手話、アジアにおけるろう女性の状況
兼任講師	江 澤 富 士 子	英語、コミュニケーション
兼任講師	櫻 本 則 幸	社会福祉学
兼任講師	海老澤 浩 史	ソーシャルワーク（生活困窮者支援）
兼任講師	撰 麻 子 人	児童・青少年の心の問題に対する支援、精神保健福祉に関する実務、医療福祉に関する実務
兼任講師	遠 藤 建 人	ソーシャルワーク、子ども家庭福祉、スクールソーシャルワーク



職名	氏名	研究分野
兼任講師	太田和希	コーチング論、トレーニング学
兼任講師	大田美都	音楽教育（日本音楽）
兼任講師	岡田啓子	発達心理学、教育心理学
兼任講師	奥田訓子	健康心理学
兼任講師	小倉常明	社会福祉学
兼任講師	小澤昌之	教育社会学、キャリア教育、高等教育
兼任講師	小野響也	コーチング論・トレーニング学
兼任講師	小畑晶子	昆虫生態学
兼任講師	柿澤文子	書道実技（漢字・仮名・漢字仮名交じりの書）、ペン字
兼任講師	金井直子	権利擁護、福祉経営、高齢者福祉
兼任講師	川上克樹	認知行動療法、高次脳機能障害、発達障害
兼任講師	河原眞利	造形表現
兼任講師	神田久義	日本古典文学
兼任講師	岸本太一	障害者スポーツ、水泳科学
兼任講師	木村能成	臨床心理学
兼任講師	窪田尚	メディア表現（絵本）学
兼任講師	小泉仁	社会福祉士・介護福祉士国家試験対策、ケアマネジメント（介護支援専門員試験対策）
兼任講師	酒井垂弥	音楽（ピアノ）
兼任講師	嵯峨野美香	早期英語教育
兼任講師	佐藤亨	社会科教育課程、国際教育、教師教育（現職教育）
兼任講師	嶋田明子	日本近代文学
兼任講師	下山晃司	心理臨床
兼任講師	神朝弘	社会福祉
兼任講師	末崎潤一	空間・環境と知覚について
兼任講師	杉下文子	教育学、西洋思想史、国際教育
兼任講師	瀬川千津子	保育・幼児教育実践学
兼任講師	関維子	社会福祉学
兼任講師	関山隆一	人間学・保育学
兼任講師	外川重信	スポーツコーチ学（野外運動学）
兼任講師	染野享子	高齢者、ソーシャルワーク
兼任講師	高橋淳一郎	学校心理学
兼任講師	高橋達己	野外運動論、野外教育
兼任講師	高橋弘之	霊長類学
兼任講師	滝沢眞弓	音楽（ピアノ）
兼任講師	滝島眞優	障害者福祉
兼任講師	田中明子	音楽（ピアノ）
兼任講師	爲近薫	臨床心理、被災ストレス
兼任講師	土田弥生	臨床認知発達学、学校臨床心理学、学校カウンセリング
兼任講師	直井玲子	保育学、教育学、芸術学（演劇）
兼任講師	中嶋尚樹	言語学

職名	氏名	研究分野
兼任講師	永田隆二	社会保障、高齢者福祉
兼任講師	那須里絵	臨床心理学
兼任講師	西村かおる	栄養教育
兼任講師	西村敏也	史学（史学一般・日本史）、文化人類学（民俗学）、哲学（宗教学）、地域研究
兼任講師	波戸謙太	コーチング学、トレーニング科学、バイオメカニクス
兼任講師	馬場康徳	高齢者福祉、居住福祉、地域創生
兼任講師	原田ゆかり	器楽、ピアノ
兼任講師	福島達也	非営利法人研究、社会起業家育成
兼任講師	別府政行	ソーシャルワーク、社会福祉施設経営管理、権利擁護と成年後見制度
兼任講師	松井伸子	障がい者スポーツにおける外傷発生について
兼任講師	丸山雄	中国史
兼任講師	皆吉淳延	国語教育学
兼任講師	宮崎麻子	児童文化・文学
兼任講師	宮崎敦子	脳科学、リハビリテーション学
兼任講師	茂木高利	福祉文化
兼任講師	山内啓之	地理学
兼任講師	山部啓子	聴覚障害者福祉
兼任講師	山本敦	認知科学・社会文化心理学
兼任講師	山本智子	教育学
兼任講師	横山孝行	臨床心理学、青年心理学、集団心理学
兼任講師	和田靖子	乳幼児期における音楽遊び

# 田園調布学園大学

Den-en Chofu University

〒215-8542

神奈川県川崎市麻生区東百合丘 3-4-1

TEL.044(966)1306(教学支援課) TEL.044(966)9211(代表)

履修要項は再配付しません。大切に保管してください。